調 査 資 料

令和６年度
市議会の活動に関する実態調査結果
(令和５年１月１日～令和５年12月31日)

令和６年７月

全国市議会議長会

市議会の活動に関する実態調査について

この報告書は、全国815市（東京23特別区を含む。）の「令和5年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)における市議会の活動に関する実態調査」の結果を取りまとめたものである。

1　調査対象　　全国815市（東京23特別区を含む。）における令和5年中の市議会活動

2　調査方法　　オンライン調査・回答システムによる調査

3　調査対象期間　令和5年1月1日～令和5年12月31日
（時点調査については、令和5年12月31日現在）
※12月定例会が翌年まで会期延長した場合等は、その期間を含む。

4　調査実施期間　令和6年1月31日～2月29日

5　回収結果　　回収市数　815市
回収率　　100%

凡　例

(1)　各市からの個別回答については、句読点等に若干の編集を加えた以外、原文のまま掲載している。

(2)　各割合（%）は、小数点第2位を四捨五入している。これにより、内訳は合計と一致しない場合がある。

(3)　「全開催日数」は、会期中開催日数と閉会中開催日数を合算した日数である。
「年間活動日数」は、全開催日数と市内・市外行政視察日数を合算した日数である。

(4)　人口段階は下表のとおりとし、アルファベットで表記している。
なお、人口は、令和5年12月31日現在の住民基本台帳人口（外国人住民を含む）である。ただし、その時点での統計をとっていない場合は、その直近の時点の住民基本台帳人口としている。

5　万　人　未　満	A	300 市
5 万人以上 10 万人未満	B	235 市
10 万人以上 20 万人未満	C	148 市
20 万人以上 30 万人未満	D	48 市
30 万人以上 40 万人未満	E	30 市
40 万人以上 50 万人未満	F	19 市
5　0　万　人　以　上	G	15 市
指　定　都　市	H	20 市
合　　計	A～H	815 市

目次

1 通年会期制

【1-1】通年会期制を採用している市……10
【1-2】通年会期制を採用している市の採用状況……10

2 定例会・臨時会

【2-1】条例で定めた定例会の回数……11
【2-2】実際に開催した定例会の開催回数……11
【2-3】定例会の平均会期日数・平均本会議日数……12
【2-4】市長招集臨時会を開催した市……12
【2-5】議長請求臨時会を開催した市……13
【2-6】議員請求臨時会を開催した市……13
【2-7】議長招集臨時会を開催した市……14
【2-8】定例会及び臨時会を合わせた全会議の平均開催回数・平均会期日数・
平均本会議日数……14
【2-9】休日議会の開催事例……15
【2-10】夜間議会の開催事例……16
【2-11】本会議における公聴会、参考人招致、秘密会、流会、出席催告の事例……16
【2-12】災害等の場合の招集日の変更の事例(地方自治法第 101 条第 8 項)……16
【2-13】定例会及び臨時会の平均傍聴者数……17
【2-14】本会議の傍聴における氏名、住所、年齢等の記入の有無……18
【2-15】本会議の傍聴に際し、記入が必要な内容……18
【2-16】本会議の傍聴者に対する資料配付の状況……19
【2-17】本会議の傍聴者に配布している資料……19

3 質問の実施状況

【3-1】個人質問を実施した市……20
【3-2】代表質問を実施した市……20
【3-3】緊急質問を実施した市……21
【3-4】議員専用の発言席の設置状況……21

【3-5】一問一答方式の規定状況……22
【3-6】一問一答方式の実施状況……22
【3-7】個人質問の時間制限……23
【3-8】代表質問の時間制限……23
【3-9】文書質問の導入状況……24
【3-10】文書質問の根拠規定……24

4 常任委員会

【4-1】条例で定めた常任委員会の数……25
【4-2】1 常任委員会あたりの活動状況（平均）……25
【4-3】予算審査常任、決算審査常任、予算・決算審査常任委員会の設置状況……26
【4-4】常任委員会の複数所属の状況……26
【4-5】常任委員会における公聴会、参考人招致、秘密会の事例……26

5 特別委員会

【5-1】特別委員会の数……27
【5-2】1 特別委員会あたりの活動状況（平均）……28
【5-3】予算審査特別、決算審査特別、予算・決算審査特別、予算及び決算以外の特別委員会の設置状況……28
【5-4】特別委員会における公聴会、参考人招致、秘密会の事例……29

6 議会運営委員会

【6-1】議会運営委員会の活動状況（平均）……30
【6-2】議会運営委員会における公聴会、参考人招致、秘密会の事例……30

7 その他委員会に関すること

【7-1】委員会条例で定められた委員の任期……31
【7-2】議長・副議長の各委員への就任状況……31
【7-3】委員会の傍聴の取扱い……32
【7-4】委員会を原則公開している市……32

【7-5】 委員長・委員会の許可により公開している市……33
【7-6】 1 委員会あたりの平均傍聴者数……33
【7-7】 連合審査会の開催事例……33
【7-8】 議員選出監査委員の委員就任状況……34
【7-9】 小委員会、分科会の設置事例……34

8 協議又は調整を行うための場(地方自治法第 100 条第 12 項)

【8-1】 協議又は調整を行うための場の設置状況……35
【8-2】 協議又は調整を行うための場の数……36
【8-3】 1 協議又は調整を行うための場あたりの活動状況(平均)……37
【8-4】 1 協議又は調整を行うための場あたりの平均傍聴者数……37
【8-5】 協議又は調整を行うための場の傍聴の取扱い……37

9 予算・決算

【9-1】 令和 5 年度一般会計当初予算の審議結果……38
【9-2】 令和 4 年度一般会計決算の審議結果……38
【9-3】 決算不認定の場合における長から議会等への報告事例……38
【9-4】 令和 5 年度一般会計当初予算額と議会費……39

10 市長提出による議案

【10-1】 市長提出による議案別件数……40
【10-2】 市長提出による議案の議決態様件数……40
【10-3】 専決処分の議案別件数……41
【10-4】 専決処分の審議結果別件数……41
【10-5】 専決処分の専決理由別件数……41
【10-6】 市長提出事件に対する修正案の提出件数……42

11 議員提出による議案

【11-1】 議員提出による議案別件数……43
【11-2】 議員提出による議案の人口段階別の議決態様件数……43
【11-3】 議員提出による議案別の議決態様件数……44
【11-4】 議員提出による条例案の件数……44

【11-5】議員提出による新規条例案……45
【11-6】議員提出事件に対する修正案の提出件数……48

12 委員会提出による議案

【12-1】委員会提出による議案別件数……49
【12-2】委員会提出による議案の人口段階別の議決態様件数……49
【12-3】委員会提出による議案別の議決態様件数……50
【12-4】委員会提出による条例案の件数……50
【12-5】委員会提出による新規条例案……51
【12-6】委員会提出事件に対する修正案の提出件数……52

13 請願・陳情

【13-1】請願の処理状況……53
【13-2】請願と同様の扱いをした陳情の処理状況……53
【13-3】「一部採択」「趣旨採択」の運用の採用状況……54
【13-4】請願と同様の扱いをしなかった陳情の件数……54
【13-5】請願と同様の扱いをしなかった陳情の処理状況……54

14 意見書・決議

【14-1】意見書の可決件数……55
【14-2】可決した意見書の議決形態……55
【14-3】決議の可決件数……56
【14-4】可決した決議の議決形態……56

15 地方自治法・議決関係

【15-1】地方自治法・議決関係……57

16 議長の選出方法・任期、会派

【16-1】議長選出時における議長就任希望者の所信表明等の機会の導入状況…58
【16-2】議長就任希望者の所信表明等の実施時期……58
【16-3】議長任期に関する申合せや慣例の有無……59
【16-4】申合せや慣例による議長の任期……59
【16-5】会派の数……60

17 議会及び議員に関する条例の制定状況等

【17-1】 議会基本条例の制定状況……61
【17-2】 自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況……62
【17-3】 議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況……62
【17-4】 議員個人による請負の状況の報告・公表に関する
条例等の制定状況……63
【17-5】 議員個人による請負の状況の報告・公表に関する
条例等の根拠規定……63
【17-6】 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決事件の追加状況……64
【17-7】 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による追加の議決事件の内容……64
【17-8】 議選監査委員の選任の廃止状況……65
【17-9】 議選監査委員の廃止に関する条例の提出者……65
【17-10】 監査委員事務局の設置状況……66
【17-11】 議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況……66
【17-12】 令和5年中の市議会議員一般選挙の実施状況……67
【17-13】 市議会議員一般選挙時における候補者のビラの頒布の状況……67

18 広報公聴

【18-1】 本会議、委員会の放送方法……68
【18-2】 個々の議案に対する賛否の公表……69
【18-3】 議案に対する賛否を公表している媒体……69
【18-4】 議会広報(だより)の発行状況……70
【18-5】 議会広報(だより)の発行回数……70
【18-6】 議会広報(だより)の編集会議の有無……71
【18-7】 議会広報(だより)の編集会議の種類……71
【18-8】 議会広報(だより)の編集体制……72
【18-9】 フェイスブック・X(旧ツイッター)等による議会の情報発信の状況……73
【18-10】 情報発信の方法……73

19 住民等の議会への参画

【19-1】 議会報告会の開催状況……74
【19-2】 議会報告会の主な内容……74

【19-3】 子ども議会、女性議会、模擬議会の開催状況……75
【19-4】 議会モニター制度の採用状況……76
【19-5】 議会におけるパブリックコメントの実施状況……76
【19-6】 住民アンケート調査の実施状況……77
【19-7】 専門的知見の活用の事例……78
【19-8】 議会と大学等との協定の締結状況……79

20 議会の ICT 化

【20-1】 本会議場・委員会室での議員のパソコン・タブレット端末の使用状況……80
【20-2】 全議員を対象とするタブレット端末の導入状況……80
【20-3】 タブレット端末の導入経費・形態……81
【20-4】 庁舎外へのタブレット端末の持ち出し許可状況……81
【20-5】 タブレット端末の利用目的……82
【20-6】 タブレット端末の活用による会議資料のペーパーレス化の状況……82
【20-7】 本会議場・委員会室での議員の説明用スクリーン・パネルの
使用許可状況……83
【20-8】 電子表決(押しボタン式表決)システムの導入状況……83
【20-9】 会議録検索システムの導入状況……84
【20-10】 会議録作成における音声認識システムの導入状況……85
【20-11】 音声認識システムを導入している会議……85
【20-12】 会議等のオンライン開催に係る会議規則、
委員会条例等の改正状況……86
【20-13】 会議等のオンライン開催に係る改正の対象……86
【20-14】 会議等のオンライン開催状況……87
【20-15】 オンラインで開催した会議等……87

21 議員間(自由)討議・執行部の反問権

【21-1】 議員間(自由)討議の規定状況……88
【21-2】 議員間(自由)討議の根拠規定……88
【21-3】 議員間(自由)討議の実施状況……89
【21-4】 議員間(自由)討議を行った会議の種類……89
【21-5】 議員間(自由)討議を行った対象……90
【21-6】 執行部の反問権の規定状況……91

【21-7】 執行部の反問権の根拠規定……91
【21-8】 執行部の反問権の行使状況……92
【21-9】 執行部の反問権を行使した会議の種類……92
【21-10】 執行部の反問権を行使した対象……93

22 政務活動費

【22-1】 政務活動費の交付状況……94
【22-2】 政務活動費の交付対象……94
【22-3】 政務活動費の交付額の算出基準……95
【22-4】 政務活動費の交付方法……95
【22-5】 政務活動費の交付時期……96
【22-6】 政務活動費の収支報告書への領収書添付状況……96
【22-7】 政務活動費の議員 1 人あたりの交付月額……97
【22-8】 情報公開条例に基づく公開請求の状況……97
【22-9】 情報公開条例に基づく公開請求によらない公開の状況……98
【22-10】 ホームページ上での収支報告書等の公開状況……98
【22-11】 政務活動費に関する裁判の事例……99

23 費用弁償等

【23-1】 本会議、委員会等の議会の会議に出席した場合の費用弁償の
支給状況(議員派遣等による旅費は除く)……100
【23-2】 費用弁償の対象となっている会議……100
【23-3】 費用弁償の日額……101
【23-4】 費用弁償の日額(定額)の支給額別内訳……101
【23-5】 欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額
又は支給停止の規定状況……102
【23-6】 欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額
又は支給停止の事由……102
【23-7】 一定期間の欠席における「出産」の取扱い……103
【23-8】 特別職報酬等審議会の開催状況……103

24 男女共同参画・社会的包摂

【24-1】 会議規則に規定されている欠席事由 …… 104
【24-2】 欠席事由の具体的な運用の規定状況 …… 105
【24-3】 欠席事由の具体的な運用の根拠規定 …… 105
【24-4】 出産(議員本人)における欠席期間の会議規則への規定状況 …… 106
【24-5】 会議規則に規定した欠席期間 …… 106
【24-6】 各事由による欠席事例 …… 106
【24-7】 議員を対象としたハラスメント研修 …… 107
【24-8】 議員を対象としたハラスメント研修で対象としたハラスメントの類型 …… 107
【24-9】 議員を対象としたハラスメント研修の内容 …… 108
【24-10】 議会におけるハラスメント相談体制の整備状況 …… 108
【24-11】子ども連れの議員や傍聴者を対象とした施設・設備等の設置状況 …… 109

25 その他議会の活動に関すること

【25-1】 議会による事務事業評価の実施状況 …… 110
【25-2】 議員派遣(地方自治法第 100 条第 13 項)の事例(平均) …… 110
【25-3】 議会図書室における専任又は
兼任の司書(司書有資格者)の配置状況 …… 111
【25-4】 議会図書室と公立図書館又は大学図書館等との連携状況 …… 111
【25-5】 議会図書室の一般利用(地方自治法第 100 条第 20 項)の状況 …… 111
【25-6】 議会独自の災害対応方針の制定状況 …… 112
【25-7】 議会 BCP の制定状況 …… 112
【25-8】 議会独自に制定した災害対応方針における
感染症対応の規定状況 …… 112
【25-9】 議員の通称又は旧姓の使用についての規定状況 …… 113
【25-10】 議員の通称又は旧姓の使用についての根拠規定 …… 113
【25-11】 議会ホームページにおける議員の住所の公開状況 …… 114

【別紙-1】 その他政治分野の男女共同参画に関する議会の取組(自由記述) … 115
【別紙-2】 小・中・高校生を対象とした主権者教育の取組状況(自由記述) …… 117
【別紙-3】 議会における障害者への配慮事例(自由記述) …… 138

1 通年会期制

【1-1】通年会期制を採用している市

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	通年会期制を採用している	通年会期制を採用していない
5万人未満 300	15 (5.0%)	285 (95.0%)
5～10万人未満 235	17 (7.2%)	218 (92.8%)
10～20万人未満 148	12 (8.1%)	136 (91.9%)
20～30万人未満 48	5 (10.4%)	43 (89.6%)
30～40万人未満 30	4 (13.3%)	26 (86.7%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)	18 (94.7%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	15 (100.0%)
指定都市 20	2 (10.0%)	18 (90.0%)
全市 815	56 (6.9%)	759 (93.1%)

【1-2】通年会期制を採用している市の採用状況

56市（令和5年12月31日現在）

根拠条文	市数	市区名
通年会期を採用している市 （地方自治法第102条の2第1項）	14	久慈市、福島市、柏崎市、秦野市、厚木市、常総市、坂東市、鳥羽市、四條畷市、守山市、丹波篠山市、浜田市、小松島市、三好市
定例会を条例で年1回と定めている市 （地方自治法第102条第2項）	42	根室市、宮古市、北上市、一関市、滝沢市、登米市、会津若松市、伊達市、南砺市、金沢市、七尾市、白山市、青梅市、あきる野市、文京区、墨田区、荒川区、相模原市、横須賀市、守谷市、矢板市、那須塩原市、久喜市、鎌ケ谷市、藤枝市、犬山市、豊明市、四日市市、伊賀市、鈴鹿市、名張市、枚方市、大東市、大阪狭山市、京都市、亀岡市、大津市、長浜市、安来市、土佐清水市、香美市、壱岐市

2 定例会・臨時会

【2-1】条例で定めた定例会の回数

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	2回	3回	4回
5万人未満 300	0 (0.0%)	0 (0.0%)	285 (95.0%)
5～10万人未満 235	0 (0.0%)	0 (0.0%)	218 (92.8%)
10～20万人未満 148	0 (0.0%)	0 (0.0%)	136 (91.9%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (89.6%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	0 (0.0%)	25 (83.3%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (94.7%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
指定都市 20	1 (5.0%)	1 (5.0%)	16 (80.0%)
全市 815	2 (0.2%)	1 (0.1%)	756 (92.8%)

全国815市のうち、通年会期制を採用している56市を除いた759市で集計している。

2回：神戸市、明石市　3回：大阪市。

【2-2】実際に開催した定例会の開催回数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	1回	2回	3回	4回
5万人未満 300	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	285 (95.0%)
5～10万人未満 235	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	218 (92.8%)
10～20万人未満 148	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	136 (91.9%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (89.6%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	25 (83.3%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (94.7%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	16 (80.0%)
全市 815	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.4%)	756 (92.8%)

全国815市のうち、通年会期制を採用している56市を除いた759市で集計している。

神戸市、明石市は議員の任期満了による一般選挙が行われる年は3回としている。

【2-3】定例会の平均会期日数・平均本会議日数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	第1回定例会		第2回定例会		第3回定例会		第4回定例会		第1回～第4回定例会	
	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数
5万人未満 285	23.6	5.2	18.7	4.7	23.7	5.0	17.7	4.9	83.7	19.7
5～10万人未満 218	26.9	5.8	20.0	5.3	25.6	5.5	19.5	5.4	92.0	21.9
10～20万人未満 136	28.8	6.2	20.6	5.7	27.1	5.9	19.9	5.7	96.4	23.6
20～30万人未満 43	29.9	6.1	20.1	5.6	28.4	5.7	19.6	5.6	98.0	23.1
30～40万人未満 25	27.5	6.4	19.2	5.8	25.8	5.8	18.5	5.8	91.0	23.8
40～50万人未満 18	29.3	6.7	20.3	6.3	26.5	6.3	19.2	6.2	95.2	25.5
50万人以上 15	33.6	6.1	20.0	5.4	32.1	5.9	20.3	5.4	106.0	22.9
指定都市 16	29.9	6.4	21.1	6.0	33.9	6.3	18.8	6.0	103.8	24.7
全市 756	26.4	5.7	19.6	5.2	25.6	5.4	18.8	5.3	90.6	21.7

全国815市のうち、定例会を4回開催している756市の平均値である。

【2-4】市長招集臨時会を開催した市

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	開催した市数	平均開催回数	平均会期日数	平均本会議日数
5万人未満 285	233 (81.8%)	1.9	2.3	2.0
5～10万人未満 218	182 (83.5%)	1.6	2.0	1.7
10～20万人未満 136	112 (82.4%)	1.6	2.3	2.0
20～30万人未満 43	33 (76.7%)	1.6	2.8	2.3
30～40万人未満 25	21 (84.0%)	1.5	3.2	2.1
40～50万人未満 18	14 (77.8%)	1.6	2.2	2.0
50万人以上 15	12 (80.0%)	1.1	1.8	1.3
指定都市 16	12 (75.0%)	1.3	2.4	2.3
全市 756	619 (81.9%)	1.7	2.2	1.9

開催した市数の割合は、全国815市のうち、定例会を4回開催している756市の人口段階別の市数を基準としている。
平均開催回数等の各平均は開催市の平均値である。

【2-5】議長請求臨時会を開催した市

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	開催した市数	平均開催回数	平均会期日数	平均本会議日数
5万人未満 285	15 (5.3%)	1.2	2.4	1.4
5～10万人未満 218	10 (4.6%)	1.1	1.2	1.2
10～20万人未満 136	5 (3.7%)	1.0	1.2	1.2
20～30万人未満 43	2 (4.7%)	1.0	1.0	1.0
30～40万人未満 25	1 (4.0%)	2.0	3.0	3.0
40～50万人未満 18	1 (5.6%)	1.0	1.0	1.0
50万人以上 15	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
指定都市 16	1 (6.3%)	1.0	1.0	1.0
全市 756	35 (4.6%)	1.1	1.7	1.3

開催した市数の割合は、全国815市のうち、定例会を4回開催している756市の人口段階別の市数を基準としている。
平均開催回数等の各平均は開催市の平均値である。

【2-6】議員請求臨時会を開催した市

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	開催した市数	平均開催回数	平均会期日数	平均本会議日数
5万人未満 285	12 (4.2%)	1.1	1.3	1.3
5～10万人未満 218	17 (7.8%)	1.0	1.5	1.2
10～20万人未満 136	9 (6.6%)	1.0	1.8	1.3
20～30万人未満 43	8 (18.6%)	1.0	1.6	1.3
30～40万人未満 25	3 (12.0%)	1.3	2.0	1.7
40～50万人未満 18	2 (11.1%)	1.0	1.5	1.5
50万人以上 15	4 (26.7%)	1.0	2.0	1.5
指定都市 16	1 (6.3%)	1.0	1.0	1.0
全市 756	56 (7.4%)	1.0	1.6	1.3

開催した市数の割合は、全国815市のうち、定例会を4回開催している756市の人口段階別の市数を基準としている。
平均開催回数等の各平均は開催市の平均値である。

【2-7】議長招集臨時会を開催した市

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	開催した市数	平均開催回数	平均会期日数	平均本会議日数
5万人未満 285	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
5～10万人未満 218	1 (0.5%)	1.0	1.0	1.0
10～20万人未満 136	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
20～30万人未満 43	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
30～40万人未満 25	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
40～50万人未満 18	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
50万人以上 15	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
指定都市 16	0 (0.0%)	0.0	0.0	0.0
全市 756	1 (0.1%)	1.0	1.0	1.0

開催した市数の割合は、全国815市のうち、定例会を4回開催している756市の人口段階別の市数を基準としている。
平均開催回数等の各平均は開催市の平均値である。

【2-8】定例会及び臨時会を合わせた全会議の平均開催回数・平均会期日数・平均本会議日数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	平均開催回数	平均会期日数	平均本会議日数
5万人未満 285	5.7	85.7	21.4
5～10万人未満 218	5.4	93.8	23.5
10～20万人未満 136	5.4	98.5	25.3
20～30万人未満 43	5.5	100.5	25.1
30～40万人未満 25	5.5	94.0	25.9
40～50万人未満 18	5.4	97.2	27.3
50万人以上 15	5.1	107.9	24.3
指定都市 16	5.1	105.8	26.6
全市 756	5.5	92.6	23.4

全国815市のうち、定例会を4回開催している756市の人口段階別の市数を基準としている。

【2-9】休日議会の開催事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、6市6件）

都道府県	市区名	人口段階	開催日	会議名	開催内容	傍聴者数
山形県	上山市	A	9月10日	上山市議会第535回定例会	一般質問	110
富山県	滑川市	A	3月11日	令和5年3月滑川市議会定例会	本会議（一般質問）	17
石川県	輪島市	A	11月3日	令和5年第2回市議会臨時会	議会の議決を要する契約の締結について(地方自治法第96条第1項第5号及び輪島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条)	0
東京都	国分寺市	C	2月26日	令和5年第1回定例会	市長の施政方針に対する代表質問	31
埼玉県	久喜市	C	2月26日	令和5年2月定例会議本会議	施政方針に対する代表質問	29
大阪府	大東市	C	3月5日	令和5年3月大東市議会定例月議会	代表質問	17

【2-10】夜間議会の開催事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、2市2件）

都道府県	市区名	人口段階	開催日	会議名	開催内容	傍聴者数
北海道	夕張市	A	6月8日	令和5年第2回夕張市議会定例会	一般質問	15
大阪府	大東市	C	9月22日	令和5年9月大東市議会定例月議会	一般質問	13

【2-11】本会議における公聴会、参考人招致、秘密会、流会、出席催告の事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数	件数
本会議における公聴会の開催事例	0	0
本会議における参考人の招致事例	4	5
本会議を秘密会とした事例	1	2
流会となった事例	3	3
出席催告（地方自治法第113条）を行った事例	4	5

【2-12】災害等の場合の招集日の変更の事例（地方自治法第101条第8項）

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、1市1件）

都道府県	市区名	人口段階	招集日を変更した会議の種類	会議の招集日を変更した理由
沖縄県	豊見城市	B	臨時会	台風襲来により招集することで被災する可能性があること、及び市役所が閉庁となることが見込まれていたことから執行部の対応が困難であったため。

【2-13】定例会及び臨時会の平均傍聴者数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	第1回定例会 平均傍聴者数	第2回定例会 平均傍聴者数	第3回定例会 平均傍聴者数	第4回定例会 平均傍聴者数
5万人未満 282	23.9	29.5	29.6	26.5
5～10万人未満 210	41.0	47.3	44.0	43.6
10～20万人未満 133	45.4	60.7	56.3	58.3
20～30万人未満 42	67.4	92.5	72.8	71.6
30～40万人未満 24	104.4	121.3	107.0	109.6
40～50万人未満 18	89.9	112.7	107.8	81.2
50万人以上 15	95.8	136.2	113.2	114.8
指定都市 16	150.3	180.0	177.0	177.2
全市 740	43.5	54.2	50.2	48.7

平均傍聴者数は、全国815市のうち、定例会を4回開催している756市の中で傍聴者数を把握している740市で集計している。

人口段階別	市長招集 臨 時 会 平均傍聴者数	議長請求 臨 時 会 平均傍聴者数	議員請求 臨 時 会 平均傍聴者数	議長招集 臨 時 会 平均傍聴者数
5万人未満 282	3.9	3.4	2.8	開催事例なし
5～10万人未満 210	3.0	7.6	3.5	0.0
10～20万人未満 133	5.6	4.2	1.0	開催事例なし
20～30万人未満 42	5.9	1.0	4.9	
30～40万人未満 25	5.3	7.0	7.7	
40～50万人未満 18	7.3	9.0	6.0	
50万人以上 15	5.9	開催事例なし	17.3	
指定都市 18	16.7	13.0	7.0	
全市 743	4.5	5.2	4.5	

平均傍聴者数は、通年会期制を採用している56市を除いた759市の中で傍聴者数を把握している743市のうち各臨時会を開催した市で集計している。

【2-14】本会議の傍聴における氏名、住所、年齢等の記入の有無

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	本会議の傍聴の際に氏名等の記入が必要
5万人未満 300	266 (88.7%)
5～10万人未満 235	203 (86.4%)
10～20万人未満 148	119 (80.4%)
20～30万人未満 48	37 (77.1%)
30～40万人未満 30	23 (76.7%)
40～50万人未満 19	17 (89.5%)
50万人以上 15	13 (86.7%)
指定都市 20	17 (85.0%)
全市 815	695 (85.3%)

【2-15】本会議の傍聴に際し、記入が必要な内容

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	氏名	住所	年齢	その他
5万人未満 266	264 (99.2%)	258 (97.0%)	133 (50.0%)	76 (28.6%)
5～10万人未満 203	203 (100.0%)	193 (95.1%)	69 (34.0%)	42 (20.7%)
10～20万人未満 119	118 (99.2%)	116 (97.5%)	25 (21.0%)	34 (28.6%)
20～30万人未満 37	37 (100.0%)	37 (100.0%)	4 (10.8%)	7 (18.9%)
30～40万人未満 23	23 (100.0%)	22 (95.7%)	2 (8.7%)	1 (4.3%)
40～50万人未満 17	17 (100.0%)	16 (94.1%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)
50万人以上 13	13 (100.0%)	12 (92.3%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)
指定都市 17	17 (100.0%)	16 (94.1%)	2 (11.8%)	5 (29.4%)
全市 695	692 (99.6%)	670 (96.4%)	238 (34.2%)	168 (24.2%)

各割合は、本会議の傍聴の際に氏名等の記入が必要である695市の人口段階別の市数を基準としている。

「その他」は、電話番号等。

【2-16】本会議の傍聴者に対する資料配付の状況

（令和5年12月31日現在)(単位：市の数）

人口段階別	本会議の傍聴者に対し資料を配布している
5万人未満 300	297 (99.0%)
5～10万人未満 235	235 (100.0%)
10～20万人未満 148	147 (99.3%)
20～30万人未満 48	48 (100.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)
全市 815	811 (99.5%)

【2-17】本会議の傍聴者に配布している資料

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	議事日程	議案（一部のみの場合も含む）	質問内容の資料	その他
5万人未満 297	252 (84.8%)	88 (29.6%)	286 (96.3%)	88 (29.6%)
5～10万人未満 235	211 (89.8%)	110 (46.8%)	228 (97.0%)	104 (44.3%)
10～20万人未満 147	129 (87.8%)	79 (53.7%)	143 (97.3%)	81 (55.1%)
20～30万人未満 48	42 (87.5%)	22 (45.8%)	48 (100.0%)	28 (58.3%)
30～40万人未満 30	25 (83.3%)	15 (50.0%)	30 (100.0%)	20 (66.7%)
40～50万人未満 19	17 (89.5%)	9 (47.4%)	17 (89.5%)	11 (57.9%)
50万人以上 15	13 (86.7%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)	8 (53.3%)
指定都市 20	19 (95.0%)	6 (30.0%)	20 (100.0%)	15 (75.0%)
全市 811	708 (87.3%)	330 (40.7%)	787 (97.0%)	355 (43.8%)

各割合は、本会議の傍聴者に対し資料を配布している811市の人口段階別の市数を基準としている。

その他は委員会審査報告書や会期日程等。

3 質問の実施状況

【3-1】個人質問を実施した市

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	定例会			通年会期		
	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数
5万人未満 300	284 (94.7%)	9.3	39.4	15 (5.0%)	9.7	40.3
5～10万人未満 235	218 (92.8%)	11.0	50.9	17 (7.2%)	11.1	55.2
10～20万人未満 148	136 (91.9%)	12.5	63.3	12 (8.1%)	12.6	67.4
20～30万人未満 48	43 (89.6%)	11.5	61.5	4 (8.3%)	10.3	52.3
30～40万人未満 30	26 (86.7%)	11.9	77.6	4 (13.3%)	13.0	77.3
40～50万人未満 19	18 (94.7%)	13.7	79.4	1 (5.3%)	12.0	81.0
50万人以上 15	15 (100.%)	11.1	66.7	通年会期制の該当市なし		
指定都市 20	15 (75.0%)	11.2	71.6	1 (5.0%)	13.0	67.0
全市 815	755 (92.6%)	10.7	51.7	54 (6.6%)	11.2	55.9

通年会期には令和5年から通年会期制を導入した2市を含む。

【3-2】代表質問を実施した市

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	定例会			通年会期		
	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数
5万人未満 300	97 (32.3%)	2.0	6.0	7 (2.3%)	2.6	4.9
5～10万人未満 235	112 (47.7%)	2.0	6.8	8 (3.4%)	2.0	7.9
10～20万人未満 148	86 (58.1%)	2.2	7.3	10 (6.8%)	1.4	5.5
20～30万人未満 48	30 (62.5%)	3.9	14.5	3 (6.3%)	8.0	19.3
30～40万人未満 30	22 (73.3%)	3.0	11.7	3 (10.0%)	1.7	5.3
40～50万人未満 19	15 (78.9%)	3.3	8.9	1 (5.3%)	1.0	6.0
50万人以上 15	11 (73.3%)	4.3	13.3	通年会期制の該当市なし		
指定都市 20	12 (60.0%)	4.9	15.9	2 (10.0%)	7.0	40.5
全市 815	385 (47.2%)	2.5	8.1	34 (4.2%)	2.7	9.2

通年会期には令和5年から通年会期制を導入した2市を含む。

【3-3】緊急質問を実施した市

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	定例会における緊急質問			臨時会における緊急質問			通年会期制における緊急質問		
	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数
5万人未満 300	12 (4.0%)	1.0	1.2	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0
5～10万人未満 235	7 (3.0%)	1.3	1.9	2 (0.9%)	2.5	5.5	0 (0.0%)	0.0	0.0
10～20万人未満 148	3 (2.0%)	1.0	7.0	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0
20～30万人未満 48	1 (2.1%)	2.0	6.0	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	1.0	9.0	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0
50万人以上 15	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0	通年会期制の該当市なし		
指定都市 20	1 (5.0%)	1.0	9.0	0 (0.0%)	0.0	0.0	0 (0.0%)	0.0	0.0
全市 815	25 (3.1%)	1.1	2.9	2 (0.2%)	2.5	5.5	0 (0.0%)	0.0	0.0

通年会期には令和5年から通年会期制を導入した2市を含む。

【3-4】議員専用の発言席の設置状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	議席以外に議員専用の発言席を設置している
5万人未満 300	274 (91.3%)
5～10万人未満 235	199 (84.7%)
10～20万人未満 148	116 (78.4%)
20～30万人未満 48	34 (70.8%)
30～40万人未満 30	22 (73.3%)
40～50万人未満 19	13 (68.4%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	10 (50.0%)
全市 815	675 (82.8%)

【3-5】一問一答方式の規定状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	規定している市（選択制を含む）	一問一答方式の根拠規定※1			
		議会基本条例	会議規則	要綱や申合せ	その他
5万人未満 300	267 (89.0%)	129 (48.3%)	13 (4.9%)	98 (36.7%)	27 (10.1%)
5～10万人未満 235	210 (89.4%)	101 (48.1%)	12 (5.7%)	70 (33.3%)	27 (12.9%)
10～20万人未満 148	128 (86.5%)	48 (37.5%)	10 (7.8%)	54 (42.2%)	16 (12.5%)
20～30万人未満 48	34 (70.8%)	13 (38.2%)	2 (5.9%)	16 (47.1%)	3 (8.8%)
30～40万人未満 30	25 (83.3%)	9 (36.0%)	2 (8.0%)	11 (44.0%)	3 (12.0%)
40～50万人未満 19	14 (73.7%)	6 (42.9%)	1 (7.1%)	4 (28.6%)	3 (21.4%)
50万人以上 15	7 (46.7%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)
指定都市 20	14 (70.0%)	6 (42.9%)	1 (7.1%)	6 (42.9%)	1 (7.1%)
全市 815	699 (85.8%)	316 (45.2%)	41 (5.9%)	260 (37.2%)	82 (11.7%)

※1の割合は、一問一答方式を規定している699市の人口段階別の市数を基準としている。

【3-6】一問一答方式の実施状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	実施した市	一問一答方式で実施した質問等の種類（複数回答）※1			
		個人質問	代表質問	緊急質問	質疑
5万人未満 300	277 (92.3%)	273 (98.6%)	64 (23.1%)	5 (1.8%)	83 (30.0%)
5～10万人未満 235	219 (93.2%)	218 (99.5%)	65 (29.7%)	2 (0.9%)	70 (32.0%)
10～20万人未満 148	134 (90.5%)	133 (99.3%)	43 (32.1%)	1 (0.7%)	50 (37.3%)
20～30万人未満 48	37 (77.1%)	36 (97.3%)	9 (24.3%)	1 (2.7%)	12 (32.4%)
30～40万人未満 30	26 (86.7%)	26 (100.0%)	8 (30.8%)	0 (0.0%)	14 (53.8%)
40～50万人未満 19	16 (84.2%)	15 (93.8%)	4 (25.%)	0 (0.0%)	7 (43.8%)
50万人以上 15	8 (53.3%)	7 (87.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	5 (62.5%)
指定都市 20	14 (70.0%)	13 (92.9%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	5 (35.7%)
全市 815	731 (89.7%)	721 (98.6%)	199 (27.2%)	10 (1.4%)	246 (33.7%)

※1の割合は、一問一答方式を実施した731市の人口段階別の市数を基準としている。

【3-7】個人質問の時間制限

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	質問時間を制限している※1	1人あたりの持ち時間※2				答弁時間※3	
		～30分以内	31分～60分以内	61分以上	その他	質問時間に含む	質問時間に含まない
5万人未満 299	297 (99.3%)	71 (23.9%)	182 (61.3%)	18 (6.1%)	26 (8.8%)	179 (60.3%)	118 (39.7%)
5～10万人未満 235	234 (99.6%)	49 (20.9%)	148 (63.2%)	11 (4.7%)	26 (11.1%)	140 (59.8%)	94 (40.2%)
10～20万人未満 148	145 (98.0%)	42 (29.0%)	71 (49.0%)	4 (2.8%)	28 (19.3%)	74 (51.0%)	71 (49.0%)
20～30万人未満 47	47 (100.0%)	9 (19.1%)	23 (48.9%)	2 (4.3%)	13 (27.7%)	28 (59.6%)	19 (40.4%)
30～40万人未満 30	28 (93.3%)	6 (21.4%)	11 (39.3%)	0 (0.0%)	11 (39.3%)	21 (75.0%)	7 (25.0%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)	2 (10.5%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	9 (47.4%)	14 (73.7%)	5 (26.3%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	8 (53.3%)	4 (26.7%)	11 (73.3%)
指定都市 16	16 (100.0%)	5 (31.3%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	10 (62.5%)	6 (37.5%)	10 (62.5%)
全市 809	801 (99.0%)	189 (23.6%)	446 (55.7%)	35 (4.4%)	131 (16.4%)	466 (58.2%)	335 (41.8%)

※1の割合は、個人質問を実施した809市の人口段階別の市数を基準としている。なお、時間制限しているが、実施しなかった議会があるため、100%を超える場合がある。

※2～3の市の割合は、質問時間を制限している801市の人口段階別の市数を基準としている。

【3-8】代表質問の時間制限

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	質問時間を制限している※1	1人あたりの持ち時間※2				答弁時間※3	
		～30分以内	31分～60分以内	61分以上	その他	質問時間に含む	質問時間に含まない
5万人未満 104	109 (104.8%)	18 (16.5%)	45 (41.3%)	7 (6.4%)	39 (35.8%)	52 (47.7%)	57 (52.3%)
5～10万人未満 120	127 (105.8%)	14 (11.0%)	42 (33.1%)	13 (10.2%)	58 (45.7%)	66 (52.0%)	61 (48.0%)
10～20万人未満 96	89 (92.7%)	10 (11.2%)	24 (27.0%)	7 (7.9%)	48 (53.9%)	33 (37.1%)	56 (62.9%)
20～30万人未満 33	33 (100.0%)	2 (6.1%)	8 (24.2%)	2 (6.1%)	21 (63.6%)	15 (45.5%)	18 (54.5%)
30～40万人未満 25	24 (96.0%)	1 (4.2%)	5 (20.8%)	3 (12.5%)	15 (62.5%)	11 (45.8%)	13 (54.2%)
40～50万人未満 16	15 (93.8%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	9 (60.0%)	6 (40.0%)
50万人以上 11	10 (90.9%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (90.0%)	2 (20.0%)	8 (80.0%)
指定都市 14	15 (107.1%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	11 (73.3%)	4 (26.7%)	11 (73.3%)
全市 419	422 (100.7%)	50 (11.8%)	129 (30.6%)	35 (8.3%)	208 (49.3%)	192 (45.5%)	230 (54.5%)

※1の割合は、代表質問を実施した419市の人口段階別の市数を基準としている。なお、時間制限しているが、実施しなかった議会があるため、100%を超える場合がある。

※2～3の市の割合は、質問時間を制限している422市の人口段階別の市数を基準としている。

【3－9】文書質問の導入状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	導入している
5万人未満 300	37 (12.3%)
5～10万人未満 235	39 (16.6%)
10～20万人未満 148	31 (20.9%)
20～30万人未満 48	3 (6.3%)
30～40万人未満 30	7 (23.3%)
40～50万人未満 19	3 (15.8%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	5 (25.0%)
全市 815	127 (15.6%)

【3－10】文書質問の根拠規定

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	会議規則	議会基本条例	規程・要綱・要領等	その他
5万人未満 37	4 (10.8%)	31 (83.8%)	3 (8.1%)	2 (5.4%)
5～10万人未満 39	3 (7.7%)	32 (82.1%)	9 (23.1%)	2 (5.1%)
10～20万人未満 31	3 (9.7%)	25 (80.6%)	9 (29.0%)	2 (6.5%)
20～30万人未満 3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)
30～40万人未満 7	2 (28.6%)	5 (71.4%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
指定都市 5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
全市 127	20 (15.7%)	96 (75.6%)	22 (17.3%)	9 (7.1%)

各割合は、文書質問を導入している127市の人口段階別の市数を基準としている。

その他は、申合せ等。

4 常任委員会

【4-1】条例で定めた常任委員会の数

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	1委員会	2委員会	3委員会	4委員会	5委員会	6委員会	7委員会	8委員会	委員会の数平均
5万人未満 300	5 (1.7%)	81 (27.0%)	163 (54.3%)	38 (12.7%)	13 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2.9
5～10万人未満 235	0 (0.0%)	19 (8.1%)	149 (63.4%)	52 (22.1%)	13 (5.5%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3.3
10～20万人未満 148	0 (0.0%)	1 (0.7%)	45 (30.4%)	82 (55.4%)	17 (11.5%)	3 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3.8
20～30万人未満 48	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (10.4%)	38 (79.2%)	4 (8.3%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4.0
30～40万人未満 30	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (56.7%)	10 (33.3%)	3 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4.5
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	4.7
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	8 (53.3%)	4 (26.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	5.3
指定都市 20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	8 (40.0%)	9 (45.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	5.7
全市 815	5 (0.6%)	101 (12.4%)	362 (44.4%)	238 (29.2%)	82 (10.1%)	23 (2.8%)	3 (0.4%)	1 (0.1%)	3.5

7委員会：船橋市、倉敷市、熊本市、8委員会：横浜市。

【4-2】1常任委員会あたりの活動状況（平均）

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	会期中開催日数	閉会中開催日数	全開催日数	市内行政視察		市外行政視察		年間活動日数
				回数	日数	回数	日数	
5万人未満 300	7.0	2.3	9.3	0.6	0.6	0.9	2.0	11.9
5～10万人未満 235	7.5	1.7	9.3	0.5	0.4	0.9	1.9	11.6
10～20万人未満 148	8.3	1.8	10.1	0.4	0.4	1.1	2.3	12.8
20～30万人未満 48	9.5	1.7	11.2	0.5	0.5	1.1	2.5	14.2
30～40万人未満 30	9.5	2.4	11.9	0.5	0.5	0.9	2.2	14.7
40～50万人未満 19	9.5	2.2	11.7	0.4	0.4	1.0	2.6	14.8
50万人以上 15	7.9	3.2	11.2	0.2	0.2	1.0	2.5	13.9
指定都市 20	10.3	3.0	13.4	0.5	0.5	1.2	3.1	17.0
全市 815	7.9	2.1	10.0	0.5	0.5	1.0	2.2	12.7

1市が市内視察をオンラインで実施。24市が市外視察をオンラインで実施。

【4-3】予算審査常任、決算審査常任、予算・決算審査常任委員会の設置状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	予算審査 常任委員会を 設置している	決算審査 常任委員会を 設置している	予算・決算審査 常任委員会を 設置している
5万人未満 300	21 (7.0%)	4 (1.3%)	66 (22.0%)
5～10万人未満 235	17 (7.2%)	7 (3.0%)	45 (19.1%)
10～20万人未満 148	17 (11.5%)	4 (2.7%)	31 (20.9%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)	1 (2.1%)	5 (10.4%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)	2 (6.7%)	8 (26.7%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)
指定都市 20	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
全市 815	60 (7.4%)	18 (2.2%)	161 (19.8%)

【4-4】常任委員会の複数所属の状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	1人の議員が複数の 常任委員会に所属している
5万人未満 300	104 (34.7%)
5～10万人未満 235	79 (33.6%)
10～20万人未満 148	51 (34.5%)
20～30万人未満 48	7 (14.6%)
30～40万人未満 30	11 (36.7%)
40～50万人未満 19	4 (21.1%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	2 (10.0%)
全市 815	260 (31.9%)

【4-5】常任委員会における公聴会、参考人招致、秘密会の事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数	件数
常任委員会における 公聴会の開催事例	0	0
常任委員会における 参考人の招致事例	144	422
常任委員会を秘密会 とした事例	13	24

2市が参考人招致をオンラインで実施。

5 特別委員会

【5-1】特別委員会の数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	0 委員会	1 委員会	2 委員会	3 委員会	4 委員会	5 委員会	6 委員会
5万人未満 300	18 (6.0%)	37 (12.3%)	76 (25.3%)	53 (17.7%)	50 (16.7%)	28 (9.3%)	13 (4.3%)
5～10万人未満 235	25 (10.6%)	39 (16.6%)	47 (20.0%)	38 (16.2%)	46 (19.6%)	15 (6.4%)	10 (4.3%)
10～20万人未満 148	11 (7.4%)	25 (16.9%)	30 (20.3%)	30 (20.3%)	21 (14.2%)	7 (4.7%)	9 (6.1%)
20～30万人未満 48	4 (8.3%)	2 (4.2%)	5 (10.4%)	4 (8.3%)	10 (20.8%)	7 (14.6%)	3 (6.3%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)	8 (26.7%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)	4 (13.3%)	3 (10.0%)	3 (10.0%)
40～50万人未満 19	2 (10.5%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	2 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)
指定都市 20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	4 (20.0%)
全市 815	65 (8.0%)	114 (14.0%)	162 (19.9%)	132 (16.2%)	139 (17.1%)	68 (8.3%)	45 (5.5%)

人口段階別	7 委員会	8 委員会	9 委員会	10 委員会	11 委員会以上	委員会の数 平均
5万人未満 300	11 (3.7%)	7 (2.3%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	3.3
5～10万人未満 235	5 (2.1%)	4 (1.7%)	2 (0.9%)	1 (0.4%)	3 (1.3%)	3.0
10～20万人未満 148	2 (1.4%)	5 (3.4%)	5 (3.4%)	1 (0.7%)	2 (1.4%)	3.2
20～30万人未満 48	6 (12.5%)	0 (0.0%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)	3 (6.3%)	4.9
30～40万人未満 30	0 (0.0%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	3.7
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3.4
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (40.0%)	1 (6.7%)	6.5
指定都市 20	0 (0.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)	7.9
全市 815	24 (2.9%)	20 (2.5%)	15 (1.8%)	13 (1.6%)	18 (2.2%)	3.5

【5-2】1特別委員会あたりの活動状況（平均）

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	会期中開催日数	閉会中開催日数	全開催日数	市内行政視察		市外行政視察		年間活動日数
				回数	日数	回数	日数	
5万人未満 282	2.9	2.2	5.1	0.1	0.1	0.1	0.2	5.4
5～10万人未満 210	3.1	2.1	5.1	0.1	0.1	0.2	0.3	5.5
10～20万人未満 137	3.2	1.4	4.6	0.1	0.1	0.2	0.4	5.0
20～30万人未満 44	3.6	1.3	4.9	0.1	0.1	0.3	0.5	5.5
30～40万人未満 27	2.7	1.7	4.4	0.2	0.2	0.3	0.5	5.1
40～50万人未満 17	4.0	1.2	5.2	0.2	0.2	0.2	0.4	5.8
50万人以上 13	3.5	1.7	5.2	0.1	0.1	0.3	0.4	5.7
指定都市 20	3.6	1.3	4.9	0.1	0.1	0.2	0.4	5.4
全市 750	3.1	1.9	5.0	0.1	0.1	0.2	0.3	5.4

750市が特別委員会を設置。1市が市内行政視察をオンラインで実施。5市が市外行政視察をオンラインで実施。

【5-3】予算審査特別、決算審査特別、予算・決算審査特別、予算及び決算以外の特別委員会の設置状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	予算審査特別委員会を設置していた	決算審査特別委員会を設置していた	予算・決算審査特別委員会を設置していた	予算及び決算以外の特別委員会を設置していた
5万人未満 300	142 (47.3%)	192 (64.0%)	11 (3.7%)	237 (79.0%)
5～10万人未満 235	95 (40.4%)	122 (51.9%)	15 (6.4%)	178 (75.7%)
10～20万人未満 148	62 (41.9%)	85 (57.4%)	4 (2.7%)	109 (73.6%)
20～30万人未満 48	29 (60.4%)	34 (70.8%)	1 (2.1%)	37 (77.1%)
30～40万人未満 30	7 (23.3%)	15 (50.0%)	0 (0.0%)	24 (80.0%)
40～50万人未満 19	7 (36.8%)	12 (63.2%)	0 (0.0%)	14 (73.7%)
50万人以上 15	9 (60.0%)	13 (86.7%)	0 (0.0%)	12 (80.0%)
指定都市 20	13 (65.0%)	17 (85.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)
全市 815	364 (44.7%)	490 (60.1%)	31 (3.8%)	630 (77.3%)

【5-4】特別委員会における公聴会、参考人招致、秘密会の事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数	件数
特別委員会における公聴会の開催事例	0	0
特別委員会における参考人の招致事例	62	128
特別委員会を秘密会とした事例	12	32

2市が参考人招致をオンラインで実施。

6 議会運営委員会

【6-1】議会運営委員会の活動状況（平均）

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、815市が開催）

人口段階別	会期中開催日数	閉会中開催日数	全開催日数	市内行政視察		市外行政視察		年間活動日数
				回数	日数	回数	日数	
5万人未満 300	9.2	8.2	17.4	0.0	0.0	0.4	0.8	18.2
5～10万人未満 235	10.9	7.5	18.4	0.0	0.0	0.5	1.0	19.4
10～20万人未満 148	12.9	7.0	19.9	0.0	0.0	0.6	1.1	21.1
20～30万人未満 48	13.9	7.4	21.2	0.0	0.0	0.5	1.2	22.4
30～40万人未満 30	15.3	6.9	22.3	0.0	0.0	0.6	1.2	23.5
40～50万人未満 19	15.5	7.6	23.1	0.0	0.0	0.6	1.5	24.6
50万人以上 15	13.8	9.0	22.8	0.0	0.0	0.5	1.1	23.9
指定都市 20	16.7	6.0	22.7	0.0	0.0	0.4	1.0	23.7
全市 815	11.3	7.6	18.9	0.0	0.0	0.5	1.0	19.9

7市が市外行政視察をオンラインで実施。

【6-2】議会運営委員会における公聴会、参考人招致、秘密会の事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数	件数
議会運営委員会における公聴会の開催事例	2	2
議会運営委員会における参考人の招致事例	12	15
議会運営委員会を秘密会とした事例	3	4

オンラインによる参考人招致の事例はない。

7 その他委員会に関すること

【7-1】委員会条例で定められた委員の任期

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	常任委員				議会運営委員			
	任期1年	任期2年	任期4年	その他	任期1年	任期2年	任期4年	その他
5万人未満 300	32 (10.7%)	237 (79.0%)	28 (9.3%)	3 (1.0%)	37 (12.3%)	233 (77.7%)	27 (9.0%)	3 (1.0%)
5～10万人未満 235	48 (20.4%)	164 (69.8%)	15 (6.4%)	8 (3.4%)	56 (23.8%)	158 (67.2%)	15 (6.4%)	6 (2.6%)
10～20万人未満 148	36 (24.3%)	86 (58.1%)	13 (8.8%)	13 (8.8%)	41 (27.7%)	87 (58.8%)	14 (9.5%)	6 (4.1%)
20～30万人未満 48	20 (41.7%)	26 (54.2%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	22 (45.8%)	24 (50.0%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	13 (43.3%)	11 (36.7%)	5 (16.7%)	1 (3.3%)	14 (46.7%)	9 (30.0%)	5 (16.7%)	2 (6.7%)
40～50万人未満 19	7 (36.8%)	6 (31.6%)	5 (26.3%)	1 (5.3%)	7 (36.8%)	6 (31.6%)	5 (26.3%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	10 (66.7%)	4 (26.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	10 (66.7%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
指定都市 20	15 (75.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	14 (70.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)
全市 815	181 (22.2%)	537 (65.9%)	69 (8.5%)	28 (3.4%)	201 (24.7%)	522 (64.0%)	71 (8.7%)	21 (2.6%)

【7-2】議長・副議長の各委員への就任状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	常任委員		特別委員		議会運営委員	
	議長が就任	副議長が就任	議長が就任	副議長が就任	議長が就任	副議長が就任
5万人未満 300	214[0] (71.3%)	300[18] (100.0%)	89[5] (29.7%)	243[90] (81.0%)	1[0] (0.3%)	52[4] (17.3%)
5～10万人未満 235	163[0] (69.4%)	235[19] (100.0%)	58[2] (24.7%)	158[47] (67.2%)	0[0] (0.0%)	18[2] (7.7%)
10～20万人未満 148	108[0] (73.0%)	148[6] (100.0%)	32[1] (21.6%)	73[15] (49.3%)	1[1] (0.7%)	4[1] (2.7%)
20～30万人未満 48	37[0] (77.1%)	48[2] (100.0%)	15[0] (31.3%)	24[2] (50.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
30～40万人未満 30	15[0] (50.0%)	30[5] (100.0%)	5[0] (16.7%)	11[3] (36.7%)	0[0] (0.0%)	1[0] (3.3%)
40～50万人未満 19	15[0] (78.9%)	19[0] (100.0%)	5[0] (26.3%)	10[1] (52.6%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
50万人以上 15	13[0] (86.7%)	15[0] (100.0%)	7[0] (46.7%)	7[0] (46.7%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
指定都市 20	18[0] (90.0%)	20[0] (100.0%)	10[0] (50.0%)	13[2] (65.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
全市 815	583[0] (71.5%)	815[50] (100.0%)	221[8] (27.1%)	539[160] (66.1%)	2[1] (0.2%)	75[7] (9.2%)

[ ]内の数字は、正副委員長に就任している市数を集計している。

【7-3】委員会の傍聴の取扱い

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

傍聴の取扱い	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会
原則公開している	416 (51.0%)	373 (45.8%)	366 (44.9%)
委員長・委員会の許可により公開している	388 (47.6%)	353 (43.3%)	402 (49.3%)
その他の条件により公開している	11 (1.3%)	24 (2.9%)	27 (3.3%)

【7-4】委員会を原則公開している市

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会
5万人未満 300	125 (41.7%)	109 (36.3%)	110 (36.7%)
5～10万人未満 235	110 (46.8%)	99 (42.1%)	95 (40.4%)
10～20万人未満 148	90 (60.8%)	79 (53.4%)	81 (54.7%)
20～30万人未満 48	35 (72.9%)	32 (66.7%)	34 (70.8%)
30～40万人未満 30	23 (76.7%)	22 (73.3%)	20 (66.7%)
40～50万人未満 19	10 (52.6%)	10 (52.6%)	10 (52.6%)
50万人以上 15	13 (86.7%)	12 (80.0%)	9 (60.0%)
指定都市 20	10 (50.0%)	10 (50.0%)	7 (35.0%)
全市 815	416 (51.0%)	373 (45.8%)	366 (44.9%)

【7-5】委員長・委員会の許可により公開している市

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会
5万人未満 300	173 (57.7%)	162 (54.0%)	179 (59.7%)
5～10万人未満 235	122 (51.9%)	105 (44.7%)	125 (53.2%)
10～20万人未満 148	58 (39.2%)	55 (37.2%)	61 (41.2%)
20～30万人未満 48	11 (22.9%)	10 (20.8%)	11 (22.9%)
30～40万人未満 30	7 (23.3%)	5 (16.7%)	6 (20.0%)
40～50万人未満 19	6 (31.6%)	7 (36.8%)	7 (36.8%)
50万人以上 15	2 (13.3%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)
指定都市 20	9 (45.0%)	8 (40.0%)	11 (55.0%)
全市 815	388 (47.6%)	353 (43.3%)	402 (49.3%)

【7-6】1委員会あたりの平均傍聴者数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会
5万人未満 300	2.6	1.4	1.1
5～10万人未満 235	5.0	1.6	1.8
10～20万人未満 148	8.0	2.4	2.6
20～30万人未満 48	12.2	4.1	5.6
30～40万人未満 30	15.2	5.5	7.9
40～50万人未満 19	14.6	4.4	7.1
50万人以上 15	27.8	15.9	8.1
指定都市 20	30.4	10.3	13.6
全市 815	7.8	3.1	2.7

傍聴者数を把握していない場合は、その委員会を除いて平均を算出している。

【7-7】連合審査会の開催事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数	件数
連合審査会の開催事例	39	65

【7-8】議員選出監査委員の委員就任状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	決算審査 常任委員会	決算審査 特別委員会	予算・決算審査 常任委員会	予算・決算審査 特別委員会
5万人未満	0 (0.0%)	26 (13.5%)	58 (87.9%)	10 (90.9%)
5～10万人未満	1 (14.3%)	27 (22.1%)	38 (84.4%)	13 (86.7%)
10～20万人未満	0 (0.0%)	13 (15.3%)	22 (71.0%)	3 (75.0%)
20～30万人未満	0 (0.0%)	5 (14.7%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)
30～40万人未満	0 (0.0%)	3 (20.0%)	7 (87.5%)	委員会設置市 なし
40～50万人未満	委員会設置市 なし	1 (8.3%)	3 (100.0%)	委員会設置市 なし
50万人以上	委員会設置市 なし	6 (46.2%)	2 (100.0%)	委員会設置市 なし
指定都市	委員会設置市 なし	7 (41.2%)	1 (100.0%)	委員会設置市 なし
全市	1 (5.6%)	88 (18.0%)	136 (84.5%)	27 (87.1%)

各割合は各委員会が設置されている市の人口段階別の市数を基準としている。

各委員会の設置されている市数は以下のとおり。

決算審査常任委員会18市、決算審査特別委員会490市、予算・決算審査常任委員会161市、予算・決算審査特別委員会31市。

【7-9】小委員会、分科会の設置事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数
小委員会の設置事例	47
分科会の設置事例	274

8　協議又は調整を行うための場（地方自治法第100条第12項）

【8-1】協議又は調整を行うための場の設置状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	会議規則に規定して設置している	会議規則に基づき議会の議決で臨時に設置している
5万人未満 300	248 (82.7%)	3 (1.0%)
5～10万人未満 235	175 (74.5%)	3 (1.3%)
10～20万人未満 148	110 (74.3%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	30 (62.5%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	19 (63.3%)	1 (3.3%)
40～50万人未満 19	13 (68.4%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	8 (40.0%)	0 (0.0%)
全市 815	609 (74.7%)	8 (1.0%)

「会議規則に規定して設置している協議又は調整を行うための場」と「会議規則に基づき議会の議決で臨時に設置している協議又は調整を行うための場」の双方を設置している市あり。

【8-2】協議又は調整を行うための場の数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	協議等の場の数 0	協議等の場の数 1	協議等の場の数 2	協議等の場の数 3	協議等の場の数 4	協議等の場の数 5	協議等の場の数 6
5万人未満 300	52 (17.3%)	61 (20.3%)	52 (17.3%)	49 (16.3%)	31 (10.3%)	26 (8.7%)	16 (5.3%)
5～10万人未満 235	59 (25.1%)	29 (12.3%)	46 (19.6%)	25 (10.6%)	26 (11.1%)	15 (6.4%)	16 (6.8%)
10～20万人未満 148	38 (25.7%)	21 (14.2%)	24 (16.2%)	19 (12.8%)	18 (12.2%)	10 (6.8%)	5 (3.4%)
20～30万人未満 48	18 (37.5%)	1 (2.1%)	9 (18.8%)	4 (8.3%)	3 (6.3%)	6 (12.5%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	11 (36.7%)	2 (6.7%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)
40～50万人未満 19	6 (31.6%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	9 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
指定都市 20	12 (60.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
全市 815	205 (25.2%)	119 (14.6%)	139 (17.1%)	104 (12.8%)	85 (10.4%)	60 (7.4%)	41 (5.0%)

人口段階別	協議等の場の数 7	協議等の場の数 8	協議等の場の数 9	協議等の場の数 10	協議等の場の数 11以上	協議等の場の数 平均
5万人未満 300	8 (2.7%)	4 (1.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2.5
5～10万人未満 235	5 (2.1%)	6 (2.6%)	2 (0.9%)	4 (1.7%)	2 (0.9%)	2.7
10～20万人未満 148	1 (0.7%)	3 (2.0%)	4 (2.7%)	3 (2.0%)	2 (1.4%)	2.7
20～30万人未満 48	2 (4.2%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	2.8
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	3.4
40～50万人未満 19	1 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2.2
50万人以上 15	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.8
指定都市 20	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.6
全市 815	18 (2.2%)	19 (2.3%)	10 (1.2%)	9 (1.1%)	6 (0.7%)	2.6

【8-3】1協議又は調整を行うための場あたりの活動状況（平均）

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	会期中開催日数	閉会中開催日数	全開催日数
5万人未満 248	3.5	4.7	8.2
5～10万人未満 175	4.1	4.0	8.1
10～20万人未満 110	3.9	4.0	7.8
20～30万人未満 30	4.2	4.8	9.0
30～40万人未満 19	3.3	2.7	6.0
40～50万人未満 13	2.9	3.3	6.3
50万人以上 6	2.4	2.6	5.0
指定都市 8	2.6	2.2	4.8
全市 609	3.7	4.2	7.9

【8-4】1協議又は調整を行うための場あたりの平均傍聴者数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	平均傍聴者数
5万人未満 219	1.1
5～10万人未満 158	1.3
10～20万人未満 100	1.2
20～30万人未満 28	2.7
30～40万人未満 16	1.6
40～50万人未満 13	0.6
50万人以上 6	1.2
指定都市 7	1.6
全市 547	1.3

傍聴者数を把握していない62市を除いて平均を算出している。

【8-5】協議又は調整を行うための場の傍聴の取扱い

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	原則公開	協議等の場の議決による許可	協議等の場の代表者による許可	会議体によって傍聴の取扱いが異なる	その他
5万人未満 248	86 (34.7%)	11 (4.4%)	79 (31.9%)	45 (18.1%)	9 (3.6%)
5～10万人未満 175	64 (36.6%)	5 (2.9%)	43 (24.6%)	49 (28.0%)	2 (1.1%)
10～20万人未満 110	43 (39.1%)	4 (3.6%)	23 (20.9%)	30 (27.3%)	4 (3.6%)
20～30万人未満 30	12 (40.0%)	2 (6.7%)	3 (10.0%)	10 (33.3%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 19	8 (42.1%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	7 (36.8%)	2 (10.5%)
40～50万人未満 13	5 (38.5%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)
50万人以上 6	2 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)
指定都市 8	2 (25.0%)	0 (0.0%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)
全市 609	222 (36.5%)	23 (3.8%)	157 (25.8%)	149 (24.5%)	19 (3.1%)

9 予算・決算

【9-1】令和5年度一般会計当初予算の審議結果

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	可決		修正可決	否決	その他
	附帯決議なし	附帯決議あり			
全市 815	752 (92.3%)	30 (3.7%)	17 (2.1%)	3 (0.4%)	13 (1.6%)

修正可決：横手市、五泉市、神栖市、八潮市、松戸市、豊橋市、四日市市、河内長野市、大東市、明石市、葛城市、笠岡市、井原市、安芸高田市、枕崎市、志布志市、糸満市

否　　決：行橋市、宮若市、延岡市

そ の 他：釧路市、大崎市、伊那市、三鷹市、上尾市、下田市、亀山市、熊野市、堺市、高島市、川西市、総社市、唐津市

【9-2】令和4年度一般会計決算の審議結果

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	認定		不認定	その他
	附帯決議なし	附帯決議あり		
全市 815	777 (95.3%)	12 (1.5%)	11 (1.3%)	15 (1.8%)

不 認 定：紋別市、小金井市、小平市、大和市、さいたま市、香芝市、安芸高田市、田川市、松浦市、阿蘇市、糸満市

そ の 他：釧路市、三鷹市、町田市、銚子市、君津市、亀山市、いなべ市、尼崎市、西脇市、加東市、倉敷市、神埼市、長崎市、中津市、串間市

【9-3】決算不認定の場合における長から議会等への報告事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数
報告事例あり	4

※大和市、北杜市、さいたま市、糸満市

【9-4】令和5年度一般会計当初予算額と議会費

（令和5年12月31日現在）（単位：千円）

人口段階別	一般会計当初予算額の平均	議会費の当初予算額の平均	一般会計当初予算額に占める議会費の割合
5万人未満 300	21,326,132	166,964	0.8%
5～10万人未満 235	33,597,386	243,279	0.7%
10～20万人未満 148	60,982,910	353,366	0.6%
20～30万人未満 48	106,110,271	540,231	0.5%
30～40万人未満 30	150,053,279	687,293	0.5%
40～50万人未満 19	184,564,659	778,877	0.4%
50万人以上 15	258,117,991	924,233	0.4%
指定都市 20	791,636,470	1,654,427	0.2%
全市 815	68,864,804	328,661	0.5%

10 市長提出による議案

【10-1】市長提出による議案別件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	地方自治法第96条第1項議決事件				その他全ての議案	合計
	条例（1号）	予算（2号）	決算（3号）	4号～14号		
5万人未満 300	8,739	10,124	2,500	1,909	7,357	30,629
5～10万人未満 235	7,103	7,503	2,007	1,903	6,616	25,132
10～20万人未満 148	4,849	4,858	1,132	1,644	4,588	17,071
20～30万人未満 48	1,822	1,638	389	697	1,685	6,231
30～40万人未満 30	1,437	1,217	315	540	1,079	4,588
40～50万人未満 19	892	623	148	461	474	2,598
50万人以上 15	850	386	88	303	490	2,117
指定都市 20	1,083	928	291	503	1,398	4,203
全市 815	26,775	27,277	6,870	7,960	23,687	92,569

「その他全ての議案」は、地方自治法第96条第1項第15号及び第96条第2項を含むその他全ての議案。

【10-2】市長提出による議案の議決態様件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	原案可決 認定 同意 承認	修正可決	否決 不認定 不同意 不承認	継続審査	審議未了	撤回	その他	合計
5万人未満 300	30,388	38	68	25	0	23	87	30,629
5～10万人未満 235	24,938	21	86	14	1	8	64	25,132
10～20万人未満 148	16,956	11	29	13	0	12	50	17,071
20～30万人未満 48	6,207	0	3	2	0	2	17	6,231
30～40万人未満 30	4,570	15	3	0	0	0	0	4,588
40～50万人未満 19	2,582	0	1	13	0	2	0	2,598
50万人以上 15	2,112	0	1	0	0	3	1	2,117
指定都市 20	4,199	1	1	0	0	2	0	4,203
全市 815	91,952	86	192	67	1	52	219	92,569

【10-3】専決処分の議案別件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	条例（1号）	予算（2号）	決算（3号）	契約（5号）	その他	合計
5万人未満 300	677	866	0	12	143	1,698
5～10万人未満 235	524	556	1	9	92	1,182
10～20万人未満 148	282	277	0	3	43	605
20～30万人未満 48	73	99	0	6	19	197
30～40万人未満 30	31	31	0	11	16	89
40～50万人未満 19	25	35	0	0	13	73
50万人以上 15	15	21	0	0	1	37
指定都市 20	11	17	0	0	15	43
全市 815	1,638	1,902	1	41	342	3,924

専決処分とは地方自治法第179条に基づくもの。

【10-4】専決処分の審議結果別件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	承認	不承認
5万人未満 300	1,698	0
5～10万人未満 235	1,182	0
10～20万人未満 148	605	0
20～30万人未満 48	197	0
30～40万人未満 30	89	0
40～50万人未満 19	73	0
50万人以上 15	37	0
指定都市 20	43	0
全市 815	3,924	0

専決処分とは地方自治法第179条に基づくもの。

【10-5】専決処分の専決理由別件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	議会を招集する時間的余裕がない	その他
5万人未満 300	1,684	14
5～10万人未満 235	1,176	6
10～20万人未満 148	605	0
20～30万人未満 48	197	0
30～40万人未満 30	89	0
40～50万人未満 19	72	1
50万人以上 15	37	0
指定都市 20	43	0
全市 815	3,903	21

専決処分とは地方自治法第179条に基づくもの。

【10-6】市長提出事件に対する修正案の提出件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	委員会	本会議
5万人未満 300	44	45
5～10万人未満 235	27	44
10～20万人未満 148	27	34
20～30万人未満 48	9	9
30～40万人未満 30	9	12
40～50万人未満 19	4	1
50万人以上 15	1	1
指定都市 20	7	8
全市 815	128	154

11　議員提出による議案

【11-1】議員提出による議案別件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	条例案	規則案	意見書案	決議案	その他	合計
5万人未満 300	310	34	693	160	687	1,884
5～10万人未満 235	257	34	905	191	623	2,010
10～20万人未満 148	177	13	794	122	374	1,480
20～30万人未満 48	84	6	379	40	134	643
30～40万人未満 30	40	7	299	36	91	473
40～50万人未満 19	27	2	195	13	9	246
50万人以上 15	37	1	78	9	56	181
指定都市 20	57	5	297	31	92	482
全市 815	989	102	3,640	602	2,066	7,399

【11-2】議員提出による議案の人口段階別の議決態様件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	原案可決 認定 同意 承認	修正可決	否決 不認定 不同意 不承認	継続審査	審議未了	撤回	その他	合計
5万人未満 300	1,676	1	103	5	0	1	98	1,884
5～10万人未満 235	1,654	7	242	3	1	0	103	2,010
10～20万人未満 148	1,219	0	203	4	2	0	52	1,480
20～30万人未満 48	478	0	123	1	0	2	39	643
30～40万人未満 30	318	0	121	0	0	2	32	473
40～50万人未満 19	163	0	83	0	0	0	0	246
50万人以上 15	135	0	38	2	2	0	4	181
指定都市 20	355	0	97	0	0	0	30	482
全市 815	5,998	8	1,010	15	5	5	358	7,399

【11-3】議員提出による議案別の議決態様件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

議案種類	原案可決 認定 同意 承認	修正 可決	否決 不認定 不同意 不承認	継続 審査	審議 未了	撤回	その他	合計
条　例　案	864	2	108	7	3	3	2	989
規　則　案	101	0	1	0	0	0	0	102
意見書案	2,866	5	763	2	0	0	4	3,640
決　議　案	499	1	93	0	2	2	5	602
そ　の　他	1,668	0	45	6	0	0	347	2,066
合計	5,998	8	1,010	15	5	5	358	7,399

【11-4】議員提出による条例案の件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	新規条例案		改正条例案		廃止条例案		総件数	平均
	件数	平均	件数	平均	件数	平均		
5万人未満 300	163 130 市	1.3	145 100 市	1.5	2 2 市	1.0	310 171 市	1.8
5～10万人未満 235	120 102 市	1.2	136 91 市	1.5	1 1 市	1.0	257 141 市	1.8
10～20万人未満 148	82 64 市	1.3	94 59 市	1.6	1 1 市	1.0	177 86 市	2.1
20～30万人未満 48	39 21 市	1.9	42 23 市	1.8	3 3 市	1.0	84 34 市	2.5
30～40万人未満 30	20 13 市	1.5	18 11 市	1.6	2 2 市	1.0	40 20 市	2.0
40～50万人未満 19	10 8 市	1.3	17 10 市	1.7	0 0 市	0.0	27 13 市	2.1
50万人以上 15	22 12 市	1.8	15 8 市	1.9	0 0 市	0.0	37 14 市	2.6
指定都市 20	19 14 市	1.4	38 19 市	2.0	0 0 市	0.0	57 19 市	3.0
全市 815	475 364 市	1.3	505 321 市	1.6	9 9 市	1.0	989 498 市	2.0

【11-5】議員提出による新規条例案

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、82市113件）

都道府県	市区名	人口段階	条例案名	議決態様
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	登別市	A	持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を登別市のまちづくりに生かす条例	原案可決
北海道	北広島市	B	北広島市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例	原案可決
宮城県	仙台市	H	仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例	原案可決
秋田県	湯沢市	A	稲庭うどん振興条例の制定について	原案可決
山形県	尾花沢市	A	尾花沢市議会基本条例	原案可決
山形県	南陽市	A	南陽市議会議員政治倫理条例の設定について	原案可決
新潟県	妙高市	A	妙高市文化芸術基本条例	原案可決
新潟県	佐渡市	A	佐渡市議会基本条例	原案可決
富山県	南砺市	A	南砺市議会の議員報酬等の特例に関する条例の制定について	原案可決
長野県	長野市	E	長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例	原案可決
長野県	岡谷市	A	岡谷市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例	原案可決
東京都	府中市	D	府中市議会政治倫理条例	否決
東京都	府中市	D	府中市議会政治倫理条例	原案可決
東京都	小金井市	C	小金井市立学校給食費補助金の交付に関する条例	否決
東京都	小金井市	C	小金井市高齢者おむつ支給条例	継続審査
東京都	小平市	C	小平市議会議場国旗及び市旗掲揚条例制定について	審議未了
東京都	小平市	C	小平市議会議場国旗及び市旗掲揚条例制定について	否決
東京都	新宿区	E	新宿区国民健康保険料の子どもの均等割の助成に関する条例	否決
東京都	新宿区	E	新宿区学校給食費の助成に関する条例	否決
東京都	新宿区	E	新宿区学校給食費の助成に関する条例	否決
東京都	新宿区	E	新宿区学校給食費の助成に関する条例	否決
東京都	文京区	D	文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例	否決
東京都	文京区	D	文京区学校給食費を無償化にする条例	否決
東京都	文京区	D	文京区学校給食費を無償化にする条例	否決
東京都	文京区	D	文京区学校給食費を無償化にする条例	撤回
東京都	台東区	D	台東区立学校給食費を実質無償化する条例	否決
東京都	大田区	G	大田区中小企業・小規模企業振興条例	否決
東京都	大田区	G	大田区高齢者入院見舞金の支給に関する条例	否決
東京都	大田区	G	大田区世帯向家賃助成に関する条例	否決
東京都	大田区	G	大田区学校給食費助成条例	否決
東京都	大田区	G	大田区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	否決
東京都	大田区	G	大田区おとしより介護応援手当条例	否決
東京都	大田区	G	大田区世帯向家賃助成に関する条例	否決
東京都	大田区	G	大田区学校給食費助成条例	否決
東京都	渋谷区	D	渋谷区地球温暖化防止条例	否決

都道府県	市区名	人口段階	条例案名	議決態様
東京都	渋谷区	D	渋谷区高齢者の医療費の助成に関する条例	否決
東京都	渋谷区	D	渋谷区学校給食費の助成に関する条例	否決
東京都	渋谷区	D	渋谷区こども条例	否決
東京都	渋谷区	D	認知症の人と家族にやさしいまちしぶや条例	否決
東京都	杉並区	G	杉並区手話言語条例	原案可決
東京都	豊島区	D	豊島区学校給食費を無償化にする条例	継続審査
東京都	荒川区	D	荒川区子どもの権利条例	原案可決
東京都	荒川区	D	荒川区就学援助の実施に関する条例	否決
東京都	荒川区	D	荒川区高齢者補聴器購入費助成に関する条例	否決
東京都	荒川区	D	荒川区住宅リフォームの促進及び区内施行業者仕事づくり条例	否決
東京都	足立区	G	足立区生きがい奨励金支給に関する条例	審議未了
東京都	葛飾区	F	葛飾区公衆浴場振興条例	否決
東京都	葛飾区	F	葛飾区高齢者の医療費の助成に関する条例	否決
東京都	江戸川区	G	江戸川区立又は国公立小学校・中学校の給食費助成に関する条例	審議未了
山梨県	上野原市	A	上野原市長の給与の特例に関する条例制定について	原案可決
茨城県	結城市	A	結城市ハラスメント防止条例	原案可決
茨城県	牛久市	B	牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	原案可決
茨城県	かすみがうら市	A	かすみがうら市議会議員政治倫理条例	修正可決
栃木県	宇都宮市	G	宇都宮市みんなでつなげる公共交通基本条例の制定	原案可決
栃木県	佐野市	C	佐野市議会議員政治倫理条例の制定について	原案可決
群馬県	高崎市	E	高崎市議会政務活動費の臨時特例に関する条例の制定について	原案可決
埼玉県	川越市	E	川越市議会議員政治倫理条例	原案可決
埼玉県	川口市	G	川口市拉致被害者等の早期帰郷を望む条例	原案可決
埼玉県	所沢市	E	所沢市議会の会期等に関する条例制定について	原案可決
埼玉県	加須市	C	加須市の酒による乾杯を推進する条例	原案可決
埼玉県	深谷市	C	深谷市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例	原案可決
埼玉県	蓮田市	B	蓮田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	原案可決
千葉県	千葉市	H	千葉市ケアラー支援条例	否決
千葉県	千葉市	H	千葉市公共交通利用促進条例	否決
千葉県	東金市	B	東金市議会基本条例	原案可決
千葉県	柏市	F	柏市議会ハラスメント防止条例の制定について	原案可決
千葉県	市原市	D	市原市議会議員政治倫理条例の制定について	原案可決
千葉県	匝瑳市	A	匝瑳市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決
千葉県	香取市	B	香取市地元のもので乾杯を推進する条例	原案可決
静岡県	熱海市	A	熱海市長の在任期間に関する条例	否決
静岡県	掛川市	C	掛川市もったいないを合言葉にカーボンニュートラルを推進する条例	原案可決
愛知県	名古屋市	H	名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	その他
愛知県	江南市	B	江南市歩きスマホの防止に関する条例	原案可決
三重県	松阪市	C	松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例	原案可決
三重県	尾鷲市	A	尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について	否決
三重県	鳥羽市	A	みんなの鳥羽の日条例の制定について	原案可決
三重県	志摩市	A	志摩市議会基本条例	原案可決
岐阜県	高山市	B	高山市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	原案可決
岐阜県	本巣市	A	本巣市議会議員によるハラスメントに関する条例	原案可決
大阪府	大阪市	H	大阪市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例案	否決

都道府県	市区名	人口段階	条例案名	議決態様
大阪府	堺市	H	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例	原案可決
大阪府	堺市	H	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例	否決
大阪府	吹田市	E	吹田市笑顔あふれる手話言語条例	撤回
大阪府	吹田市	E	吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例	原案可決
大阪府	富田林市	C	富田林市議会ハラスメント根絶条例	否決
大阪府	交野市	B	交野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定	原案可決
大阪府	大阪狭山市	B	大阪狭山市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例	原案可決
京都府	宇治市	C	宇治市子どもの医療費支給に関する条例を制定するについて	否決
京都府	八幡市	B	八幡市議会議員の報酬の額の特例に関する条例案	原案可決
兵庫県	明石市	E	明石市豊かな海づくり条例	原案可決
兵庫県	洲本市	A	洲本市議会ハラスメント防止条例	原案可決
奈良県	大和郡山市	B	大和郡山市ケアラー支援条例	修正可決
和歌山県	有田市	A	有田市議会基本条例	原案可決
鳥取県	倉吉市	A	倉吉市議会基本条例	原案可決
岡山県	笠岡市	A	笠岡市議会議長等の報酬の特例に関する条例	原案可決
広島県	三原市	B	三原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例	原案可決
山口県	岩国市	C	岩国市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	原案可決
香川県	三豊市	B	三豊市議会ハラスメント防止条例	原案可決
高知県	高知市	E	高知市報酬並びに費用弁償条例の特例に関する条例制定議案	原案可決
福岡県	福岡市	H	福岡市議会基本条例案	原案可決
福岡県	福岡市	H	福岡市子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例案	原案可決
福岡県	行橋市	B	中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例	原案可決
福岡県	中間市	A	中間市ふるさと応援基金条例	原案可決
福岡県	中間市	A	中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例	原案可決
福岡県	古賀市	B	古賀市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	否決
佐賀県	武雄市	A	武雄市議会基本条例	原案可決
熊本県	人吉市	A	人吉市議会ハラスメント防止条例の制定について	原案可決
鹿児島県	鹿児島市	G	鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例制定の件	原案可決
鹿児島県	指宿市	A	指宿市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について	原案可決

改正条例案と廃止条例案は含まない。また、議会における個人情報保護条例案298件、請負の状況の公表に関する単独条例64件は記載を割愛している。

【11-6】議員提出事件に対する修正案の提出件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	委員会	本会議
5万人未満 300	0	5
5～10万人未満 235	7	7
10～20万人未満 148	0	0
20～30万人未満 48	0	0
30～40万人未満 30	0	0
40～50万人未満 19	0	0
50万人以上 15	0	0
指定都市 20	0	0
全市 815	7	12

12　委員会提出による議案

【12-1】委員会提出による議案別件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	条例案	規則案	意見書案	決議案	その他	合計
5万人未満 300	209	16	266	38	142	671
5～10万人未満 235	144	26	166	26	74	436
10～20万人未満 148	89	20	121	18	32	280
20～30万人未満 48	27	6	27	5	16	81
30～40万人未満 30	25	8	25	4	31	93
40～50万人未満 19	13	3	36	4	1	57
50万人以上 15	2	0	9	0	0	11
指定都市 20	7	4	11	3	1	26
全市 815	516	83	661	98	297	1,655

【12-2】委員会提出による議案の人口段階別の議決態様件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	原案可決 認定 同意 承認	修正可決	否決 不認定 不同意 不承認	継続審査	審議未了	撤回	その他	合計
5万人未満 300	612	0	2	1	0	0	56	671
5～10万人未満 235	418	1	4	0	0	0	13	436
10～20万人未満 148	277	0	3	0	0	0	0	280
20～30万人未満 48	71	0	0	10	0	0	0	81
30～40万人未満 30	77	0	0	16	0	0	0	93
40～50万人未満 19	57	0	0	0	0	0	0	57
50万人以上 15	11	0	0	0	0	0	0	11
指定都市 20	26	0	0	0	0	0	0	26
全市 815	1,549	1	9	27	0	0	69	1,655

【12-3】委員会提出による議案別の議決態様件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

議案種類	原案可決 認定 同意 承認	修正 可決	否決 不認定 不同意 不承認	継続 審査	審議 未了	撤回	その他	合計
条　例　案	515	0	1	0	0	0	0	516
規　則　案	83	0	0	0	0	0	0	83
意 見 書 案	655	1	5	0	0	0	0	661
決　議　案	97	0	1	0	0	0	0	98
そ　の　他	199	0	2	27	0	0	69	297
合　　計	1,549	1	9	27	0	0	69	1,655

【12-4】委員会提出による条例案の件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	新規条例案		改正条例案		廃止条例案		総件数	平均
	件数	平均	件数	平均	件数	平均		
5万人未満 300	115 103 市	1.1	94 65 市	1.4	0 0 市	0.0	209 123 市	1.7
5～10万人未満 235	72 64 市	1.1	72 54 市	1.3	0 0 市	0.0	144 89 市	1.6
10～20万人未満 148	44 41 市	1.1	45 35 市	1.3	0 0 市	0.0	89 53 市	1.7
20～30万人未満 48	4 4 市	1.0	22 13 市	1.7	1 1 市	1.0	27 16 市	1.7
30～40万人未満 30	9 6 市	1.5	16 9 市	1.8	0 0 市	0.0	25 11 市	2.3
40～50万人未満 19	5 4 市	1.3	8 6 市	1.3	0 0 市	0.0	13 6 市	2.2
50万人以上 15	1 1 市	1.0	1 1 市	1.0	0 0 市	0.0	2 2 市	1.0
指定都市 20	3 2 市	0.0	4 4 市	1.0	0 0 市	0.0	7 5 市	1.4
全市 815	253 225 市	1.1	262 187 市	1.4	1 1 市	1.0	516 305 市	1.7

【12-5】委員会提出による新規条例案

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、16市19件）

都道府県	市区名	人口段階	条例案名	議決態様
北海道	伊達市	A	伊達市議会基本条例	原案可決
岩手県	釜石市	A	釜石市議会基本条例	原案可決
宮城県	東松島市	A	東松島市議会ハラスメント防止等に関する条例について	原案可決
石川県	加賀市	B	加賀市デジタル技術の活用による持続可能なまちづくり条例	原案可決
石川県	加賀市	B	加賀市スポーツ推進条例	原案可決
長野県	佐久市	B	佐久市いじめから子どもを守る条例	原案可決
長野県	佐久市	B	佐久市こどもの権利条例	原案可決
埼玉県	鴻巣市	C	鴻巣市文化芸術振興基本条例	原案可決
埼玉県	上尾市	D	上尾市議会基本条例の制定について	原案可決
千葉県	成田市	C	議会の議員の議員報酬等の支給の一時差止め等に関する条例	原案可決
京都府	京都市	H	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例	原案可決
兵庫県	丹波篠山市	A	丹波篠山市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	原案可決
兵庫県	朝来市	A	朝来市伝統的酒造り振興条例	原案可決
兵庫県	朝来市	A	朝来市小規模企業等振興条例	原案可決
兵庫県	宍粟市	A	宍粟市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について	原案可決
岡山県	笠岡市	A	笠岡市の市長等，職員及び議員のハラスメント防止に関する条例	原案可決
岡山県	高梁市	A	高梁市議会議員政治倫理条例	原案可決
徳島県	美馬市	A	美馬市議会議員政治倫理条例の制定について	原案可決
愛媛県	四国中央市	B	四国中央市農業振興条例	原案可決

改正条例案と廃止条例案は含まない。また、議会における個人情報保護条例案197件、請負の状況の公表に関する単独条例37件は記載を割愛している。

【12-6】委員会提出事件に対する修正案の提出件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	本会議（件数）
5万人未満 300	0
5～10万人未満 235	1
10～20万人未満 148	0
20～30万人未満 48	0
30～40万人未満 30	0
40～50万人未満 19	0
50万人以上 15	0
指定都市 20	0
全市 815	1

13　請願・陳情

【13-1】請願の処理状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	その他	合計
5万人未満 300	277	3	28	216	11	4	17	4	560
5～10万人未満 235	238	4	25	269	5	3	18	7	569
10～20万人未満 148	149	2	8	235	6	45	36	3	484
20～30万人未満 48	58	1	4	168	3	3	20	1	258
30～40万人未満 30	34	0	5	76	0	6	8	1	130
40～50万人未満 19	27	3	0	122	3	1	4	0	160
50万人以上 15	5	0	0	18	3	2	18	3	49
指定都市 20	9	0	3	162	14	98	51	68	405
全市 815	797	13	73	1,266	45	162	172	87	2,615

【13-2】請願と同様の扱いをした陳情の処理状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：件数）

人口段階別	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	その他	合計
5万人未満 300	211	8	41	191	5	22	33	24	535
5～10万人未満 235	168	3	30	303	0	29	39	17	589
10～20万人未満 148	129	0	32	291	13	54	270	21	810
20～30万人未満 48	53	3	16	172	10	29	27	0	310
30～40万人未満 30	18	0	1	31	5	39	41	5	140
40～50万人未満 19	10	0	0	89	5	5	13	1	123
50万人以上 15	34	0	5	186	16	167	254	0	662
指定都市 20	23	0	2	379	11	208	280	38	941
全市 815	646	14	127	1,642	65	553	957	106	4,110

【13-3】「一部採択」「趣旨採択」の運用の採用状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	「一部採択」「趣旨採択」の運用を採用している
5万人未満 300	169 (56.3%)
5～10万人未満 235	142 (60.4%)
10～20万人未満 148	75 (50.7%)
20～30万人未満 48	24 (50.0%)
30～40万人未満 30	15 (50.0%)
40～50万人未満 19	9 (47.4%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	9 (45.0%)
全市 815	450 (55.2%)

【13-4】請願と同様の扱いをしなかった陳情の件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	請願と同様の扱いをしなかった陳情の件数
5万人未満 265	1,841
5～10万人未満 216	1,835
10～20万人未満 126	1,240
20～30万人未満 47	451
30～40万人未満 29	409
40～50万人未満 19	173
50万人以上 11	82
指定都市 18	2,243
全市 731	8,274

請願と同様の扱いをしなかった陳情の件数が1件以上あった市は731市。指定都市は1市において1,854件あった。

【13-5】請願と同様の扱いをしなかった陳情の処理状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	陳情書のコピー配布	陳情書の文書表等配布	所管委員会のみの審査	その他
5万人未満 265	203 (76.6%)	49 (18.5%)	21 (7.9%)	86 (32.5%)
5～10万人未満 216	167 (77.3%)	35 (16.2%)	20 (9.3%)	64 (29.6%)
10～20万人未満 126	93 (73.8%)	17 (13.5%)	10 (7.9%)	44 (34.9%)
20～30万人未満 47	33 (70.2%)	13 (27.7%)	5 (10.6%)	12 (25.5%)
30～40万人未満 29	18 (62.1%)	6 (20.7%)	4 (13.8%)	10 (34.5%)
40～50万人未満 19	11 (57.9%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)
50万人以上 11	6 (54.5%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)
指定都市 18	10 (55.6%)	4 (22.2%)	4 (22.2%)	7 (38.9%)
全市 731	541 (74.0%)	132 (18.1%)	65 (8.9%)	235 (32.1%)

各割合は、請願と同様の扱いをしなかった陳情の件数が1件以上の731市の人口段階別の市数を基準としている。

14 意見書・決議

【14-1】意見書の可決件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	0件	1件～5件	6件～10件	11件以上
5万人未満 300	50 (16.7%)	206 (68.7%)	30 (10.0%)	14 (4.7%)
5～10万人未満 235	33 (14.0%)	142 (60.4%)	46 (19.6%)	14 (6.0%)
10～20万人未満 148	16 (10.8%)	91 (61.5%)	22 (14.9%)	19 (12.8%)
20～30万人未満 48	4 (8.3%)	25 (52.1%)	9 (18.8%)	10 (20.8%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	15 (50.0%)	5 (16.7%)	9 (30.0%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	8 (42.1%)	5 (26.3%)	6 (31.6%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	12 (80.0%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	0 (0.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	8 (40.0%)
全市 815	104 (12.8%)	505 (62.0%)	125 (15.3%)	81 (9.9%)

【14-2】可決した意見書の議決形態

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	全て全会一致	全会一致又は過半数議決	全て過半数議決
5万人未満 250	154 (61.6%)	56 (22.4%)	40 (16.0%)
5～10万人未満 202	98 (48.5%)	69 (34.2%)	35 (17.3%)
10～20万人未満 132	69 (52.3%)	34 (25.8%)	29 (22.0%)
20～30万人未満 44	21 (47.7%)	18 (40.9%)	5 (11.4%)
30～40万人未満 29	11 (37.9%)	14 (48.3%)	4 (13.8%)
40～50万人未満 19	7 (36.8%)	8 (42.1%)	4 (21.1%)
50万人以上 15	8 (53.3%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)
指定都市 20	2 (10.0%)	16 (80.0%)	2 (10.0%)
全市 711	370 (52.0%)	220 (30.9%)	121 (17.0%)

各割合は、意見書を1件以上可決した711市の人口段階別の市数を基準としている。

【14-3】決議の可決件数

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	0件	1件	2件	3件以上
5万人未満 300	197 (65.7%)	72 (24.%)	14 (4.7%)	17 (5.7%)
5～10万人未満 235	141 (60.0%)	52 (22.1%)	22 (9.4%)	20 (8.5%)
10～20万人未満 148	79 (53.4%)	45 (30.4%)	9 (6.1%)	15 (10.1%)
20～30万人未満 48	28 (58.3%)	7 (14.6%)	9 (18.8%)	4 (8.3%)
30～40万人未満 30	15 (50.0%)	6 (20.0%)	4 (13.3%)	5 (16.7%)
40～50万人未満 19	9 (47.4%)	6 (31.6%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	9 (60.0%)	3 (20.0%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	7 (35.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	5 (25.0%)
全市 815	485 (59.5%)	197 (24.2%)	66 (8.1%)	67 (8.2%)

【14-4】可決した決議の議決形態

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	全て全会一致	全会一致又は過半数議決	全て過半数議決
5万人未満 103	53 (51.5%)	20 (19.4%)	30 (29.1%)
5～10万人未満 94	43 (45.7%)	28 (29.8%)	23 (24.5%)
10～20万人未満 69	38 (55.1%)	14 (20.3%)	17 (24.6%)
20～30万人未満 20	10 (50.0%)	5 (25.0%)	5 (25.0%)
30～40万人未満 15	7 (46.7%)	4 (26.7%)	4 (26.7%)
40～50万人未満 10	7 (70.0%)	0 (0.0%)	3 (30.0%)
50万人以上 6	2 (33.3%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)
指定都市 13	4 (30.8%)	7 (53.8%)	2 (15.4%)
全市 330	164 (49.7%)	81 (24.5%)	85 (25.8%)

各割合は、決議を1件以上可決した330市の人口段階別の市数を基準としている。

15　地方自治法・議決関係

【15-1】地方自治法・議決関係

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数	件数
地方自治法第176条第1項による再議の事例	6	7
地方自治法第176条第4項による再議の事例	1	1
地方自治法第177条第1項第1号による再議の事例 (義務費の削除減額議決に対する再議)	2	3
地方自治法第177条第1項第2号による再議の事例 (非常災害対策又は感染症予防費の削除減額議決に対する再議)	0	0
地方自治法等に基づく議会への諮問の事例	363	1411
地方自治法第100条による調査事件の事例	23	24
地方自治法第100条の調査権は付与しないが、当該市の行政事務事業の適正な執行を求めるために設置された調査特別委員会設置の事例	22	36
地方自治法第98条第1項による検閲・検査の事例	7	7
地方自治法第98条第2項による監査請求の事例	0	0
地方自治法第252条の40による個別外部監査請求の事例	0	0
地方自治法第74条による住民直接請求の事例	2	2
地方自治法第75条による監査請求の事例	0	0
地方自治法第178条による市長に対する不信任議決の事例	4	5
議長に対する不信任決議の事例	14	15
市長・正副議長等に対する辞職勧告決議の事例	28	41
市長・正副議長等に対する問責決議の事例	26	30
議員に対する懲罰の事例	22	27
議員に対する資格決定の事例	0	0
議員を対象とする政治倫理審査会の事例	26	29

16　議長の選出方法・任期、会派

【16-1】議長選出時における議長就任希望者の所信表明等の機会の導入状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	導入している	導入していない
5万人未満 300	175 (58.3%)	125 (41.7%)
5～10万人未満 235	130 (55.3%)	105 (44.7%)
10～20万人未満 148	71 (48.0%)	77 (52.0%)
20～30万人未満 48	16 (33.3%)	32 (66.7%)
30～40万人未満 30	8 (26.7%)	22 (73.3%)
40～50万人未満 19	4 (21.1%)	15 (78.9%)
50万人以上 15	4 (26.7%)	11 (73.3%)
指定都市 20	7 (35.0%)	13 (65.0%)
全市 815	415 (50.9%)	400 (49.1%)

【16-2】議長就任希望者の所信表明等の実施時期

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	本会議中	議会運営委員会	協議等の場	その他
5万人未満 175	24 (13.7%)	0 (0.0%)	86 (49.1%)	65 (37.1%)
5～10万人未満 130	13 (10.0%)	0 (0.0%)	34 (26.2%)	83 (63.8%)
10～20万人未満 71	9 (12.7%)	0 (0.0%)	15 (21.1%)	47 (66.2%)
20～30万人未満 16	1 (6.3%)	0 (0.0%)	3 (18.8%)	12 (75.0%)
30～40万人未満 8	2 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	5 (62.5%)
40～50万人未満 4	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)
50万人以上 4	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)
指定都市 7	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
全市 415	50 (12.0%)	0 (0.0%)	140 (33.7%)	225 (54.2%)

各割合は、議長就任希望者の所信表明等の機会を導入している415市の人口段階別の市数を基準としている。

その他は、休憩中等。

【16-3】議長任期に関する申合せや慣例の有無

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	申合せや慣例がある	申合せや慣例がない
5万人未満 300	228 (76.0%)	72 (24.0%)
5～10万人未満 235	196 (83.4%)	39 (16.6%)
10～20万人未満 148	118 (79.7%)	30 (20.3%)
20～30万人未満 48	40 (83.3%)	8 (16.7%)
30～40万人未満 30	26 (86.7%)	4 (13.3%)
40～50万人未満 19	15 (78.9%)	4 (21.1%)
50万人以上 15	10 (66.7%)	5 (33.3%)
指定都市 20	12 (60.0%)	8 (40.0%)
全市 815	645 (79.1%)	170 (20.9%)

【16-4】申合せや慣例による議長の任期

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	任期1年	任期2年	任期4年
5万人未満 228	32 (14.0%)	189 (82.9%)	7 (3.1%)
5～10万人未満 196	54 (27.6%)	140 (71.4%)	2 (1.0%)
10～20万人未満 118	46 (39.0%)	72 (61.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 40	12 (30.0%)	27 (67.5%)	1 (2.5%)
30～40万人未満 26	16 (61.5%)	10 (38.5%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 15	9 (60.0%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 10	3 (30.0%)	7 (70.0%)	0 (0.0%)
指定都市 12	5 (41.7%)	7 (58.3%)	0 (0.0%)
全市 645	177 (27.4%)	458 (71.0%)	10 (1.6%)

各割合は、議長任期に関する申合せや慣例がある645市の人口段階別の市数を基準としている。

【16-5】会派の数

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	会派制を採用していない	1会派	2会派	3会派	4会派	5会派	6会派
5万人未満 300	39 (13.0%)	12 (4.0%)	34 (11.3%)	51 (17.0%)	44 (14.7%)	42 (14.0%)	21 (7.0%)
5～10万人未満 235	8 (3.4%)	2 (0.9%)	10 (4.3%)	19 (8.1%)	43 (18.3%)	50 (21.3%)	58 (24.7%)
10～20万人未満 148	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (6.8%)	29 (19.6%)	33 (22.3%)	36 (24.3%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.2%)	5 (10.4%)	15 (31.3%)	14 (29.2%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	3 (10.0%)	9 (30.0%)	4 (13.3%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
指定都市 20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)	4 (20.0%)
全市 815	48 (5.9%)	14 (1.7%)	44 (5.4%)	83 (10.2%)	128 (15.7%)	158 (19.4%)	142 (17.4%)

人口段階別	7会派	8会派	9会派	10会派以上	会派制を採用しているが、会派が結成されていない
5万人未満 300	18 (6.0%)	8 (2.7%)	8 (2.7%)	5 (1.7%)	18 (6.0%)
5～10万人未満 235	26 (11.1%)	13 (5.5%)	2 (0.9%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 148	17 (11.5%)	6 (4.1%)	8 (5.4%)	8 (5.4%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)	3 (6.3%)	2 (4.2%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	5 (16.7%)	1 (3.3%)	6 (20.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	5 (26.3%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)
全市 815	85 (10.4%)	38 (4.7%)	26 (3.2%)	31 (3.8%)	18 (2.2%)

17　議会及び議員に関する条例の制定状況等

【17-1】議会基本条例の制定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	制定している
5万人未満 300	228 (76.0%)
5～10万人未満 235	169 (71.9%)
10～20万人未満 148	103 (69.6%)
20～30万人未満 48	29 (60.4%)
30～40万人未満 30	18 (60.0%)
40～50万人未満 19	11 (57.9%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	17 (85.0%)
全市 815	582 (71.4%)

【17-2】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 300	74 (24.7%)	15 (5.0%)
5～10万人未満 235	74 (31.5%)	24 (10.2%)
10～20万人未満 148	57 (38.5%)	13 (8.8%)
20～30万人未満 48	19 (39.6%)	2 (4.2%)
30～40万人未満 30	10 (33.3%)	2 (6.7%)
40～50万人未満 19	6 (31.6%)	3 (15.8%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	2 (10.0%)
全市 815	252 (30.9%)	61 (7.5%)

【17-3】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 300	11 (3.7%)	0 (0.0%)	152 (50.7%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 235	13 (5.5%)	0 (0.0%)	117 (49.8%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 148	10 (6.8%)	1 (0.7%)	62 (41.9%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	2 (4.2%)	0 (0.0%)	17 (35.4%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	0 (0.0%)	16 (53.3%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	2 (10.5%)	1 (5.3%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)
全市 815	42 (5.2%)	4 (0.5%)	373 (45.8%)	15 (1.8%)

【17-4】議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例等の制定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	制定している
5万人未満 300	34 (11.3%)
5～10万人未満 235	36 (15.3%)
10～20万人未満 148	27 (18.2%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)
30～40万人未満 30	10 (33.3%)
40～50万人未満 19	5 (26.3%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	2 (10.0%)
全市 815	122 (15.0%)

【17-5】議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例等の根拠規定

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	条例	規程又は要綱等	議会運営委員会決定・申合わせ	その他
5万人未満 34	32 (94.1%)	2 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 36	35 (97.2%)	1 (2.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 27	24 (88.9%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 6	5 (83.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 10	8 (80.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 122	110 (90.2%)	11 (9.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)

各割合は、議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例等を制定している122市の人口段階別の市数を基準としている。

【17-6】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

（令和5年12月31日現在）(単位：市の数)

人口段階別	追加している
5万人未満 300	293 (97.7%)
5～10万人未満 235	228 (97.0%)
10～20万人未満 148	145 (98.0%)
20～30万人未満 48	48 (100.0%)
30～40万人未満 30	29 (96.7%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)
全市 815	797 (97.8%)

【17-7】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

（令和5年12月31日現在、複数回答）

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	665 (83.4%)	職員の定数	7 (0.9%)
市の基本計画	298 (37.4%)	重要な契約に関するもの	33 (4.1%)
市の基本計画以外の重要な計画	117 (14.7%)	オンブズマンの委嘱等	11 (1.4%)
市民功労者表彰、名誉市民	524 (65.7%)	法人・団体等との協定に関するもの	9 (1.1%)
市民憲章	68 (8.5%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	172 (21.6%)
都市宣言	77 (9.7%)	上記以外の議決事件	213 (26.7%)
姉妹都市、友好都市提携	108 (13.6%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している797市を基準としている。

【17-8】議選監査委員の選任の廃止状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	廃止している
5万人未満 300	21 (7.0%)
5～10万人未満 235	12 (5.1%)
10～20万人未満 148	5 (3.4%)
20～30万人未満 48	2 (4.2%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	42 (5.2%)

【17-9】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

提出者	市数
執行機関	20
所管委員会	10
議員	12

【17-10】監査委員事務局の設置状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	条例により監査委員事務局を設置している	設置していない	その他
5万人未満 300	294 (98.0%)	1 (0.3%)	5 (1.7%)
5～10万人未満 235	231 (98.3%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 148	148 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 815	805 (98.8%)	5 (0.6%)	5 (0.6%)

【17-11】議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	兼務している
5万人未満 294	36 (12.2%)
5～10万人未満 231	5 (2.2%)
10～20万人未満 148	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 805	41 (5.1%)

割合は、条例により監査事務局を設置している805市を基準としている。

【17-12】令和5年中の市議会議員一般選挙の実施状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	市議会議員一般選挙が行われた
5万人未満 300	121 (40.3%)
5～10万人未満 235	120 (51.1%)
10～20万人未満 148	80 (54.1%)
20～30万人未満 48	37 (77.1%)
30～40万人未満 30	25 (83.3%)
40～50万人未満 19	11 (57.9%)
50万人以上 15	13 (86.7%)
指定都市 20	18 (90.0%)
全市 815	425 (52.1%)

【17-13】市議会議員一般選挙時における候補者のビラの頒布の状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	ビラを頒布した
5万人未満 121	104 (86.0%)
5～10万人未満 120	112 (93.3%)
10～20万人未満 80	77 (96.3%)
20～30万人未満 37	37 (100.0%)
30～40万人未満 25	24 (96.0%)
40～50万人未満 11	11 (100.0%)
50万人以上 13	12 (92.3%)
指定都市 18	18 (100.0%)
全市 425	395 (92.9%)

市議会議員一般選挙が行われた425市を基準としている。

18　広報広聴

【18-1】本会議・委員会の放送方法

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

放送方法	本会議（815市）	常任委員会			
		予算審査（60市）	決算審査（18市）	予算・決算審査（161市）	予算・決算以外（815市）
庁舎内モニターテレビ	590 (72.4%)	12 (20.0%)	6 (33.3%)	49 (30.4%)	106 (13.0%)
庁舎内音声放送	95 (11.7%)	5 (8.3%)	1 (5.6%)	13 (8.1%)	34 (4.2%)
ケーブルテレビ	239 (29.3%)	2 (3.3%)	1 (5.6%)	11 (6.8%)	18 (2.2%)
インターネット（生中継・携帯端末除く）	3 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インターネット（録画・携帯端末除く）	3 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インターネット（生中継・携帯端末含む）	605 (74.2%)	16 (26.7%)	7 (38.9%)	49 (30.4%)	161 (19.8%)
インターネット（録画・携帯端末含む）	758 (93.0%)	18 (30.0%)	9 (50.0%)	61 (37.9%)	192 (23.6%)
その他の放送方法	149 (18.3%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	8 (5.0%)	31 (3.8%)

放送方法	特別委員会				議会運営委員会（815市）
	予算審査（364市）	決算審査（490市）	予算・決算審査（31市）	予算・決算以外（630市）	
庁舎内モニターテレビ	118 (32.4%)	127 (25.9%)	7 (22.6%)	62 (9.8%)	42 (5.2%)
庁舎内音声放送	25 (6.9%)	28 (5.7%)	3 (9.7%)	22 (3.5%)	19 (2.3%)
ケーブルテレビ	17 (4.7%)	19 (3.9%)	3 (9.7%)	5 (0.8%)	2 (0.2%)
インターネット（生中継・携帯端末除く）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インターネット（録画・携帯端末除く）	1 (0.3%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インターネット（生中継・携帯端末含む）	146 (40.1%)	161 (32.9%)	8 (25.8%)	94 (14.9%)	59 (7.2%)
インターネット（録画・携帯端末含む）	164 (45.1%)	179 (36.5%)	9 (29.0%)	103 (16.3%)	59 (7.2%)
その他の放送方法	22 (6.0%)	23 (4.7%)	2 (6.5%)	18 (2.9%)	12 (1.5%)

各割合は、各会議の設置市数を基準としている。

【18-2】個々の議案に対する賛否の公表

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	議員ごとに公表	会派ごとに公表	公表していない	その他
5万人未満 300	265 (88.3%)	2 (0.7%)	29 (9.7%)	4 (1.3%)
5～10万人未満 235	205 (87.2%)	11 (4.7%)	16 (6.8%)	3 (1.3%)
10～20万人未満 148	124 (83.8%)	16 (10.8%)	8 (5.4%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	29 (60.4%)	11 (22.9%)	4 (8.3%)	4 (8.3%)
30～40万人未満 30	21 (70.0%)	8 (26.7%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)
40～50万人未満 19	10 (52.6%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	7 (46.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)
指定都市 20	6 (30.0%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
全市 815	665 (81.6%)	74 (9.1%)	58 (7.1%)	18 (2.2%)

「会派ごとに公表」は、会派ごと及び無会派議員は議員ごとに公表している場合。
その他は、「記名投票のみ、議員ごとに公表」「公表媒体により異なる」等。

【18-3】議案に対する賛否を公表している媒体

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	議会だより	ホームページ	その他
5万人未満 267	256 (95.9%)	104 (39.0%)	12 (4.5%)
5～10万人未満 216	211 (97.7%)	104 (48.1%)	5 (2.3%)
10～20万人未満 140	129 (92.1%)	87 (62.1%)	9 (6.4%)
20～30万人未満 40	32 (80.0%)	29 (72.5%)	2 (5.0%)
30～40万人未満 29	28 (96.6%)	21 (72.4%)	1 (3.4%)
40～50万人未満 16	13 (81.3%)	12 (75.0%)	2 (12.5%)
50万人以上 12	10 (83.3%)	10 (83.3%)	3 (25.0%)
指定都市 19	12 (63.2%)	17 (89.5%)	2 (10.5%)
全市 739	691 (93.5%)	384 (52.0%)	36 (4.9%)

各割合は、「議員ごとに公表している」「会派ごとに公表している」739市の人口段階別の市数を基準としている。
その他は、「議会公式フェイスブックページでの公表」等。
ホームページには、「賛否が掲載された議会だより」のホームページ掲載を含まない。

【18-4】議会広報(だより)の発行状況

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会が単独で発行している	市広報内に掲載している
5万人未満 300	285 (95.0%)	12 (4.0%)
5～10万人未満 235	225 (95.7%)	9 (3.8%)
10～20万人未満 148	142 (95.9%)	5 (3.4%)
20～30万人未満 48	47 (97.9%)	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	18 (94.7%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	14 (93.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	19 (95.0%)	1 (5.0%)
全市 815	780 (95.7%)	30 (3.7%)

【18-5】議会広報(だより)の発行回数

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上
5万人未満 285	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.8%)	243 (85.3%)	34 (11.9%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)
5～10万人未満 225	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)	168 (74.7%)	46 (20.4%)	8 (3.6%)	1 (0.4%)
10～20万人未満 142	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	97 (68.3%)	40 (28.2%)	3 (2.1%)	1 (0.7%)
20～30万人未満 47	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (42.6%)	22 (46.8%)	5 (10.6%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (50.0%)	13 (43.3%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 18	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (50.0%)	7 (38.9%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)
50万人以上 14	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (42.9%)	6 (42.9%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)
指定都市 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (57.9%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)
全市 780	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (1.0%)	569 (72.9%)	173 (22.2%)	23 (2.9%)	7 (0.9%)

各割合は、議会が単独で発行している780市の人口段階別の市数を基準としている。

【18-6】議会広報(だより)の編集会議の有無

（令和5年12月31日現在)(単位：市の数)

人口段階別	編集会議がある
5万人未満 297	289 (97.3%)
5～10万人未満 234	225 (96.2%)
10～20万人未満 147	139 (94.6%)
20～30万人未満 48	41 (85.4%)
30～40万人未満 30	29 (96.7%)
40～50万人未満 19	17 (89.5%)
50万人以上 15	12 (80.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 810	768 (94.8%)

各割合は、議会広報(だより)を発行している810市(市広報内に掲載している市を含む)の人口段階別の市数を基準としている。

【18-7】議会広報(だより)の編集会議の種類

（令和5年12月31日現在)(単位：市の数)

人口段階別	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	協議等の場	任意の会議体	その他
5万人未満 289	23 (8.0%)	95 (32.9%)	2 (0.7%)	103 (35.6%)	56 (19.4%)	10 (3.5%)
5～10万人未満 225	17 (7.6%)	51 (22.7%)	8 (3.6%)	83 (36.9%)	54 (24.0%)	12 (5.3%)
10～20万人未満 139	11 (7.9%)	17 (12.2%)	7 (5.0%)	60 (43.2%)	38 (27.3%)	6 (4.3%)
20～30万人未満 41	1 (2.4%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	20 (48.8%)	15 (36.6%)	2 (4.9%)
30～40万人未満 29	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (51.7%)	10 (34.5%)	4 (13.8%)
40～50万人未満 17	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	9 (52.9%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)
50万人以上 12	1 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	3 (25.0%)	5 (41.7%)	2 (16.7%)
指定都市 16	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	3 (18.8%)	9 (56.3%)	3 (18.8%)
全市 768	53 (6.9%)	165 (21.5%)	21 (2.7%)	296 (38.5%)	191 (24.9%)	42 (5.5%)

各割合は、議会広報(だより)編集会議がある768市の人口段階別の市数を基準としている。

任意の会議体とは、規程や要綱などの内規に基づくものを指す。

【18-8】議会広報(だより)の編集体制

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議員だけで作成	議員と議会事務局の共同で作成	議会事務局だけで作成	民間に委託	その他
5万人未満 297	24 (8.1%)	258 (86.9%)	8 (2.7%)	1 (0.3%)	6 (2.0%)
5～10万人未満 234	11 (4.7%)	208 (88.9%)	5 (2.1%)	0 (0.0%)	10 (4.3%)
10～20万人未満 147	7 (4.8%)	128 (87.1%)	3 (2.0%)	2 (1.4%)	7 (4.8%)
20～30万人未満 48	2 (4.2%)	37 (77.1%)	5 (10.4%)	0 (0.0%)	4 (8.3%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)	23 (76.7%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	3 (10.0%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	12 (63.2%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	12 (80.0%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)
指定都市 20	0 (0.0%)	9 (45.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	7 (35.0%)
全市 810	44 (5.4%)	687 (84.8%)	34 (4.2%)	3 (0.4%)	42 (5.2%)

各割合は、議会広報(だより)を発行している810市(市広報内に掲載している市を含む)の人口段階別の市数を基準としている。

【18-9】フェイスブック・X（旧ツイッター）等による議会の情報発信の状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	フェイスブック・X（旧ツイッター）等により、議会の情報を発信している
5万人未満 300	148 (49.3%)
5～10万人未満 235	125 (53.2%)
10～20万人未満 148	100 (67.6%)
20～30万人未満 48	35 (72.9%)
30～40万人未満 30	19 (63.3%)
40～50万人未満 19	13 (68.4%)
50万人以上 15	12 (80.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 815	468 (57.4%)

【18-10】情報発信の方法

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

	フェイスブック	X（旧ツイッター）	メールマガジン	ライン	インスタグラム	Youtube	その他
5万人未満 148	72 (48.6%)	28 (18.9%)	5 (3.4%)	42 (28.4%)	9 (6.1%)	88 (59.5%)	7 (4.7%)
5～10万人未満 125	58 (46.4%)	34 (27.2%)	10 (8.0%)	40 (32.0%)	5 (4.0%)	63 (50.4%)	9 (7.2%)
10～20万人未満 100	53 (53.0%)	31 (31.0%)	11 (11.0%)	32 (32.0%)	11 (11.0%)	53 (53.0%)	11 (11.%)
20～30万人未満 35	20 (57.1%)	18 (51.4%)	5 (14.3%)	11 (31.4%)	1 (2.9%)	14 (40.0%)	5 (14.3%)
30～40万人未満 19	14 (73.7%)	10 (52.6%)	3 (15.8%)	10 (52.6%)	3 (15.8%)	12 (63.2%)	5 (26.3%)
40～50万人未満 13	6 (46.2%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)
50万人以上 12	4 (33.3%)	9 (75.0%)	0 (0.0%)	6 (50.0%)	0 (0.0%)	6 (50.0%)	1 (8.3%)
指定都市 16	11 (68.8%)	8 (50.0%)	0 (0.0%)	6 (37.5%)	2 (12.5%)	12 (75.0%)	0 (0.0%)
全市 468	238 (50.9%)	143 (30.6%)	35 (7.5%)	150 (32.1%)	32 (6.8%)	250 (53.4%)	38 (8.1%)

各割合は、フェイスブック、X等で議会の情報を発信している468市の人口段階別の市数を基準としている。

19 住民等の議会への参画

【19-1】議会報告会の開催状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）(単位：市の数)

人口段階別	議会基本条例に基づく議会報告会を開催した	申し合わせ等に基づく議会報告会を開催した
5万人未満 300	133 (44.3%)	17 (5.7%)
5～10万人未満 235	101 (43.0%)	14 (6.0%)
10～20万人未満 148	66 (44.6%)	3 (2.0%)
20～30万人未満 48	17 (35.4%)	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	10 (33.3%)	1 (3.3%)
40～50万人未満 19	6 (31.6%)	2 (10.5%)
50万人以上 15	2 (13.3%)	0 (0.0%)
指定都市 20	1 (5.0%)	1 (5.0%)
全市 815	336 (41.2%)	39 (4.8%)

【19-2】議会報告会の主な内容

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）(単位：市の数)

人口段階別	報告のみ	意見交換のみ	報告及び意見交換	その他
5万人未満 150	2 (1.3%)	31 (20.7%)	109 (72.7%)	16 (10.7%)
5～10万人未満 115	5 (4.3%)	27 (23.5%)	80 (69.6%)	9 (7.8%)
10～20万人未満 69	0 (0.0%)	15 (21.7%)	52 (75.4%)	9 (13.0%)
20～30万人未満 18	1 (5.6%)	1 (5.6%)	14 (77.8%)	3 (16.7%)
30～40万人未満 11	0 (0.0%)	3 (27.3%)	7 (63.6%)	1 (9.1%)
40～50万人未満 8	0 (0.0%)	2 (25.0%)	6 (75.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 2	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市 2	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
全市 375	8 (2.1%)	80 (21.3%)	270 (72.0%)	39 (10.4%)

各割合は、議会報告会を開催した375市の人口段階別の市数を基準としている。

【19-3】子ども議会、女性議会、模擬議会の開催状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）

人口段階別	子ども議会		女性議会		模擬議会	
	開催市数	開催回数	開催市数	開催回数	開催市数	開催回数
5万人未満 300	53 (17.7%)	61	5 (1.7%)	6	12 (4.0%)	17
5～10万人未満 235	47 (20.0%)	65	2 (0.9%)	2	5 (2.1%)	5
10～20万人未満 148	33 (22.3%)	35	2 (1.4%)	2	8 (5.4%)	8
20～30万人未満 48	7 (14.6%)	7	0 (0.0%)	0	1 (2.1%)	1
30～40万人未満 30	7 (23.3%)	21	0 (0.0%)	0	2 (6.7%)	2
40～50万人未満 19	4 (21.1%)	5	0 (0.0%)	0	1 (5.3%)	1
50万人以上 15	3 (20.0%)	12	0 (0.0%)	0	1 (6.7%)	2
指定都市 20	8 (40.0%)	17	0 (0.0%)	0	1 (5.0%)	12
全市 815	162 (19.9%)	223	9 (1.1%)	10	31 (3.8%)	48

【19-4】議会モニター制度の採用状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	議会モニター制度を採用している
5万人未満 300	13 (4.3%)
5～10万人未満 235	12 (5.1%)
10～20万人未満 148	7 (4.7%)
20～30万人未満 48	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	37 (4.5%)

【19-5】議会におけるパブリックコメントの実施状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	実施した
5万人未満 300	15 (5.0%)
5～10万人未満 235	9 (3.8%)
10～20万人未満 148	13 (8.8%)
20～30万人未満 48	2 (4.2%)
30～40万人未満 30	6 (20.0%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)
全市 815	48 (5.9%)

【19-6】住民アンケート調査の実施状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	住民に対し市政及び議会に関するアンケート調査を実施した
5万人未満 300	43 (14.3%)
5～10万人未満 235	24 (10.2%)
10～20万人未満 148	20 (13.5%)
20～30万人未満 48	10 (20.8%)
30～40万人未満 30	4 (13.3%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)
50万人以上 15	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)
全市 815	104 (12.8%)

【19-7】専門的知見の活用の事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、5市6件）

都道府県	市区名	人口段階	委託契約	専門的知見を有する者に関わる費用	具体的内容
静岡県	御殿場市	B	有	有償	明治大学自治体政策経営研究所と委託契約を締結し、全議員を対象に講義していただいた。
大阪府	箕面市	C	無	有償	外部有識者を講師に招き、議員研修会を開催した。
大阪府	箕面市	C	無	有償	外部有識者を講師に招き、議員研修会を開催した。
京都府	舞鶴市	B	無	有償	大学教授等による研修会
岡山県	笠岡市	A	有	有償	100条委員会運営に係る法的助言
福岡県	飯塚市	C	有	有償	「飯塚市議会の議員定数に関することについて」調査研究の上、文書による報告を求めるもの。アドバイザー3名。

箕面市については、2事例あり。

【19-8】議会と大学等との協定の締結状況

（令和5年12月31日現在）(単位：市の数)

人口段階別	大学等との協定を締結している
5万人未満 300	4 (1.3%)
5～10万人未満 235	12 (5.1%)
10～20万人未満 148	12 (8.1%)
20～30万人未満 48	5 (10.4%)
30～40万人未満 30	5 (16.7%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)
全市 815	41 (5.0%)

大学等とは、そのほか大学院や研究機関等を指す。

20　議会のICT化

【20-1】本会議場・委員会室での議員のパソコン・タブレット端末の使用状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

	本会議場		委員会室	
	全議員持ち込みが原則	希望する議員のみ持ち込み可	全議員持ち込みが原則	希望する議員のみ持ち込み可
パソコン 815	29 (3.6%)	214 (26.3%)	28 (3.4%)	244 (29.9%)
タブレット端末 815	506 (62.1%)	136 (16.7%)	510 (62.6%)	148 (18.2%)

令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間内に、本会議場・委員会室で議員がパソコン・タブレット端末を使用した事例がある市の持込状況をとりまとめている。

【20-2】全議員を対象とするタブレット端末の導入状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	全議員を対象とするタブレット端末を導入している
5万人未満 300	209 (69.7%)
5～10万人未満 235	190 (80.9%)
10～20万人未満 148	123 (83.1%)
20～30万人未満 48	42 (87.5%)
30～40万人未満 30	22 (73.3%)
40～50万人未満 19	17 (89.5%)
50万人以上 15	11 (73.3%)
指定都市 20	13 (65.0%)
全市 815	627 (76.9%)

【20-3】タブレット端末の導入経費・形態

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	公費で購入し議員に貸与	政務活動費で購入	議員の私費で購入	公費によるリース又はレンタル	政務活動費によるリース又はレンタル	複数の経費で按分	その他
5万人未満 209	121 (57.9%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	69 (33.0%)	0 (0.0%)	9 (4.3%)	4 (1.9%)
5～10万人未満 190	92 (48.4%)	0 (0.0%)	3 (1.6%)	86 (45.3%)	0 (0.0%)	7 (3.7%)	2 (1.1%)
10～20万人未満 123	44 (35.8%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	64 (52.0%)	0 (0.0%)	8 (6.5%)	5 (4.1%)
20～30万人未満 42	12 (28.6%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	26 (61.9%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	2 (4.8%)
30～40万人未満 22	4 (18.2%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	12 (54.5%)	1 (4.5%)	1 (4.5%)	2 (9.1%)
40～50万人未満 17	5 (29.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (58.8%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)
50万人以上 11	4 (36.4%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 13	4 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (53.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)
全市 627	286 (45.6%)	6 (1.0%)	9 (1.4%)	280 (44.7%)	1 (0.2%)	28 (4.5%)	17 (2.7%)

全議員を対象とするタブレット端末を導入している627市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-4】庁舎外へのタブレット端末の持ち出し許可状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	持ち出しを認めている
5万人未満 209	205 (98.1%)
5～10万人未満 190	188 (98.9%)
10～20万人未満 123	122 (99.2%)
20～30万人未満 42	42 (100.0%)
30～40万人未満 22	21 (95.5%)
40～50万人未満 17	17 (100.0%)
50万人以上 11	11 (100.0%)
指定都市 13	13 (100.0%)
全市 627	619 (98.7%)

全議員を対象とするタブレット端末を導入している627市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-5】タブレット端末の利用目的

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答)(単位：市の数）

人口段階別	庁舎内での公務（本会議、委員会、協議等の場など）	庁舎外での公務（行政視察など）	政務活動（政務活動費を充当する活動）	議員活動（公務及び政務活動以外の議員活動）	私的活動（私人としての活動）	その他
5万人未満 209	205 (98.1%)	195 (93.3%)	136 (65.1%)	162 (77.5%)	20 (9.6%)	13 (6.2%)
5～10万人未満 190	189 (99.5%)	178 (93.7%)	116 (61.1%)	136 (71.6%)	13 (6.8%)	5 (2.6%)
10～20万人未満 123	121 (98.4%)	118 (95.9%)	88 (71.5%)	83 (67.5%)	7 (5.7%)	8 (6.5%)
20～30万人未満 42	42 (100.0%)	42 (100.0%)	31 (73.8%)	26 (61.9%)	5 (11.9%)	2 (4.8%)
30～40万人未満 22	21 (95.5%)	18 (81.8%)	14 (63.6%)	12 (54.5%)	3 (13.6%)	5 (22.7%)
40～50万人未満 17	16 (94.1%)	16 (94.1%)	11 (64.7%)	10 (58.8%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)
50万人以上 11	9 (81.8%)	8 (72.7%)	4 (36.4%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)
指定都市 13	13 (100.0%)	10 (76.9%)	4 (30.8%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
全市 627	616 (98.2%)	585 (93.3%)	404 (64.4%)	438 (69.9%)	50 (8.0%)	38 (6.1%)

全議員を対象とするタブレット端末を導入している627市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-6】タブレット端末の活用による会議資料のペーパーレス化の状況

（令和5年12月31日)(単位：市の数）

人口段階別	ペーパーレス化している
5万人未満 209	189 (90.4%)
5～10万人未満 190	179 (94.2%)
10～20万人未満 123	114 (92.7%)
20～30万人未満 42	37 (88.1%)
30～40万人未満 22	19 (86.4%)
40～50万人未満 17	14 (82.4%)
50万人以上 11	10 (90.9%)
指定都市 13	12 (92.3%)
全市 627	574 (91.5%)

全議員を対象とするタブレット端末を導入している627市の人口段階別の市数を基準としている。

一部の会議資料のみペーパーレス化している場合を含む。

【20-7】本会議場・委員会室での議員の説明用スクリーン・パネルの使用許可状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

	本会議場		委員会室	
	議長許可	その他の許可制など	委員長許可	その他の許可制など
説明用スクリーン 815	148 (18.2%)	33 (4.0%)	40 (4.9%)	7 (0.9%)
説明用パネル 815	233 (28.6%)	40 (4.9%)	52 (6.4%)	10 (1.2%)

令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間内に、本会議場・委員会室で議員が説明用スクリーン及びパネルを使用した事例がある市の使用許可状況をとりまとめている。

【20-8】電子表決(押しボタン式表決)システムの導入状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	電子表決(押しボタン式表決)システムを導入している
5万人未満 300	63 (21.0%)
5～10万人未満 235	70 (29.8%)
10～20万人未満 148	44 (29.7%)
20～30万人未満 48	14 (29.2%)
30～40万人未満 30	11 (36.7%)
40～50万人未満 19	5 (26.3%)
50万人以上 15	1 (6.7%)
指定都市 20	3 (15.0%)
全市 815	211 (25.9%)

【20-9】会議録検索システムの導入状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	本会議会議録		委員会会議録		協議等の場会議録	
	全市（815市）	インターネットによる検索システムを導入している	全市（815市）	インターネットによる検索システムを導入している	協議等の場を設置している市（609市）	インターネットによる検索システムを導入している
5万人未満	300	219 (73.0%)	300	55 (18.3%)	248	5 (2.0%)
5～10万人未満	235	214 (91.1%)	235	106 (45.1%)	175	21 (12.0%)
10～20万人未満	148	145 (98.0%)	148	102 (68.9%)	110	27 (24.5%)
20～30万人未満	48	48 (100.0%)	48	45 (93.8%)	30	15 (50.0%)
30～40万人未満	30	30 (100.0%)	30	26 (86.7%)	19	9 (47.4%)
40～50万人未満	19	19 (100.0%)	19	15 (78.9%)	13	7 (53.8%)
50万人以上	15	15 (100.0%)	15	14 (93.3%)	6	1 (16.7%)
指定都市	20	20 (100.0%)	20	20 (100.0%)	8	7 (87.5%)
全市	815	710 (87.1%)	815	383 (47.0%)	609	92 (15.1%)

協議等の場会議録の割合は、協議等の場を設置している609市の人口段階別の市数を基準としている。

廃止された協議等の場の会議録検索システムを存置している市は除く。

【20-10】会議録作成における音声認識システムの導入状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	導入している	導入していない	その他
5万人未満 300	158 (52.7%)	126 (42.0%)	16 (5.3%)
5～10万人未満 235	84 (35.7%)	131 (55.7%)	20 (8.5%)
10～20万人未満 148	45 (30.4%)	86 (58.1%)	17 (11.5%)
20～30万人未満 48	15 (31.3%)	29 (60.4%)	4 (8.3%)
30～40万人未満 30	7 (23.3%)	19 (63.3%)	4 (13.3%)
40～50万人未満 19	4 (21.1%)	14 (73.7%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	8 (53.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	5 (25.0%)	13 (65.0%)	2 (10.0%)
全市 815	324 (39.8%)	426 (52.3%)	65 (8.0%)

「音声認識システム」とは、本会議、委員会及び協議等の場の審議において、発言者の音声を認識し書き起こすシステムのことを指す（AIを含む）。

「その他」は、試行的に導入している市等。

【20-11】音声認識システムを導入している会議

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場
5万人未満 158	48 (30.4%)	149 (94.3%)	102 (64.6%)
5～10万人未満 84	24 (28.6%)	77 (91.7%)	50 (59.5%)
10～20万人未満 45	14 (31.1%)	41 (91.1%)	31 (68.9%)
20～30万人未満 15	7 (46.7%)	15 (100.0%)	6 (40.0%)
30～40万人未満 7	4 (57.1%)	6 (85.7%)	5 (71.4%)
40～50万人未満 4	3 (75.0%)	4 (100.0%)	1 (25.0%)
50万人以上 6	2 (33.3%)	6 (100.0%)	1 (16.7%)
指定都市 5	0 (0.0%)	5 (100.0%)	1 (20.0%)
全市 324	102 (31.5%)	303 (93.5%)	197 (60.8%)

各割合は、音声認識システムを導入している324市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-12】会議等のオンライン開催に係る会議規則、委員会条例等の改正状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	会議規則、委員会条例等のうち一部でも改正した
5万人未満 300	59 (19.7%)
5～10万人未満 235	71 (30.2%)
10～20万人未満 148	48 (32.4%)
20～30万人未満 48	14 (29.2%)
30～40万人未満 30	12 (40.0%)
40～50万人未満 19	7 (36.8%)
50万人以上 15	9 (60.0%)
指定都市 20	11 (55.0%)
全市 815	231 (28.3%)

【20-13】会議等のオンライン開催に係る改正の対象

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）(単位：市の数)

人口段階別	会議規則	委員会条例	規程・要綱等	その他
5万人未満 59	47 (79.7%)	56 (94.9%)	17 (28.8%)	4 (6.8%)
5～10万人未満 71	57 (80.3%)	67 (94.4%)	28 (39.4%)	5 (7.0%)
10～20万人未満 48	40 (83.3%)	43 (89.6%)	18 (37.5%)	6 (12.5%)
20～30万人未満 14	8 (57.1%)	14 (100.0%)	6 (42.9%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 12	8 (66.7%)	10 (83.3%)	8 (66.7%)	2 (16.7%)
40～50万人未満 7	4 (57.1%)	7 (100.0%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)
50万人以上 9	5 (55.6%)	9 (100.0%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)
指定都市 11	6 (54.5%)	10 (90.9%)	7 (63.6%)	2 (18.2%)
全市 231	175 (75.8%)	216 (93.5%)	90 (39.0%)	23 (10.0%)

各割合は、会議規則、委員会条例等のうち一部でも改正した231市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-14】会議等のオンライン開催状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	委員会等をオンラインで開催した
5万人未満 300	29 (9.7%)
5～10万人未満 235	30 (12.8%)
10～20万人未満 148	32 (21.6%)
20～30万人未満 48	8 (16.7%)
30～40万人未満 30	6 (20.0%)
40～50万人未満 19	5 (26.3%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	6 (30.0%)
全市 815	118 (14.5%)

【20-15】オンラインで開催した会議等

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	委員会	協議等の場(地方自治法第100条第12項)	委員会・協議等の場以外の会議(非公式含む)	行政視察	本会議における一般質問等	その他
5万人未満 29	11 (37.9%)	9 (31.0%)	10 (34.5%)	4 (13.8%)	1 (3.4%)	5 (17.2%)
5～10万人未満 30	10 (33.3%)	9 (30.0%)	7 (23.3%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	4 (13.3%)
10～20万人未満 32	7 (21.9%)	9 (28.1%)	13 (40.6%)	6 (18.8%)	0 (0.0%)	7 (21.9%)
20～30万人未満 8	4 (50.0%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)
30～40万人未満 6	2 (33.3%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 5	2 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 6	3 (50.0%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)
全市 118	40 (33.9%)	35 (29.7%)	38 (32.2%)	20 (16.9%)	2 (1.7%)	22 (18.6%)

各割合は、会議等をオンラインで開催した118市の人口段階別の市数を基準としている。

21　議員間(自由)討議・執行部の反問権

【21-1】議員間(自由)討議の規定状況

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議員間(自由)討議を条例や規則等で規定している
5万人未満 300	216 (72.0%)
5～10万人未満 235	167 (71.1%)
10～20万人未満 148	103 (69.6%)
20～30万人未満 48	29 (60.4%)
30～40万人未満 30	18 (60.0%)
40～50万人未満 19	12 (63.2%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	15 (75.0%)
全市 815	566 (69.4%)

【21-2】議員間(自由)討議の根拠規定

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本条例	会議規則	要綱や申合せ	その他
5万人未満 216	196 (90.7%)	2 (0.9%)	6 (2.8%)	12 (5.6%)
5～10万人未満 167	145 (86.8%)	4 (2.4%)	7 (4.2%)	11 (6.6%)
10～20万人未満 103	79 (76.7%)	1 (1.0%)	8 (7.8%)	15 (14.6%)
20～30万人未満 29	22 (75.9%)	0 (0.0%)	5 (17.2%)	2 (6.9%)
30～40万人未満 18	14 (77.8%)	0 (0.0%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)
40～50万人未満 12	10 (83.3%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
指定都市 15	13 (86.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)
全市 566	484 (85.5%)	7 (1.2%)	30 (5.3%)	45 (8.0%)

各割合は、議員間(自由)討議を規定している566市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-3】議員間(自由)討議の実施状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	議員間(自由)討議を実施した
5万人未満 300	108 (36.0%)
5～10万人未満 235	97 (41.3%)
10～20万人未満 148	61 (41.2%)
20～30万人未満 48	20 (41.7%)
30～40万人未満 30	11 (36.7%)
40～50万人未満 19	10 (52.6%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	13 (65.0%)
全市 815	327 (40.1%)

【21-4】議員間(自由)討議を行った会議の種類

(令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 108	5 (4.6%)	94 (87.0%)	31 (28.7%)	12 (11.1%)	3 (2.8%)
5～10万人未満 97	6 (6.2%)	77 (79.4%)	18 (18.6%)	12 (12.4%)	8 (8.2%)
10～20万人未満 61	1 (1.6%)	56 (91.8%)	15 (24.6%)	7 (11.5%)	3 (4.9%)
20～30万人未満 20	1 (5.0%)	20 (100.0%)	5 (25.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 11	0 (0.0%)	10 (90.9%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)
40～50万人未満 10	2 (20.0%)	8 (80.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)
50万人以上 7	1 (14.3%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 13	1 (7.7%)	12 (92.3%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
全市 327	17 (5.2%)	284 (86.9%)	76 (23.2%)	34 (10.4%)	19 (5.8%)

各割合は、議員間(自由)討議を行った327市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-5】議員間(自由)討議を行った対象

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	市長提出の議案等	議員・委員会提出の議案等	請願・陳情等の市民提案	その他
5万人未満 108	70 (64.8%)	34 (31.5%)	57 (52.8%)	29 (26.9%)
5～10万人未満 97	61 (62.9%)	26 (26.8%)	55 (56.7%)	27 (27.8%)
10～20万人未満 61	30 (49.2%)	19 (31.1%)	39 (63.9%)	22 (36.1%)
20～30万人未満 20	9 (45.0%)	4 (20.0%)	6 (30.0%)	12 (60.0%)
30～40万人未満 11	5 (45.5%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	9 (81.8%)
40～50万人未満 10	4 (40.0%)	5 (50.0%)	8 (80.0%)	6 (60.0%)
50万人以上 7	3 (42.9%)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	5 (71.4%)
指定都市 13	4 (30.8%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	10 (76.9%)
全市 327	186 (56.9%)	93 (28.4%)	178 (54.4%)	120 (36.7%)

各割合は、議員間(自由)討議を行った327市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-6】執行部の反問権の規定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	執行部の反問権を条例や規則などで規定している	執行部の反問権を限定（質問趣旨確認等）して条例や規則などで規定している
5万人未満 300	132 (44.0%)	94 (31.3%)
5～10万人未満 235	103 (43.8%)	80 (34.0%)
10～20万人未満 148	55 (37.2%)	45 (30.4%)
20～30万人未満 48	13 (27.1%)	11 (22.9%)
30～40万人未満 30	9 (30.0%)	10 (33.3%)
40～50万人未満 19	6 (31.6%)	6 (31.6%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)	14 (70.0%)
全市 815	324 (39.8%)	261 (32.0%)

【21-7】執行部の反問権の根拠規定

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	議会基本条例	会議規則	要綱や申合せ	その他
5万人未満 226	175 (77.4%)	8 (3.5%)	27 (11.9%)	16 (7.1%)
5～10万人未満 183	134 (73.2%)	14 (7.7%)	20 (10.9%)	15 (8.2%)
10～20万人未満 100	75 (75.0%)	5 (5.0%)	5 (5.0%)	15 (15.0%)
20～30万人未満 24	19 (79.2%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)
30～40万人未満 19	14 (73.7%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)
40～50万人未満 12	9 (75.0%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)
50万人以上 6	4 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)
指定都市 15	13 (86.7%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
全市 585	443 (75.7%)	28 (4.8%)	62 (10.6%)	52 (8.9%)

各割合は、執行部の反問権（質問趣旨確認等の限定を含む）を規定している585市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-8】執行部の反問権の行使状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）(単位：市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 300	47 (15.7%)
5～10万人未満 235	39 (16.6%)
10～20万人未満 148	30 (20.3%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)
40～50万人未満 19	3 (15.8%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	6 (30.0%)
全市 815	136 (16.7%)

【21-9】執行部の反問権を行使した会議の種類

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 47	44 (93.6%)	10 (21.3%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 39	37 (94.9%)	9 (23.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 30	25 (83.3%)	13 (43.3%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 6	6 (100.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 3	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 6	3 (50.0%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)
全市 136	120 (88.2%)	43 (31.6%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	2 (1.5%)

各割合は、執行部の反問権を行使した136市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-10】執行部の反問権を行使した対象

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	市長提出の議案等	議員・委員会提出の議案等	請願・陳情等の市民提案	一般質問	その他
5万人未満 47	9 (19.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (91.5%)	2 (4.3%)
5～10万人未満 39	12 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	36 (92.3%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 30	15 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	23 (76.7%)	1 (3.3%)
20～30万人未満 6	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 3	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
指定都市 6	4 (66.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)
全市 136	46 (33.8%)	2 (1.5%)	3 (2.2%)	116 (85.3%)	7 (5.1%)

各割合は、執行部の反問権を行使した136市の人口段階別の市数を基準としている。

22 政務活動費

【22-1】政務活動費の交付状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	交付している	交付していない	その他
5万人未満 300	231 (77.0%)	68 (22.7%)	1 (0.3%)
5～10万人未満 235	215 (91.5%)	19 (8.1%)	1 (0.4%)
10～20万人未満 148	146 (98.6%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 815	724 (88.8%)	89 (10.9%)	2 (0.2%)

「その他」は、交付を凍結している市及び特例条例により一時的に支給を停止している市。

【22-2】政務活動費の交付対象

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	会派	議員	会派又は議員	会派及び議員	選択制	その他
5万人未満 231	60 (26.0%)	83 (35.9%)	79 (34.2%)	2 (0.9%)	6 (2.6%)	1 (0.4%)
5～10万人未満 215	81 (37.7%)	54 (25.1%)	71 (33.0%)	1 (0.5%)	8 (3.7%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 146	64 (43.8%)	20 (13.7%)	50 (34.2%)	5 (3.4%)	7 (4.8%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	23 (47.9%)	5 (10.4%)	11 (22.9%)	2 (4.2%)	6 (12.5%)	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	14 (46.7%)	6 (20.0%)	6 (20.0%)	0 (0.0%)	3 (10.0%)	1 (3.3%)
40～50万人未満 19	7 (36.8%)	2 (10.5%)	4 (21.1%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	7 (46.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)
指定都市 20	8 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	8 (40.0%)	1 (5.0%)
全市 724	264 (36.5%)	171 (23.6%)	224 (30.9%)	14 (1.9%)	46 (6.4%)	5 (0.7%)

各割合は、政務活動費を交付している724市の人口段階別の市数を基準としている。

「会派又は議員」は、会派又は会派に所属していない議員へ交付。

「会派及び議員」は、会派及び議員に併給。

【22-3】政務活動費の交付額の算出基準

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	月額	年額	その他
5万人未満 231	181 (78.4%)	49 (21.2%)	1 (0.4%)
5～10万人未満 215	165 (76.7%)	49 (22.8%)	1 (0.5%)
10～20万人未満 146	110 (75.3%)	33 (22.6%)	3 (2.1%)
20～30万人未満 48	45 (93.8%)	1 (2.1%)	2 (4.2%)
30～40万人未満 30	29 (96.7%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	18 (94.7%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 724	583 (80.5%)	134 (18.5%)	7 (1.0%)

各割合は、政務活動費を交付している724市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-4】政務活動費の交付方法

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	概算払い	会派に概算払いし、会派から議員に精算払い	精算払い
5万人未満 231	203 (87.9%)	4 (1.7%)	24 (10.4%)
5～10万人未満 215	200 (93.0%)	4 (1.9%)	11 (5.1%)
10～20万人未満 146	138 (94.5%)	4 (2.7%)	4 (2.7%)
20～30万人未満 48	45 (93.8%)	2 (4.2%)	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	27 (90.0%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)
40～50万人未満 19	18 (94.7%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
指定都市 20	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)
全市 724	664 (91.7%)	19 (2.6%)	41 (5.7%)

各割合は、政務活動費を交付している724市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-5】政務活動費の交付時期

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	毎月交付	四半期交付	半年交付	1年交付	その他
5万人未満 231	0 (0.0%)	6 (2.6%)	71 (30.7%)	142 (61.5%)	12 (5.2%)
5～10万人未満 215	0 (0.0%)	16 (7.4%)	59 (27.4%)	135 (62.8%)	5 (2.3%)
10～20万人未満 146	0 (0.0%)	14 (9.6%)	46 (31.5%)	76 (52.1%)	10 (6.8%)
20～30万人未満 48	2 (4.2%)	13 (27.1%)	24 (50.0%)	7 (14.6%)	2 (4.2%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	10 (33.3%)	16 (53.3%)	3 (10.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)	8 (42.1%)	8 (42.1%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	1 (6.7%)	9 (60.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	7 (35.0%)	8 (40.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 724	12 (1.7%)	84 (11.6%)	234 (32.3%)	364 (50.3%)	30 (4.1%)

各割合は、政務活動費を交付している724市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-6】政務活動費の収支報告書への領収書添付状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	すべて添付	一定額以上添付	添付していない
5万人未満 231	231 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 215	215 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 146	146 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 724	724 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

各割合は、政務活動費を交付している724市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-7】政務活動費の議員1人あたりの交付月額

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	1万円未満	1万円以上2万円未満	2万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上
5万人未満 231	29 (12.6%)	121 (52.4%)	55 (23.8%)	24 (10.4%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 215	4 (1.9%)	101 (47.0%)	70 (32.6%)	29 (13.5%)	10 (4.7%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 146	2 (1.4%)	18 (12.3%)	46 (31.5%)	55 (37.7%)	24 (16.4%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (10.4%)	11 (22.9%)	21 (43.8%)	10 (20.8%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	18 (60.0%)	11 (36.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	13 (68.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	2 (10.0%)	14 (70.0%)
全市 724	35 (4.8%)	240 (33.1%)	176 (24.3%)	120 (16.6%)	83 (11.5%)	48 (6.6%)	8 (1.1%)	14 (1.9%)

各割合は、政務活動費を交付している724市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-8】情報公開条例に基づく公開請求の状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	収支報告書	領収書	会計帳簿	支出伝票	活動報告書 視察報告書	その他
5万人未満 13	10 (76.9%)	12 (92.3%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)	7 (53.8%)	3 (23.1%)
5～10万人未満 10	8 (80.0%)	9 (90.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	6 (60.0%)	3 (30.0%)
10～20万人未満 8	3 (37.5%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	5 (62.5%)	4 (50.0%)
20～30万人未満 9	5 (55.6%)	6 (66.7%)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)
30～40万人未満 5	2 (40.0%)	5 (100.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)
40～50万人未満 4	2 (50.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)
50万人以上 7	4 (57.1%)	6 (85.7%)	4 (57.1%)	4 (57.1%)	5 (71.4%)	4 (57.1%)
指定都市 4	3 (75.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
全市 60	37 (61.7%)	48 (80.0%)	14 (23.3%)	19 (31.7%)	32 (53.3%)	20 (33.3%)

各割合は、政務活動費を交付している724市のうち、情報公開条例に基づく公開請求のあった60市の人口段階別の市数を基準としている。

「不開示文書」の公開請求が5市においてあった。

【22-9】情報公開条例に基づく公開請求によらない公開の状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	収支報告書	領収書	会計帳簿	支出伝票	活動報告書 視察報告書	その他
5万人未満 218	197 (90.4%)	169 (77.5%)	62 (28.4%)	47 (21.6%)	152 (69.7%)	75 (34.4%)
5～10万人未満 211	194 (91.9%)	168 (79.6%)	66 (31.3%)	33 (15.6%)	149 (70.6%)	86 (40.8%)
10～20万人未満 145	135 (93.1%)	121 (83.4%)	73 (50.3%)	44 (30.3%)	116 (80.0%)	65 (44.8%)
20～30万人未満 46	43 (93.5%)	40 (87.0%)	25 (54.3%)	19 (41.3%)	40 (87.0%)	24 (52.2%)
30～40万人未満 29	26 (89.7%)	24 (82.8%)	14 (48.3%)	13 (44.8%)	22 (75.9%)	16 (55.2%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)	18 (94.7%)	12 (63.2%)	10 (52.6%)	15 (78.9%)	10 (52.6%)
50万人以上 15	12 (80.0%)	8 (53.3%)	5 (33.3%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	8 (53.3%)
指定都市 20	20 (100.0%)	19 (95.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	14 (70.0%)	12 (60.0%)
全市 703	646 (91.9%)	567 (80.7%)	263 (37.4%)	175 (24.9%)	515 (73.3%)	296 (42.1%)

各割合は、政務活動費を交付している724市のうち、情報公開条例に基づく公開請求によらない公開を行っている703市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-10】ホームページ上での収支報告書等の公開状況

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	収支報告書	領収書	会計帳簿	支出伝票	活動報告書 視察報告書	その他
5万人未満 200	158 (79.0%)	105 (52.5%)	40 (20.0%)	27 (13.5%)	98 (49.0%)	73 (36.5%)
5～10万人未満 200	171 (85.5%)	125 (62.5%)	58 (29.0%)	26 (13.0%)	115 (57.5%)	84 (42.0%)
10～20万人未満 143	124 (86.7%)	91 (63.6%)	59 (41.3%)	33 (23.1%)	85 (59.4%)	63 (44.1%)
20～30万人未満 45	41 (91.1%)	31 (68.9%)	19 (42.2%)	15 (33.3%)	27 (60.0%)	19 (42.2%)
30～40万人未満 29	26 (89.7%)	18 (62.1%)	13 (44.8%)	11 (37.9%)	17 (58.6%)	13 (44.8%)
40～50万人未満 19	18 (94.7%)	16 (84.2%)	12 (63.2%)	10 (52.6%)	10 (52.6%)	8 (42.1%)
50万人以上 15	12 (80.0%)	8 (53.3%)	4 (26.7%)	3 (20.0%)	4 (26.7%)	9 (60.0%)
指定都市 20	19 (95.0%)	13 (65.0%)	6 (30.0%)	5 (25.0%)	11 (55.0%)	11 (55.0%)
全市 671	569 (84.8%)	407 (60.7%)	211 (31.4%)	130 (19.4%)	367 (54.7%)	280 (41.7%)

各割合は、政務活動費を交付している724市のうち、ホームページ上で収支報告書等の公開を行っている671市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-11】政務活動費に関する裁判の事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事例	市数
政務活動費に関する裁判がある	4

23　費用弁償等

【23-1】本会議、委員会等の議会の会議に出席した場合の費用弁償の支給状況（議員派遣等による旅費は除く）

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	支給している	支給していない	その他
5万人未満 300	168 (56.0%)	131 (43.7%)	1 (0.3%)
5～10万人未満 235	85 (36.2%)	149 (63.4%)	1 (0.4%)
10～20万人未満 148	48 (32.4%)	100 (67.6%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	15 (31.3%)	32 (66.7%)	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	9 (30.0%)	20 (66.7%)	1 (3.3%)
40～50万人未満 19	6 (31.6%)	12 (63.2%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	9 (60.0%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	9 (45.0%)	11 (55.0%)	0 (0.0%)
全市 815	349 (42.8%)	461 (56.6%)	5 (0.6%)

「その他」は、特例条例により、当分の間、支給を停止している市等。

【23-2】費用弁償の対象となっている会議

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場
5万人未満 168	164 (97.6%)	168 (100.0%)	127 (75.6%)
5～10万人未満 85	84 (98.8%)	85 (100.0%)	71 (83.5%)
10～20万人未満 48	48 (100.0%)	48 (100.0%)	33 (68.8%)
20～30万人未満 15	15 (100.0%)	15 (100.0%)	9 (60.0%)
30～40万人未満 9	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)
40～50万人未満 6	6 (100.0%)	6 (100.0%)	4 (66.7%)
50万人以上 9	9 (100.0%)	9 (100.0%)	3 (33.3%)
指定都市 9	9 (100.0%)	9 (100.0%)	5 (55.6%)
全市 349	344 (98.6%)	349 (100.0%)	260 (74.5%)

各割合は、費用弁償を支給している349市の人口段階別の市数を基準としている。

【23-3】費用弁償の日額

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	定額	実額	距離に応じた交通費	その他
5万人未満 168	34 (20.2%)	4 (2.4%)	111 (66.1%)	19 (11.3%)
5～10万人未満 85	26 (30.6%)	1 (1.2%)	50 (58.8%)	8 (9.4%)
10～20万人未満 48	17 (35.4%)	0 (0.0%)	24 (50.0%)	7 (14.6%)
20～30万人未満 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)	6 (40.0%)	3 (20.0%)
30～40万人未満 9	3 (33.3%)	0 (0.0%)	5 (55.6%)	1 (11.1%)
40～50万人未満 6	4 (66.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
50万人以上 9	6 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)
指定都市 9	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (66.7%)	3 (33.3%)
全市 349	96 (27.5%)	6 (1.7%)	204 (58.5%)	43 (12.3%)

各割合は、費用弁償を支給している349市の人口段階別の市数を基準としている。

【23-4】費用弁償の日額(定額)の支給額別内訳

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	1千円未満	1千円以上 2千円未満	2千円以上 3千円未満	3千円以上 5千円未満	5千円以上
5万人未満 34	4 (11.8%)	15 (44.1%)	15 (44.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 26	0 (0.0%)	8 (30.8%)	17 (65.4%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 17	0 (0.0%)	12 (70.6%)	4 (23.5%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 6	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 3	0 (0.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 4	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 6	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	1 (16.7%)
指定都市 0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 96	4 (4.2%)	36 (37.5%)	44 (45.8%)	11 (11.5%)	1 (1.0%)

各割合は、費用弁償の日額を定額で支給している96市の人口段階別の市数を基準としている。

【23-5】欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額又は支給停止の規定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	議員報酬等に関する条例（特例条例含む）で規定している
5万人未満 300	96 (32.0%)
5～10万人未満 235	74 (31.5%)
10～20万人未満 148	48 (32.4%)
20～30万人未満 48	21 (43.8%)
30～40万人未満 30	13 (43.3%)
40～50万人未満 19	7 (36.8%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	9 (45.0%)
全市 815	274 (33.6%)

【23-6】欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額又は支給停止の事由

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	疾病や自己都合等により一定期間、議会の会議を欠席したとき	懲罰により出席停止処分を科せられたとき	逮捕、拘留その他の身体の拘束を受けたとき	その他
5万人未満 96	82 (85.4%)	12 (12.5%)	51 (53.1%)	7 (7.3%)
5～10万人未満 74	53 (71.6%)	8 (10.8%)	37 (50.0%)	15 (20.3%)
10～20万人未満 48	41 (85.4%)	0 (0.0%)	22 (45.8%)	6 (12.5%)
20～30万人未満 21	15 (71.4%)	1 (4.8%)	7 (33.3%)	6 (28.6%)
30～40万人未満 13	5 (38.5%)	1 (7.7%)	8 (61.5%)	4 (30.8%)
40～50万人未満 7	3 (42.9%)	1 (14.3%)	5 (71.4%)	1 (14.3%)
50万人以上 6	3 (50.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)
指定都市 9	5 (55.6%)	1 (11.1%)	5 (55.6%)	1 (11.1%)
全市 274	207 (75.5%)	25 (9.1%)	136 (49.6%)	42 (15.3%)

各割合は、議員報酬等に関する条例（特例条例含む）で欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額又は支給停止を規定している274市の人口段階別の市数を基準としている。

【23-7】一定期間の欠席における「出産」の取扱い

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	一定期間の欠席に「出産」を含めている	一定期間の欠席から「出産」を除外している	その他
5万人未満 82	14 (17.1%)	55 (67.1%)	13 (15.9%)
5～10万人未満 53	12 (22.6%)	36 (67.9%)	5 (9.4%)
10～20万人未満 41	8 (19.5%)	25 (61.0%)	8 (19.5%)
20～30万人未満 15	6 (40.0%)	7 (46.7%)	2 (13.3%)
30～40万人未満 5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	0 (0.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)
50万人以上 3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
指定都市 5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)
全市 207	46 (22.2%)	131 (63.3%)	30 (14.5%)

各割合は、欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額又は支給停止の事由として「疾病や自己都合等により一定期間、議会の会議を欠席したとき」と規定している207市の人口段階別の市数を基準としている。
その他は、「その他議長が必要と認めるもの」に該当する等。

【23-8】特別職報酬等審議会の開催状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	開催した
5万人未満 300	45 (15.0%)
5～10万人未満 235	57 (24.3%)
10～20万人未満 148	35 (23.6%)
20～30万人未満 48	18 (37.5%)
30～40万人未満 30	16 (53.3%)
40～50万人未満 19	8 (42.1%)
50万人以上 15	8 (53.3%)
指定都市 20	7 (35.0%)
全市 815	194 (23.8%)

24　男女共同参画・社会的包摂

【24-1】会議規則に規定されている欠席事由

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	公務	疾病	育児	看護	介護
5万人未満 300	289 (96.3%)	294 (98.0%)	294 (98.0%)	292 (97.3%)	293 (97.7%)
5～10万人未満 235	220 (93.6%)	228 (97.0%)	227 (96.6%)	227 (96.6%)	227 (96.6%)
10～20万人未満 148	141 (95.3%)	146 (98.6%)	144 (97.3%)	141 (95.3%)	144 (97.3%)
20～30万人未満 48	43 (89.6%)	45 (93.8%)	43 (89.6%)	43 (89.6%)	43 (89.6%)
30～40万人未満 30	26 (86.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)
50万人以上 15	12 (80.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)
指定都市 20	15 (75.0%)	19 (95.0%)	18 (90.0%)	16 (80.0%)	18 (90.0%)
全市 815	765 (93.9%)	796 (97.7%)	789 (96.8%)	782 (96.0%)	788 (96.7%)

人口段階別	配偶者の出産補助	出産（議員本人）	（その他の）やむを得ない事由	その他
5万人未満 300	293 (97.7%)	296 (98.7%)	282 (94.0%)	8 (2.7%)
5～10万人未満 235	225 (95.7%)	233 (99.1%)	223 (94.9%)	10 (4.3%)
10～20万人未満 148	144 (97.3%)	146 (98.6%)	143 (96.6%)	10 (6.8%)
20～30万人未満 48	45 (93.8%)	46 (95.8%)	44 (91.7%)	4 (8.3%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	4 (13.3%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	1 (5.3%)
50万人以上 15	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)
指定都市 20	16 (80.0%)	20 (100.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)
全市 815	786 (96.4%)	805 (98.8%)	774 (95.0%)	41 (5.0%)

その他としては、災害、忌引等がある。

【24-2】欠席事由の具体的な運用の規定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	規定している
5万人未満 300	49 (16.3%)
5～10万人未満 235	27 (11.5%)
10～20万人未満 148	16 (10.8%)
20～30万人未満 48	8 (16.7%)
30～40万人未満 30	6 (20.0%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)
50万人以上 15	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)
全市 815	109 (13.4%)

【24-3】欠席事由の具体的な運用の根拠規定

（令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	要綱や規程	申合せ	その他
5万人未満 49	15 (30.6%)	31 (63.3%)	4 (8.2%)
5～10万人未満 27	5 (18.5%)	16 (59.3%)	6 (22.2%)
10～20万人未満 16	5 (31.3%)	9 (56.3%)	2 (12.5%)
20～30万人未満 8	2 (25.0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)
30～40万人未満 6	0 (0.0%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)
40～50万人未満 1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市 1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
全市 109	27 (24.8%)	66 (60.6%)	17 (15.6%)

各割合は、欠席事由の具体的な運用を規定している109市を基準としている。

【24-4】出産(議員本人)における欠席期間の会議規則への規定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	規定している
5万人未満 296	293 (99.0%)
5～10万人未満 233	226 (97.0%)
10～20万人未満 146	142 (97.3%)
20～30万人未満 46	45 (97.8%)
30～40万人未満 30	29 (96.7%)
40～50万人未満 19	19 (100.0%)
50万人以上 15	12 (80.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 805	782 (97.1%)

各割合は、欠席事由として出産（議員本人）を会議規則に規定している805市を基準としている。

【24-5】会議規則に規定した欠席期間

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

規定した欠席期間	その他
産前6週　産後8週	626 (80.1%)
産前7週　産後8週	5 (0.6%)
産前7週　産後9週	2 (0.3%)
産前8週　産後8週	145 (18.5%)
産前8週　産後9週	1 (0.1%)
産前8週　産後10週	3 (0.4%)

各割合は、出産(議員本人)における欠席期間を会議規則に規定している782市を基準としている。
多胎妊娠を除く期間。
産前8週産後10週と規定している3市は、いずれも産前産後16週を限度としている。

【24-6】各事由による欠席事例

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

事由	事例有
公務	80
疾病	652
育児	18
看護	93
介護	41
配偶者の出産	3
出産（議員本人）	12

【24-7】議員を対象としたハラスメント研修

（令和5年1月1日～令和5年12月31日)(単位：市の数）

人口段階別	研修を実施した
5万人未満 300	52 (17.3%)
5～10万人未満 235	43 (18.3%)
10～20万人未満 148	36 (24.3%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)
30～40万人未満 30	5 (16.7%)
40～50万人未満 19	7 (36.8%)
50万人以上 15	5 (33.3%)
指定都市 20	10 (50.0%)
全市 815	164 (20.1%)

【24-8】議員を対象としたハラスメント研修で対象としたハラスメントの類型

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	セクシュアルハラスメント	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	パワーハラスメント	その他
5万人未満 52	43 (82.7%)	27 (51.9%)	45 (86.5%)	10 (19.2%)
5～10万人未満 43	39 (90.7%)	20 (46.5%)	38 (88.4%)	5 (11.6%)
10～20万人未満 36	35 (97.2%)	29 (80.6%)	35 (97.2%)	5 (13.9%)
20～30万人未満 6	5 (83.3%)	2 (33.3%)	5 (83.3%)	1 (16.7%)
30～40万人未満 5	4 (80.0%)	2 (40.0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)
40～50万人未満 7	6 (85.7%)	4 (57.1%)	6 (85.7%)	1 (14.3%)
50万人以上 5	5 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	1 (20.0%)
指定都市 10	9 (90.0%)	9 (90.0%)	9 (90.0%)	1 (5.0%)
全市 164	146 (89.0%)	97 (59.1%)	147 (89.6%)	25 (15.2%)

各割合は、ハラスメント研修を実施した164市の人口段階別の市数を基準としている。
その他は、モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント等。

【24-9】議員を対象としたハラスメント研修の内容

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	専門家による講演（オンライン研修、動画視聴を含む）	グループディスカッション	その他
5万人未満 52	46 (88.5%)	1 (1.9%)	6 (11.5%)
5～10万人未満 43	34 (79.1%)	1 (2.3%)	10 (23.3%)
10～20万人未満 36	34 (94.4%)	4 (11.1%)	2 (5.6%)
20～30万人未満 6	5 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
30～40万人未満 5	5 (100.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 7	7 (100.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)
50万人以上 5	4 (80.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
指定都市 10	6 (60.0%)	0 (0.0%)	5 (50.0%)
全市 164	141 (86.0%)	8 (4.9%)	25 (15.2%)

各割合は、ハラスメント研修を実施した164市の人口段階別の市数を基準としている。
その他は、市担当部局の職員による研修等。

【24-10】議会におけるハラスメント相談体制の整備状況

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	議会の内部に相談窓口を設置した	議会の外部に相談窓口を設置した	その他
5万人未満 300	13 (4.3%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)
5～10万人未満 235	8 (3.4%)	2 (0.9%)	4 (1.7%)
10～20万人未満 148	7 (4.7%)	0 (0.0%)	5 (3.4%)
20～30万人未満 48	1 (2.1%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)	0 (0.0%)	5 (16.7%)
40～50万人未満 19	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)
指定都市 20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
全市 815	34 (4.2%)	3 (0.4%)	19 (2.3%)

「議会の内部に相談窓口を設置した」とは、議長や議会事務局長等が相談窓口になっているもの。「議会の外部に相談窓口を設置した」とは、執行機関の相談窓口の利用や、市役所外部（弁護士事務所など）に相談窓口業務を委嘱したもの。ただし、法テラスや総合労働相談コーナー（労働局や労働基準監督署）等を周知しただけの場合は除く。

【24-11】子ども連れの議員や傍聴者を対象とした施設・設備等の設置状況

（令和5年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	防音を施した特別な傍聴席を設置	一時保育（託児）サービスを提供	授乳及びおむつ交換等ができるスペースを設置	トイレにおむつ交換台やベビーキープを設置	その他
5万人未満 300	8 (2.7%)	6 (2.0%)	16 (5.3%)	41 (13.7%)	14 (4.7%)
5～10万人未満 235	13 (5.5%)	6 (2.6%)	20 (8.5%)	49 (20.9%)	8 (3.4%)
10～20万人未満 148	14 (9.5%)	4 (2.7%)	14 (9.5%)	28 (18.9%)	20 (13.5%)
20～30万人未満 48	9 (18.8%)	2 (4.2%)	7 (14.6%)	21 (43.8%)	4 (8.3%)
30～40万人未満 30	5 (16.7%)	3 (10.0%)	5 (16.7%)	5 (16.7%)	4 (13.3%)
40～50万人未満 19	4 (21.1%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)
50万人以上 15	2 (13.3%)	3 (20.0%)	5 (33.3%)	8 (53.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	6 (30.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	7 (35.0%)	3 (15.0%)
全市 815	61 (7.5%)	26 (3.2%)	72 (8.8%)	162 (19.9%)	56 (6.9%)

25　その他議会の活動に関すること

【25-1】議会による事務事業評価の実施状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	実施した
5万人未満 300	21 (7.0%)
5～10万人未満 235	17 (7.2%)
10～20万人未満 148	5 (3.4%)
20～30万人未満 48	3 (6.3%)
30～40万人未満 30	2 (6.7%)
40～50万人未満 19	1 (5.3%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	49 (6.0%)

【25-2】議員派遣（地方自治法第100条第13項）の事例（平均）

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

人口段階別	市内への議員派遣			市外への議員派遣		
	議会の議決による派遣件数	議長決裁による派遣件数	総件数	議会の議決による派遣件数	議長決裁による派遣件数	総件数
5万人未満 300	6.9	9.2	9.1	4.4	5.7	6.0
5～10万人未満 235	2.6	4.2	3.8	3.7	4.7	4.8
10～20万人未満 148	3.5	3.6	4.2	3.7	4.8	5.3
20～30万人未満 48	2.9	6.0	4.3	4.0	7.4	6.8
30～40万人未満 30	1.8	3.0	2.6	4.9	4.9	5.1
40～50万人未満 19	2.5	2.0	2.3	4.5	7.9	7.1
50万人以上 15	3.0	事例無	3.0	3.9	8.5	5.8
指定都市 20	3.8	5.0	5.0	3.2	8.6	7.6
全市 815	4.4	6.0	5.8	4.0	5.5	5.6

議員派遣件数が1件以上の市の平均をそれぞれ算出している。

8市でオンラインによる市内への議員派遣が実施され、18市でオンラインによる市外への議員派遣が実施された。

【25-3】議会図書室における専任又は兼任の司書（司書有資格者）の配置状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	配置している
5万人未満 300	1 (0.3%)
5～10万人未満 235	2 (0.9%)
10～20万人未満 148	1 (0.7%)
20～30万人未満 48	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)
40～50万人未満 19	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	10 (50.0%)
全市 815	15 (1.8%)

司書（司書有資格者）は正職員又は嘱託職員（会計年度任用職員）いずれの場合も含む。

【25-4】議会図書室と公立図書館又は大学図書館等との連携状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	連携している
5万人未満 300	12 (4.0%)
5～10万人未満 235	12 (5.1%)
10～20万人未満 148	17 (11.5%)
20～30万人未満 48	3 (6.3%)
30～40万人未満 30	5 (16.7%)
40～50万人未満 19	8 (42.1%)
50万人以上 15	4 (26.7%)
指定都市 20	15 (75.0%)
全市 815	76 (9.3%)

連携とは、図書の貸し出しやレファレンスサービス等を受けることが可能な状態のこと。

【25-5】議会図書室の一般利用（地方自治法第100条第20項）の状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	一般利用できる
5万人未満 300	174 (58.0%)
5～10万人未満 235	148 (63.0%)
10～20万人未満 148	119 (80.4%)
20～30万人未満 48	35 (72.9%)
30～40万人未満 30	20 (66.7%)
40～50万人未満 19	10 (52.6%)
50万人以上 15	8 (53.3%)
指定都市 20	18 (90.0%)
全市 815	532 (65.3%)

【25-6】議会独自の災害対応方針の制定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	制定している
5万人未満 300	214 (71.3%)
5～10万人未満 235	195 (83.0%)
10～20万人未満 148	135 (91.2%)
20～30万人未満 48	41 (85.4%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)
40～50万人未満 19	16 (84.2%)
50万人以上 15	13 (86.7%)
指定都市 20	19 (95.0%)
全市 815	663 (81.3%)

明文化された申合せ、行動指針、対応マニュアル、議会災害対策本部設置要綱、BCP等議会としての災害時の対応方針の制定状況であり、執行機関で制定した災害時の対応方針に議会が含まれている場合は含めない。

【25-7】議会BCPの制定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	制定している
5万人未満 214	75 (35.0%)
5～10万人未満 195	85 (43.6%)
10～20万人未満 135	59 (43.7%)
20～30万人未満 41	16 (39.0%)
30～40万人未満 30	19 (63.3%)
40～50万人未満 16	11 (68.8%)
50万人以上 13	8 (61.5%)
指定都市 19	7 (36.8%)
全市 663	280 (42.2%)

BCPとは「不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと」（内閣府発行『事業継続ガイドライン』より）。

各割合は、議会独自の災害対応方針を制定している663市の人口段階別の市数を基準としている。

【25-8】議会独自に制定した災害対応方針における感染症対応の規定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	規定している
5万人未満 214	83 (38.8%)
5～10万人未満 195	72 (36.9%)
10～20万人未満 135	56 (41.5%)
20～30万人未満 41	14 (34.1%)
30～40万人未満 30	18 (60.0%)
40～50万人未満 16	9 (56.3%)
50万人以上 13	6 (46.2%)
指定都市 19	6 (31.6%)
全市 663	264 (39.8%)

災害の一例として感染症を追加しただけで、感染症に特化した対応を規定していない際は含めない。

各割合は、議会独自の災害対応方針を制定している663市の人口段階別の市数を基準としている。

【25-9】議員の通称又は旧姓の使用についての規定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	議員の通称又は旧姓の使用についての取決めをしている
5万人未満 300	43 (14.3%)
5～10万人未満 235	50 (21.3%)
10～20万人未満 148	47 (31.8%)
20～30万人未満 48	20 (41.7%)
30～40万人未満 30	10 (33.3%)
40～50万人未満 19	11 (57.9%)
50万人以上 15	8 (53.3%)
指定都市 20	5 (25.0%)
全市 815	194 (23.8%)

【25-10】議員の通称又は旧姓の使用についての根拠規定

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	規程又は要綱等	議会運営委員会決定・申合せ	その他
5万人未満 43	31 (72.1%)	9 (20.9%)	3 (7.0%)
5～10万人未満 50	26 (52.0%)	18 (36.0%)	6 (12.0%)
10～20万人未満 47	24 (51.1%)	16 (34.0%)	7 (14.9%)
20～30万人未満 20	5 (25.0%)	7 (35.0%)	8 (40.0%)
30～40万人未満 10	6 (60.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)
40～50万人未満 11	4 (36.4%)	5 (45.5%)	2 (18.2%)
50万人以上 8	1 (12.5%)	2 (25.0%)	5 (62.5%)
指定都市 5	2 (40.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)
全市 194	99 (51.0%)	58 (29.9%)	37 (19.1%)

各割合は、議員の通称又は旧姓の使用についての取決めをしている194市の人口段階別の市数を基準としている。その他は各派代表者会議で決定等。

【25-11】議会ホームページにおける議員の住所の公開状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	自宅の住所の番地まで公開している	自宅の住所を一部（例えば大字まで）公開している	議会事務局（議会棟の議員控室を含む）や議員が構えた事務所を連絡先として公開している	選択制（例えば自宅か事務所かを議員が選択できる）	公開していない	その他
5万人未満 300	191 (63.7%)	31 (10.3%)	1 (0.3%)	20 (6.7%)	36 (12.0%)	21 (7.0%)
5～10万人未満 235	145 (61.7%)	17 (7.2%)	1 (0.4%)	38 (16.2%)	10 (4.3%)	24 (10.2%)
10～20万人未満 148	63 (42.6%)	21 (14.2%)	0 (0.0%)	40 (27.0%)	6 (4.1%)	18 (12.2%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)	7 (14.6%)	0 (0.0%)	19 (39.6%)	0 (0.0%)	16 (33.3%)
30～40万人未満 30	4 (13.3%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	14 (46.7%)	0 (0.0%)	8 (26.7%)
40～50万人未満 19	4 (21.1%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)
50万人以上 15	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	10 (66.7%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)
指定都市 20	2 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	13 (65.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)
全市 815	416 (51.0%)	84 (10.3%)	3 (0.4%)	160 (19.6%)	54 (6.6%)	98 (12.0%)

その他は議員の希望により公開範囲を決めている等。

【別紙-1】その他政治分野の男女共同参画に関する議会の取組

※記載内容は自由記述回答(任意)の通り
(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
北海道	登別市	A	登別市議会議員政治倫理条例第３条に掲げる政治倫理基準に「セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為」を追加した。
岩手県	奥州市	C	議会運営委員会において倫理条例等について先進地視察を実施した。
宮城県	角田市	A	「角田市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱」を整備した。
山形県	酒田市	B	令和５年３月に講師を招き、男女共同参画に係る全議員研修会を開催した。
福島県	福島市	D	市内の女性団体と議員の意見交換会を実施した。
福島県	会津若松市	C	議会活動評価モデルの実装及び議会活動評価モデルを活用した政策サイクルの発展に係る調査研究を行う組織として設置した「議会制度検討特別委員会」（令和４年８月８日から令和５年７月31日まで設置）では、議員のほか、参考人２名（うち、１名以上は必ず女性とする）が会議に参加した。
福島県	いわき市	E	「いわき市議会における議員間のハラスメントの防止に関する要綱」を制定。
新潟県	長岡市	D	市内の女性を対象に、女性議員をパネリストにしたトークセッションを実施（市の事業に共催）。
新潟県	妙高市	A	4月18日、4月19日、4月20日、11月18日に市民と議員との意見交換会を実施した。
新潟県	胎内市	A	女性委員・会員等との意見交換会を実施。
石川県	小松市	C	市内の女性団体と議員との意見交換会を実施。
長野県	飯田市	B	「ジェンダーについて共に考える研修会」を当市議会が主催し、下伊那郡や上伊那郡の市町村議会にも参加を呼び掛け開催した。
長野県	須坂市	A	女性の政治参加を市全体で考えるため、講演会、パネルディスカッションを開催した。市内の女性団体と議員との意見交換会を実施した。
長野県	安曇野市	B	ハラスメント防止に関する規定を整備を検討している。
神奈川県	小田原市	C	自治体議員のコンプライアンスに係る冊子を全議員に配付した。
茨城県	水戸市	D	議会改革調査特別委員会の中で，ハラスメント防止に関する条例の制定に向け，内容の審議を行った。
茨城県	北茨城市	A	市女性連盟と議員との懇談会を実施した。
茨城県	取手市	C	オンライン委員会の招集、出席を可能に市議会会議規則、市議会委員会条例を改正。当初は災害や感染症の蔓延時を基本にしていたが、妊娠、出産、介護、自らの疾病等、議会の欠席事由に該当する場合、委員長の許可によりオンライン出席を認めることにした。この背景には、平成29年12月～平成30年6月まで設置した「女性議員による議会改革調査特別委員会」において、女性が議員として参画しやすくなるよう、ICTの積極的活用を提言してきたことがある。本会議へのオンライン出席が実現するよう、官・民・学で取り組んでいる。
茨城県	つくば市	D	性的マイノリティの人権課題と最近の動向について議員勉強会を行った。
栃木県	宇都宮市	G	議員活動の更なる充実確保に資するため、議員の通称又は旧姓使用について要綱を策定した。
栃木県	足利市	C	市内の女性団体と議員との意見交換会を実施した。
群馬県	桐生市	C	本会議・委員会への欠席事由として、「配偶者の出産補助」を追加するとともに、産前・産後期間にも配慮した規定となるよう会議規則を改正した。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
埼玉県	所沢市	E	所沢市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱を整備した。（R3.12.1施行）
千葉県	柏市	F	ハラスメント防止に関する規定を整備した。
静岡県	浜松市	H	本会議・委員会の出産以外の欠席事由（育児・看護等）について明文化するとともに、出産のために欠席する場合の欠席期間の範囲を規定する会議規則の一部改正を行った。（R3.3.24施行）
静岡県	三島市	C	三島市議会ダイバーシティ推進検討特別委員会の調査報告書を踏まえ、三島市議会議員の通称名等の使用に関する要綱を作成した。
静岡県	下田市	A	市議選の立候補を促すため、議員主導による市内在住の女性と議員との話し合い又は相談の場を設けた。
愛知県	知立市	B	議員研修において「若者や女性が市議会議員選挙に立候補しやすい環境づくり」というテーマで議員研修を開催した。
愛知県	清須市	B	議会議員政治倫理規程の制定を検討している。
三重県	四日市市	E	令和４年２月定例月議会において議員提案により、四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例を制定し、令和５年９月に四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例に基づく行動指針を制定した。
三重県	松阪市	C	松阪市議会基本条例に「開かれた議会への環境整備」の条項の追加を行った。
岐阜県	中津川市	B	令和5年3月に中津川市基本条例を改正し、第5条に第5号「政治分野における男女共同参画を推進します。」の一文を加えた。
京都府	福知山市	B	市内の女性団体と議員との意見交換会を実施した。
滋賀県	大津市	E	・市内の女性団体と議員との意見交換会を実施した。 ・議会広報紙で市内の女性団体の活動に関する特集を掲載した。
兵庫県	西宮市	F	議会事務局に届く、内閣府等からの男女共同参画に関する通知などについては、全議員に対してその内容を周知するよう努めている。
兵庫県	朝来市	A	12月議会において、市議会議員のハラスメント根絶に関する決議を行った。
山口県	光市	A	「光市議会ハラスメント防止要綱」を新たに制定した。
徳島県	小松島市	A	令和5年4月の市議会議員選挙当選直後に出産した女性議員が育児をしながら議会活動に参画できるよう、議会図書室の一角に授乳室を設置した。また、当該議員が授乳のため会議中に離席することを認める等、柔軟に対応している。
福岡県	飯塚市	C	議員研修会（男女共同参画・ジェンダー平等に関する研修会）を開催した。
福岡県	行橋市	B	令和５年１２月定例会にて議員提案で政治倫理条例の一部改正を行い、ハラスメントに関する規定を追加した。
福岡県	小郡市	B	ハラスメント根絶に関する決議を行った。
熊本県	人吉市	A	令和5年3月に人吉市議会ハラスメント防止条例を制定した。
大分県	由布市	A	市内の女性団体と議員との意見交換会を実施した。
宮崎県	宮崎市	E	市議会議員政治倫理条例の政治倫理基準にハラスメントを行わない旨の規定をした。

議員を対象としたハラスメント研修については記載を割愛している。

【別紙-2】小･中･高校生を対象とした主権者教育の取組状況

※記載内容は自由記述回答（任意）の通り
（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
北海道	札幌市	H	令和５年度札幌市子ども議会 １事業目的　未来を担う子どもたちが、市政への参加体験を通して、札幌のまちづくりについて考えることで、市政に対する子どもたちの理解や関心を促進する機会とする。また、子どもたちが、自分の関係する事柄について、主体となって考え、意見を表明し、新しいことへチャレンジする機会とし、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に定める「自分らしく生きる権利（条例第９条）」、「豊かに育つ権利（条例第１０条）」及び「参加する権利（条例第１１条）」を体現する場とする。 ２参加者（１）子ども議員　市内の小学４年生から中学校３年生　２５名（公募）（２）ユースファシリテーター　市内又は札幌市近郊の高校・大学に通学する学生　１０名（公募） ３事業内容　子ども議員がファシリテーションの研修を受けたユースファシリテーターの支えのもと、３か月にわたる計６日の日程で、自ら設定した市政に関するテーマを話し合い、それによってまとめた意見を市長に報告した。子どもたちの意見全文や市長との質疑応答等を動画にまとめたものを、市公式Youtubeで公開する予定。本事業では、限られた時間の中で子どもたちに多くの議論を促し、学んだ知識と他の子どもの考え方や価値観を元に自分の意見を形成、表明する過程をサポートする必要があることから、令和４年度からファシリテーターの業務を委託し、活動全体が効果的に展開されるよう、専門的知識やノウハウを活用して進行役を務めてもらっている。
北海道	千歳市	B	毎年、中学校との交流学習会を実施しており、今回の学校訪問では、生徒が市の課題と解決策を考え、プレゼンを行い、議員がそれに対して意見を述べた。また、模擬議会を行い、中学生が議会の仕組みや議員の仕事内容を知ることによって、議会や議員を身近に感じていただき、将来の社会参加への意識高揚を図っている。
北海道	登別市	A	希望する市民に対し議場見学の受入れを随時行っており、10月に、議会活動に興味をもつ市内の中学生５名及び教員１名が議場見学を行った。議長及び広聴・公開委員会委員長から議場や議会の説明を行い、生徒からの質疑に対応した。
北海道	北斗市	A	小学校５、６年生、中学生、高校生を対象にした子ども議員が一般質問方式により意見発表をし、市長又は教育長が答弁する子ども議会を行った。
青森県	弘前市	C	12月26日、教育委員会主催により、市内小中学校の児童生徒を対象とした第10回弘前子ども議会が議場で実施された。この取組は、児童生徒がより良い学校や地域、まちづくりについて、議会形式で意見を出し合う活動を通して、市政や議会が市民生活と直結していることを理解するとともに、未来の望ましい有権者となるべく意識を高めることがねらいとされている。
青森県	十和田市	B	小中学生が市政に対する一般質問を行った。
岩手県	宮古市	A	一般社団法人陸中宮古青年会議所が主催で、市と市議会が共催して実施。市内の高校生が議員となり、市議会議場にて市の執行部に対して一般質問を行う。事前のオリエンテーションで市長や議員から講話を受け、グループごとに質問内容を検討。未来議会の本会議当日には市長をはじめ市の部課長らが出席し、質問に対して答弁する。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
岩手県	花巻市	B	①模擬授業に参加・市内の高校１校から議員に対し、花巻市の現状と課題について講義の依頼があったことから実施したもの。・当該校では、講義を通して視野を広げ、高校生が研究テーマを設定して卒業研究に取り組むことを目的としている。・対象は２年生、３年生。・総務常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長が出席。 ②高校生議会の開催・市内の高校を対象に市議会議場で開催（市内７校、１９名参加）。・各高校から１項目ずつ市政に対する質問が提出され、各高校代表の生徒が登壇質問を実施。・議事の進行は、正副議長役として生徒が務めた。
岩手県	一関市	C	高校生と市議会議員による懇談会を開催。
岩手県	二戸市	A	管内高校生との意見交換会を実施。
岩手県	奥州市	C	市議会だより配架のために議員が高校訪問を行うことで教材に市議会だよりを使っていただいたり、議会傍聴につなげている。議会を身近に感じていただくためパンフレット（一般用、児童用）を作成し、傍聴、見学時に配布している。議会傍聴規則を一部改正し、児童、幼児等すべての方の傍聴を可能とした。ワールドカフェ形式によるワークショップを実施。高校生による探究活動の一環として議場見学や高校訪問を実施。
宮城県	仙台市	H	問の期間中に実施はないが、子ども議会を実施している。
宮城県	登米市	B	子ども議会を実施。
秋田県	横手市	B	・横手市内の中学校生徒会代表が、中学生が考える横手市の現状や課題の解決を図り、さらに住みやすい横手市にするため、市議会議員との勉強会を経て、市執行部に対し政策提案を行った。 ・若い世代にも関心を持ってもらえる議会だよりとするために、地元高校生にモニターとなってもらっており、また、高校へ出向き議会だよりモニター会議を行っている。
秋田県	由利本荘市	B	市内高校生と議員が５～６名のグループをつくり、ワークショップ形式で「まちづくり」をテーマに話し合い、発表、意見交換を行う取組を行った。
秋田県	湯沢市	A	ゆざわ市民一日議会の開催にあたり、市内の小・中・高校に参加者の募集についてご協力いただき、小学生１名、中学生１名、高校生２名に参加いただいた。
秋田県	大仙市	B	平成２６年、平成２９年、令和２年に続く第４回目の開催となる「大仙市中学生議会」を令和５年１月１１日に開催。中学生議会は、大仙市の未来を担う中学生が議会の仕組みや大仙市議会の活動への理解を深めるとともに、市政に対する関心を高め、ふるさとを見つめ直すことにより、学校や地域での実生活に役立てることを目的に大仙市中学生サミットの一環として実施。中学生２０人が“議長や議員”となり、まちづくりや教育行政などの身近なテーマについて一般質問形式で質問や提案をする本会議を行うもの。第１回中学生議会での提案で大仙市のマスコットキャラクター「まるびちゃん」が誕生。
山形県	米沢市	B	中学生に対する主権者教育の取組として中学校出前市議会を行っている。市内中学校全校を議員が訪問（希望によりオンライン開催）し、議会の仕組みについての説明と放送劇を行った後に、生徒との質疑応答を行っている。終了後にインターネットで模擬投票を行い、感想等を入力してもらう。平成27年度から始めた取組である。
山形県	長井市	A	市内中学校2校、高校2校において市長講話を実施している。
山形県	南陽市	A	南陽みらい議会未来を担う中高生が議員となり、討議や政策立案、合意形成を通し、実際に政策実現を目指すことで主権者教育の充実を図る。市内の中高生１４人で構成され中高生全員を対象とした投票で選ばれた南陽みらい市長のもと、約半年にわたって活動する。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
福島県	会津若松市	C	（スクール議会）中学生が議員役を務め、市のまちづくりについて市長などに質問や提言をするもので、本市の中学生が市政について学習し、地域について自らが考える機会にするとともに、本市のまちづくりについて様々な意見を提言し、市政への参加を進めることを目的として実施している。
福島県	郡山市	E	小中学生の議場見学に際し、議員自ら市議会の仕組み等について説明し模擬議会も実施している。
福島県	喜多方市	A	・子ども議会　市内中学校三年生の生徒が、社会科学習の一環として市政一般に対する質問。 ・答弁を通して議会や政治の仕組みについて体験的に学習する。また、本市の施策やまちづくりに関心を深めてもらうとともに、生徒の意見や提言を今後の市政運営の参考とする。
福島県	二本松市	B	市内の高校より主権者教育についての講師依頼が議長あてにあり実施した。
新潟県	新潟市	H	主に中高生を対象に、学校からの依頼に基づき、政治や選挙への関心を高める「新潟市主権者教育推進プログラム」を実施。令和5年中は、中学3年生200人の参加・参観による摸擬市議会等（1月13日）、高校1・2年生111人の参加による意見交換等（2月10日）を実施した。
新潟県	上越市	C	小中学生の政治や議会に対する関心を高めるため、議会傍聴体験や議員が学校に訪問する出前講座など議会学習の取組を行っており、より多くの学校から利用してもらえるよう多様な議会学習のメニューを設定し、主権者教育を進めている。
新潟県	村上市	B	市民との情報共有と積極的な情報公開を進め、より開かれた議会を目指すため、これからの当市を担う若い世代である高校生を対象とした「高校生と議会の懇談会」を実施した。村上高等学校（１年生）では、総合的な探究の取組（村高イヨボヤプラン）として、ＳＤＧｓの理念の下、まち歩きや出前講座など「地域を知る・社会を知る」活動を通じて探究活動を実施している。その活動の発表の場であるポスターセッション発表会に向けた各班の課題整理等に当たり、生徒の意見、疑問等に対して村上市議会議員が助言等を行った。荒川高等学校（3、4年生）では、「市議会の役割と仕組みを学び、村上市の将来を語ろう」をテーマに、村上市議会の役割としくみについて、議会からの講話により理解を深め、その後、生徒からの質問・意見を基に意見交換を行った。
新潟県	佐渡市	A	佐渡市高校生議会は、SDGｓの理解と市の施策との関連性について学びを深めるとともに、実際に身近な社会である市の諸課題の解決に向けた政策提案を行う活動により、佐渡の未来について考えることを目的に実施した。
新潟県	魚沼市	A	魚沼市中学生議会を令和５年１１月１７日に実施。市政や市議会をより身近に感じてもらい、政治への関心を高めるため、模擬議会として開催。また、将来の魚沼市を担う中学生が、どんな魚沼市であってほしいか、地域にどんな課題があるのか、市長に直接提言、質問をすることで生徒の思いを市政に反映させるよう努める機会とし、この体験が郷土愛の醸成につながることを期待するもの。
富山県	射水市	B	議会報告会の一環として、市内の高校において、高校生を対象とした意見交換を行った。
富山県	氷見市	A	模擬議会に開催にあたり、高校生を含み議員に選出している。
富山県	砺波市	A	高校生による議会傍聴及び意見交換会を実施。
富山県	南砺市	A	小学生議場見学高校生との意見交換会を実施。
石川県	七尾市	A	市内小学６年生を対象とした「市議会見学会」を学校単位で開催した。議場で、実際の口述書をもとに、市長・執行部役、議長役、議員役を小学生が体験した。議員は、見学会の司会進行・説明役・案内役を役割分担し、受け入れを行った。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
石川県	輪島市	A	市内中学生を対象に中学生議会を開催した。
石川県	珠洲市	A	市内の小中学生が身近な地域の問題や、将来のまちづくり、教育など、市政に関するテーマについて、自由な発想による意見、提言を発表したり、質問したりすることを通して、親子で珠洲市の将来について考え、絆を深めることと市政に対する理解と関心を育むことを目的に親子議会を開催。
石川県	加賀市	B	１．市内高等学校と議員の意見交換会　毎年度、市内高等学校の授業の一環として、「加賀市民が幸せに生活するにはどうすればよいのか」という題目に対して、高校生と議員の意見交換会を実施している。　いただいた意見を定例会及び委員会での質問等に反映している。 ２．令和５年度子ども議会　加賀市の未来を担う中学生に、議会や市政への理解と関心を高めてもらうとともに、市政に対する要望や質問を発表する機会を提供し、中学生の視点からの意見を今後の市政運営に反映させていくことを目指すことを目的として実施した。当日は、12名の議員（うち議長１名）が市当局に対し1問ずつ質問を行った。
石川県	白山市	C	市内の高校（３校）で議会報告会を開催した。
福井県	小浜市	A	市民を対象に出前講座を受付しているほか、各学校の議場見学等の受入れを行っている。（R５年中に１件の小学校受入れを実施）
福井県	大野市	A	希望があれば議会のしくみ等の学習や議場等見学に対応しており、令和５年中は、市内中学校１校による授業の一貫としての議場見学実施を受け入れ。
福井県	坂井市	B	【県立高校にて】 ・生徒たちが地域の様々な問題について協働先を設定し、活性化対策を考察。 ・実行する中で、その内容について議員と共有するとともに、今後の活動について議員から助言を行った。 ・生徒たちがグループごとに取り組んだ地域の問題解決の提言発表を議員が聞き、提言に対するアドバイス等を行った。
長野県	長野市	E	市内小中高等学校等での学習や活動から、長野市に対する提案・質問等を話し合うことで、地方自治の実際について体験的に学ぶ機会とする。
長野県	松本市	D	高校生を対象とした交流事業の実施（学校訪問してのグループディスカッション及び後日開催のオンラインによる振り返り会）。小学校高学年及び中学生を対象とした議会こどもだよりの発行。
長野県	飯田市	B	2023年7月に市内高校生（25人）とタウンミーティングを開催。市の魅力や課題を議論し主権者教育につなげる。2023年8月に飯田市立山本小学校6年生を対象に出前講座を実施。地方議会の仕組みについて講義するとともに、主権者教育を意識して、市や地域に関する児童からの質問に応対。
長野県	諏訪市	A	小学生に対し、議場見学及び議長から議会の説明を行った。
長野県	伊那市	B	・高校生の傍聴後、意見交換会。 ・高校生の傍聴後、高校へ出向き意見交換会。 ・小学生議場見学。 ・中学生職場体験学習受入れ。
長野県	駒ヶ根市	A	希望に応じて出前講座や議場見学受け入れなどを実施している。令和5年度からは議員有志による「ワクワク未来部会」を設置し、主権者教育の推進に取り組んでいる。
長野県	塩尻市	B	高校生の声をとりまとめ、要望書として市長に提出。
東京都	立川市	C	小学校の市役所見学の際に議会エリアについては、議員自ら説明している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
東京都	町田市	F	市内在住・在学の高校生を対象とし、市議会議員との意見交換会を行った。市立小学校3年生による社会科見学を受け入れ、議会の役割や議場設備に関する説明を行った。市内在住・在学の小学生を対象とし、夏休み期間中に質疑や表決体験ができるフェアを行った。市内の都立高校に訪問し、市議会議員との交流授業（パネルディスカッション）を行った。
東京都	小金井市	C	令和５年２月１３日（月）に中央大学附属高等学校３年生の特別授業の一環として「議員と話してみよう」小金井市議会による主権者教育を実施した。当日参加者は３６人。内容としては、市議会の概要等の紹介をし、テーブルトークで高校生と議員が意見交換を実施した。
東京都	日野市	C	市内小学校（中学年）による議場見学を実施。
東京都	国立市	B	小学生を対象とした議員体験をくにたち活性化協議会主催の「くにジョブ」の企画の一つとして実施。架空議案「国立市立小学校に週休３日制を導入する条例案」について、参加してくれた子どもたちに審議してもらい、投票による可否までの体験をしてもらった。
東京都	狛江市	B	市内小学校のまち探検にて、議場の見学と説明。
東京都	東久留米市	C	東京都立東久留米総合高等学校に当市議会議員が出向き、市役所と市議会の関わり等に関する講演を行うとともに、質疑応答などを行った。
東京都	港区	D	「区役所たんけん隊」区立小学校に通う児童が、区役所内をウォークラリー形式で体験学習する「マイスクールPRコンペティション」区立小・中学校の児童・生徒が在籍校や学校周辺の地域の魅力づくりに向けた取組を発表する。
東京都	荒川区	D	荒川区子どもの権利条例の制定・施行に伴い、区内の子どもに条例の周知・啓発を図るとともに、子どもからの意見を区が聴く機会を設けることにより、今後区の施策に子どもの意見を反映させ、子どもの権利を保障し子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、区立中学校より子ども議員を募り、子ども議会を開催した。
東京都	板橋区	G	区議会のしくみや役割などを掲載した小冊子「わたしたちの区議会」を作成している。2023年に内容を刷新し、小学生にも理解しやすい表現や内容に変更するとともに、二次元コードを活用し、小中学生の一人一台パソコンから区議会ホームページへ簡単にアクセスできるようにした。
東京都	練馬区	G	子ども議会：区内中学校及び国・都・市立中学校生徒を子ども議員とし、区政及び区議会制度、選挙制度、地域調査、政策提言等について学習会を４回開催。政策提言案を発表し子ども議員間で意見交換（意見交換会）を行ったのち、区に対して政策提言を行う（政策提言発表）。
東京都	足立区	G	開催日：11月26日（日曜日）会議名：「モギ区長選」テーマ：中高生の政治意識向上、政治家との交流会の提供を目的として、学生団体の企画・運営により実施された。対象者：中高生主権者：学生団体「15歳の提言」参加者：高校生・中学生34名その他：オブザーバーとして区議会議員8名参加。
東京都	葛飾区	F	子ども区議会。次代を担う小中学生の議会制民主主義への理解と区政への関心を深めるとともに、小中学生から見た区に対する要望や意見等を聴取し、今後の区政運営の参考とするもの。夏休み子ども議場見学会。参加者に議場の見学を通して区議会を身近に感じてもらい、区議会への関心を高めるもの。
東京都	江戸川区	G	子ども議会：子ども議員（小学生）が区長へ質問を行い、区長及び執行部が回答する。江戸川区SDGs中学生議会：中学生議員が区長へSDGsに関する質問を行い、区長及び執行部が回答する。小学生向け議場見学：区内小学校を対象に議場見学を企画した。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
神奈川県	横浜市	H	横浜市会を身近に感じ、社会や政治に参画する力を育むこと（主権者教育）を目的に以下の取組みを行っている。 1　本会議傍聴（1）実施時期　定例会の中で、一般質問や議案関連質疑等のある本会議の日（2）実施時間 1回あたり、90分（3）実施内容　傍聴のほか、学習動画視聴や議会についての説明、クイズ、質問タイム（4）対象者　小中学校の児童・生徒（主に小学6年生）（5）令和5年実績　3校、175人 2　市会議事堂見学（1）実施時期　原則、市会閉会中に実施（目安時期）・1月・4月～5月上旬・6月下旬～7月・11月（2）実施時間　1回あたり、90分～120分（3）実施内容　学習動画視聴や議会についての説明、クイズ、本会議場での採決体験、議場見学、質問タイム等（4）対象者　小中学校の児童・生徒（主に小学6年生）（5）令和5年実績　29校、2,702人 3　子どもアドベンチャーカレッジへの参加（1）実施時期　令和5年8月16日、17日（2）実施時間　1回あたり、90分（3）実施内容　教育委員会主催の市内在住在学の小学3～6年生を対象とした、「主体的・対話的で深い学びのきっかけづくり」と「社会参加のきっかけづくり」の場と機会を提供する事業にプログラム参加している。具体的な内容としては、学習動画視聴、本会議場での採決体験、議事堂内探検ツアー（クロスワードのキーワード探し）、記念撮影等を実施しています。（4）対象者　小学3～6年生（5）令和5年実績　全4回・児童115名参加 4　市立高校生による市会訪問（1）実施時期　令和5年12月25日（2）実施時間　120分（3）実施内容　政策の合意形成を体験するグループワーク、本会議場見学、採決体験、市会・議員についての説明、横浜市会議員との意見交換等（4）対象者　横浜市立高校の生徒（主に1～2年生）（5）令和5年実績　6校から22名参加 5　市立高校が実施する教員養成講座への協力（1）実施時期　令和5年8月1日（2）実施時間　30分（3）実施内容　議会の仕組みについての説明、議事堂見学を実施している。（4）対象者　教員養成講座受講の生徒（1年生）（5）令和5年実績　教員養成講座受講生徒30名 6　その他　議会学習動画をホームページ及びYouTubeにて公開している。2022年4月公開（全4本、令和6年2/14時点での累計再生回数6,900回以上）また、上記各取組の中で活用している。
神奈川県	川崎市	H	令和５年７月に小学４～６年生を対象とした「夏休みこども議場見学会」を開催した。また１２月に高校生が当市の課題や身近な問題について考え、政治へ関心を持つきっかけを作る「高校生と川崎市議会議員の意見交換会」を開催した。
神奈川県	相模原市	H	公益社団法人相模原青年会議所が主催する事業「さがみはらジュニアハイスクール議会２０２３」に、市・市教委・市議会が協力した。事業は全３日（７月２９日、８月１日、８月１９日）で、応募した２１名の市内中学生が議員となり、４つの委員会にわかれ、あらかじめ設定したテーマに沿って２日間にわたり議論が行われた。そして、３日目に議場において、本番さながらの厳粛な雰囲気のもとで「本会議」が開催され、市長を含む執行部への質疑や提言が行われた。
神奈川県	小田原市	C	市内の小学生を対象とした議場見学会を議会報告会の一つの形として開催し、議会についての説明のほか、選挙管理委員会を招き選挙について説明を行った。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
神奈川県	逗子市	B	市内在住在学の中学生を市議会議員に見立て、議会の場で市長ほか理事者に対して、一般質問を通じて市政に対する意見提出や提言を行い、貴重な体験を通じて議会制民主主義について学んでもらい、議会の役割や行政のしくみを考える機会とするとともに、併せて、若い世代の意見を聴くことを目的とする。
神奈川県	秦野市	C	市内の県立高校へ当市の選挙管理員委員会事務局と出向き、高校３年生を対象として議会・選挙の仕組みについて出前講座を実施した。
山梨県	甲府市	C	市内にある高校を訪問し、報告及び意見交換会を実施した。
山梨県	都留市	A	市内3中学校を訪問し、主権者教育・議会報告会を実施。主に3年生を主体としたが、全学年生徒が参加する中学校もあり、今後も継続して実施する予定。『議会白書』『議会を学ぼう』を研修資料に主権者教育を実施。
山梨県	韮崎市	A	市内の小中高生に議員となっていただき、本市の将来を担う子どもたちが、本市のさらなる発展に向け、より住みやすく快適なまちづくりを推進するため、市に対して自分の夢や希望を話してもらう機会をつくることにより、市政への関心を高めるとともに、子どもたちの社会参加を促進することを目的に小学生議会・中学生議会・高校生議会を開催している。
山梨県	笛吹市	B	市内県立高校１学年の総合的な探求の時間ワークショップに講師として参加。
山梨県	甲州市	A	・出前授業（市内すべての小学６年生・中学３年生を対象に出前授業を行った。議員３人一組となり、各学校の授業の一コマにおいて授業・質疑を行った。） ・子ども議会（市内の各小中学校の代表者が議場で議員などの役割を体験した。）
茨城県	水戸市	D	税の仕組みや使われ方などについて学習する小学生の親子向けのツアーの中で子ども議会を開催している。
茨城県	常陸太田市	A	高校生を対象とした対話集会の実施。
茨城県	笠間市	B	９月議会と１２月議会で中学生による議会（一般質問）の傍聴を受け入れた。
茨城県	小美玉市	A	模擬議会（一般質問）を実施。
栃木県	宇都宮市	G	・議会体験　市内の小学生から高校生までを対象に、広く市議会の仕組みや役割を理解し、議会に関心をもっていただくとともに、早くから主権者としての意識を育むことを目的として、議場でシナリオをもとに議会の流れを体験してもらう。 また、議場だけではなく職員が学校に出向き、学校と議会をオンラインでつないだオンライン型の議会体験を実施（令和５年度に終了し、今後は、中高生の議会に対する理解促進と広聴機会の充実を図るため、市議会議員が学校に出向き、意見交換を行う「出前型議会体験」を令和６年度に実施予定）。 ・社会体験学習とインターンシップの受け入れ議会への理解を深め、開かれた議会を一層推進するとともに、主権者意識の醸成を図ることを目的として市内の中学生と高校生を対象に議会事務局の職場体験とインターンシップの受け入れを実施。
栃木県	足利市	C	マイ・チャレンジ事業議会を知ろう～中学校出張ぎかい～を実施。
栃木県	栃木市	C	市と議会の共催により中学生議会を開催し、市内の中学校から選出された14名の中学生議員が執行部に対して一般質問を行った。開催にあたっては事前に2度の勉強会を開催し、議員が市議会の説明や一般質問の書き方について指導を行った。
栃木県	鹿沼市	B	「高校生登壇！議場体験発表会」の開催。・市内の高等学校で行った意見交換会の内容を各校の代表者が議場で発表を行う。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
栃木県	日光市	B	市内中学校にて議会報告会を実施。また市内高校からの声掛けで、議場にて授業プログラムの成果発表と高校生と議員による意見交換会を実施。
栃木県	真岡市	B	子ども議会は、将来の真岡市を担う子どもたちに、市議会の仕組みを理解していただき、市政への興味と関心を持たせ、郷土愛を育むとともに、子どもの目から見た市政への夢のある提言を求めることを目的に、市教育委員会主催で、小学６年生と中学２年生を対象に、隔年ごとに実施している。市議会としては、子ども議会の事前学習会に参加し、市議会の仕組みについて説明したり、質問事項の内容について意見交換したりするなどの協力支援を行った。
栃木県	矢板市	A	市内高校生との意見交換会を実施。
栃木県	那須塩原市	C	●夏休み子ども議会探検　市内在住の小学生（5・6年生）を対象に、市議会の役割や仕組みの学習、議員との交流を通し、市政に興味を持ってもらうとともに、広く市議会をＰＲすることを目的とし、夏休み期間中に行っている。議会探検では、正副議長室、委員会室、議場などの見学を行い、正副議長室では正副議長との懇談、委員会室と議場では議会の仕組みなどを説明する。議会体験では、議場を使用し、小学生が議員へ議会に関する質問をし、議員が小学生へ答弁をする。小学生は質問席に着席し、その保護者は傍聴席に着席する。議員は執行部席に着席する。進行は議長が行う。 ●中学生を対象とした出前講座　市内の中学校へ議員が講師として赴き、出前講座を実施する。議員が直接講師を務めることにより、生徒の興味関心をより引き立てる。 ●高校生との意見交換会　市内の高等学校へ赴き、主権者教育及び意見交換会を開催している。主権者教育では、市政や議会活動への興味関心を喚起することを目的に、議会の仕組を説明し、また、那須塩原市選挙管理委員会の協力を得て、模擬投票や選挙啓発を実施している。意見交換会では、地域の構成員としての意識を醸成し、まちづくりについて考えるきっかけを作ることを目的に、「私たちが住むまちに、私たちが将来やってみたいこと」をテーマに意見交換を実施している。
栃木県	那須烏山市	A	令和５年度那須烏山市子ども議会（市内小中学生を対象とした子ども議会）を実施。
栃木県	下野市	B	市内4中学校から各校4名議員を選出し、一般質問を実施。
群馬県	前橋市	E	主権者教育の一環として、高校生模擬議会を開催した。生徒が議長として議事を進行し、高校生ならではの視点から市政に対する代表質問を行い、所管の部長などがそれに答えた。模擬議会に先立ち、市議会議員が参加した事前授業が実施され、提案や質問の仕方など各クラスにアドバイスを行った。
群馬県	桐生市	C	市内中学校(１校)の１年生を対象に出前講座を開催し、議会の仕組みについて説明した。
群馬県	伊勢崎市	D	高校生の公民の授業の一環として議場見学を受け入れ、同時に事務局職員が議会に関する説明を行った。(高校からの依頼による)
群馬県	太田市	D	市内高校生との意見交換会を実施。
群馬県	沼田市	A	市内の小中学校の児童・生徒（小学5年生以上中学3年生以下）、市内及び利根郡内高等学校から推薦された参加者により、年1回、子ども議会を開催。
群馬県	安中市	B	市内高校を訪問し、高校生との意見交換会を実施した。
埼玉県	さいたま市	H	議会棟内の見学（議長室・議会図書室・委員会室・傍聴席）、議場内議員席へ着座し議員へ質問。
埼玉県	本庄市	B	第17回中学生まちづくり議会（一般質問。「My life safety campaign」宣言。）を実施。
埼玉県	春日部市	D	議会報告会（意見交換会）を市内高校（３校対象）にて開催。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
埼玉県	狭山市	C	市内の小学５・６年生を対象に「議員体験・未来を語ろう」を開催し、市議会の模擬体験を通して、市議会の仕組みや役割を学び、ふるさと狭山市の市政に対する興味・関心を高めてもらうことを目的として実施した。当日は、子どもたちが本会議場の演壇に立ち、自分の思う未来を発表した。
埼玉県	羽生市	B	羽生市中学生議会：市内３中学校の代表９名が議員として議場で一般質問を行う。 議会出前講座：議員が市内３中学校に訪問し、議会や議員活動などを説明、事前質問等に答える。
埼玉県	鴻巣市	C	市内の小学校が市役所の社会科見学を実施しており、議会ではその一環として議場で模擬議会を行っており、1人の児童に質問してもらい答弁する形式で行っている。
埼玉県	草加市	D	小中学生向けに、夏休み期間に合わせ議会見学会を実施した。午前を小学生の部、午後を中学生の部とし、内容は次のとおり実施した。1.市議会のしくみや 議員の仕事について学ぼう！2.普段入れない議場を見学しよう！3.議員に質問してみよう！4.市議会○×クイズ5.みんなで記念撮影をしよう！
埼玉県	蕨市	B	放課後児童クラブ（小学生）の議場見学を実施。
埼玉県	戸田市	C	中学生との意見交換会、中学生による職場（議会）体験の受け入れ。
埼玉県	入間市	C	未来を担う中学生が、市議会の場を体験し、未来の入間市のために中学生自らが、入間市政に対する意見や要望並びに将来に託す夢を伝え、市の施策の参考とし、市政の発展に資することを目的に実施した。
埼玉県	朝霞市	C	市内小中学生30人を対象として、子ども議員からの質問・提言に対し市長・教育長が答弁をする子ども議会を実施。
埼玉県	桶川市	B	子どもの主体性を育みまちづくりへの関心を高めるとともに、市政への参画意識の醸成を図るため、中学生を対象とした子ども議会を実施した。
埼玉県	久喜市	C	前設問で回答した女性議会において、市内の高校生も女性議員として登壇し、行政や議会に対する参画意識の向上に努めた。
埼玉県	北本市	B	●一日子ども市長の取組について（小学生を対象） 開催日　令和５年８月２２日（火）概要子どもたちが一日市長を体験することで、市長の公務や市の業務、取組を知り、市政に興味・関心をもってもらうことを目的としている。その一環で普段、中に入ることのできない議場や防災倉庫なども見学してもらい、議会とはどういったことを行っているところなのか、なんのためにあるのか等議席に座るなど体験しながら学べる機会を設けている。 ●小学３、４年生の社会科の授業の一環で庁舎（議場）見学 開催日　令和５年６月３０日（金）南小学校３年生３クラス 令和５年１０月２４日（火）北小学校４年生２クラス概要庁舎内を見学した後、議場を見学。議会とは何か、だれが出席してどういったことをしているのか等議席に座るなど体験してもらいながら、政治について学んでもらう機会を設けている。
埼玉県	富士見市	C	令和5年9月29日に、富士見市議会と市内高等学校との協働事業として、首長大会を開催した。広報広聴委員会と高等学校の生徒さんで事前段階から協議を重ね、企画した。当日は、5組（9人）の生徒さんから自分たちで設定したテーマに沿って主張を発表していただき、発表後に議員や他の参加生徒さんとの質疑応答を行った。また、傍聴として多数の生徒さんにもご参加いただいた。
埼玉県	蓮田市	B	子ども議会。未来を担う子ども達に蓮田市の将来や市政、議会制民主主義への関心を深めてもらう目的で行っている。
埼玉県	日高市	B	市内小学生が子ども議員となり、学校や家庭の身近な課題を題材とした一般質問をする「子ども議会」を開催。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
千葉県	千葉市	H	公募による小学５・６年生の子ども議会議員と議事進行を支援するファシリテーター役の中学生が、テーマに基づいた提案や質問を行い、市長、両副市長、教育長が答弁をする。
千葉県	市川市	F	令和５年８月19日、市長のタウンミーティングの一環として、市内小学生を対象に実施。42人の小学生（５～６年生）が８会派に分かれて市政等に関する質問を行い、市長等が答弁を行った。
千葉県	船橋市	G	学校の夏休み期間中(令和5年8月16日・17日)に、市内在住又は在学の小学3年生から高校3年生までを対象に、市議会の仕組みや役割を理解していただき、市議会を身近に感じてもらうことを目的として議会見学会・意見交換会を実施した。
千葉県	木更津市	C	選挙管理委員会事務局と合同で選挙及び議会の仕組みについて議場で説明・見学を実施（小学６年生、１校）。
千葉県	茂原市	B	隔年で小・中学生を対象に議会を実施。小・中学生が一般質問を行い、当局が答弁する。再質問はなし。
千葉県	成田市	C	高校生との意見交換会（議会認識度○×クイズ、議会棟見学、フリーディスカッション）を実施。
千葉県	佐倉市	C	・子供議会　中学生に模擬議会を体験させることによって、地方自治、地方行政のしくみについて学習し、併せて、地域に対する関心を高め、郷土愛を育成することをねらいとする。 ・高校生との意見交換会　市内に在住または在学の高校生を対象に、市政・市議会への関心を高めてもらうことを目的とし、議場見学や議員とのフリーディスカッションを行った。
千葉県	習志野市	C	高校に議員が出向き、高校２年生の全生徒と議員が直接対話する場を設けた。
千葉県	鴨川市	A	市内３中学校の代表生徒11人による「鴨川市中学生まちづくり議会」を市議会議場で開催。郷土愛の醸成と市政に対する理解と関心を深め、中学生の視点からの意見を今後の市政運営の参考とすることを目的とした。中学生11人の中から議長を選出、中学生議長進行のもと、中学生議員２人１組で登壇し、市の取り組みや政策、身近な地域の課題等に関する質問や提案を行い、市長及び教育長が答弁した。閉会後に市議会議長が講評を行い、市長がお礼の挨拶を行った。
千葉県	鎌ケ谷市	C	子ども議会について、毎年実施しており、小学生、中学生を対象に隔年ごとに交互に実施している（令和４年度は中学生、令和５年度は小学生。）。例年、小中学生及び高校生向けに、春休み、夏休み期間中に委員会室を自習室として開放している。令和５年夏休み期間から、小中高生等（保護者含む。）を対象に、自習室の開放と合わせて議場見学を実施した。
千葉県	袖ケ浦市	B	子ども議会：市内の各小中学校の代表者が、それぞれ市への要望や自分自身が考えていることを発表。
千葉県	八街市	B	八街っ子夢議会(子ども議会)選挙管理委員会の主催で、模擬投票を実施。
千葉県	印西市	C	大森小学校の議場見学（６年生）　議場の見学要望があり、議場を見るだけでなく、実際に体験できることがあればとの相談を受け、模擬議会を体験いただき、採決システムを用いた体験学習を行った（議員と執行部の２班に分かれ実施することにより、両方を体験する）。
千葉県	匝瑳市	A	市内中学生による模擬議会を開催して、中学校社会科（公民）「地方政治と自治」の学習内容について体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について市民としての認識を深める機会としている。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
静岡県	静岡市	H	○子ども模擬議会 小学6年生を対象に、「開かれた議会」推進事業の一環として、模擬議会を体験することで、市議会について学習し、議会への関心を深めてもらう。シナリオに沿って議員と市の職員それぞれの役を演じ、本会議の議事の流れを体験する。開催時期は、会期中を除く平日（月～金曜日）午前９時～正午・午後１時～４時で、開催場所は議場で概ね１時間程度で実施している。 ○市議会議員と高校生との意見交換会 高校生に議員と直接話すことで、市政や身の回りの関心事について自ら考えるきっかけとしてもらい、議員には若者の生の声を聞く機会を持ってもらう。 市議会の仕組みや制度を説明した後、市議会議員２人と高校生５人程度のグループを３つ作り、高校生が提案したテーマについて、１回30分のディスカッションを行う。ディスカッションは、テーマを変えながら全部で３回行う。開催時期は、会期中を除く７月～12月の平日で、開催場所は、各学校又は市役所静岡庁舎で実施している。
静岡県	富士宮市	C	小学５・６年生を対象に夏休み親子議場見学会、児童による議場見学（一部の学校社会科見学）、市内５高校及び専修学校生徒による高校生議会を実施。
静岡県	伊東市	B	小学校からの要望を受け、議場見学を実施。
静岡県	島田市	B	広報広聴特別委員会にて、市内１高校と意見交換を実施。議員が学校に訪問し、ワールドカフェ方式による意見交換を行った。
静岡県	富士市	D	1月に議員8名が富士市立高校を訪問し、議会の事業評価の結果等の議会報告をした後、事業評価の中から生徒が選んだテーマについて、グループに分かれ議論した。議員は1名ずつグループに入り、議論に参加した。また、5月に富士市立高校の授業の1コマである「模擬議会」に参加する形で、議員8名が高校を訪問し懇談会を実施した。生徒が賛成・反対に分かれ、自分たちが考えた法案について討議し、議員は生徒にアドバイスした。
静岡県	掛川市	C	出前講座（学校訪問）を、市内３校ある高等学校の２校に行った。掛川市議会（議員）の活動等の説明を行うとともに、高校生の考えを伺い、若い人の視点や発想を得ること等を目的に開始した。
静岡県	袋井市	B	中学生未来会議：市内４中学校から参加希望をした生徒が集まり、市長、副市長をはじめとする市の職員や市議会議員とともに、袋井市をよりよい市にするために何ができるかを話し合った。
静岡県	菊川市	A	菊川市こども議会では、参加者を公募し、夏休み期間（全５日間程度）を活用して、市議会議員と一緒に、オリエンテーション、提言書のテーマ決め、調査・研究等の事前学習を行い、作成した提言書の発表を議場で行っている。
静岡県	牧之原市	A	常任委員会の所管事務調査の一環として、市内の高校生と市民会議を開催した。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
愛知県	名古屋市	H	【なごや子ども市会】目的：子どもたちが住むまちの議会という身近な場を実際に体験することによって、市政に対する興味・関心を高める対象：名古屋市内在住・在学の小学５・６年生とその保護者等（原則２名まで）募集人数：１回あたり小学生４０名（合計１２０名）内容：議会と市役所の役割や、岩手県陸前高田市と名古屋市の交流について説明、議場や委員会室等の見学を実施。 【市会広報ポスターの作成並びに高校生による市会訪問と意見交換】　令和５年度、議会改革の一環として、市民の方々（特に若い世代の方々）に政治や市会に対する関心を深めてもらうため、名古屋市立工芸高等学校デザイン科の生徒の協力を得て、市会広報ポスターを作成し、市内の公共施設等に掲示する議会の情報発信の充実に取り組むことにした。これに先立ち、ポスターのデザインを予定している生徒に名古屋市会を訪問してもらい、市会の活動紹介や、議場等の見学、正副議長との意見交換を行った。
愛知県	岡崎市	E	市内中学生との生徒市議会を開催（本市教育委員会） 市内の高校と市議会議場で意見交換会を実施（市議会議員：議会広報委員会）。
愛知県	瀬戸市	C	・名古屋学院大学スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科の学生３０名による「議場見学並びに模擬陳情体験」を開催した。市民からの意見である「陳情」について、学生が委員長役や議員役、陳情提出者役となり、学生が自ら考えた陳情を審査する常任委員会（模擬陳情体験）を行った。 ・中学生の職場体験の一部として議会見学を実施した。
愛知県	半田市	C	「Qイズ！GIKAIへGO!!（令和5年8月25日開催）」小中学生を対象に選挙や議会、市への関心を高め、理解を深めてもらうためのもの。「市議会と高校生との交流会（令和5年12月18日）」若者世代の投票率が低迷している現状から、これから選挙権を得る高校生に対して、政治や議会の興味関心を持ってもらうためのもの。
愛知県	刈谷市	C	地方自治制度学習として市内全中学校３年生の生徒全員が議場を見学し、議会制度に関する講義及び議事体験学習を受講する取組を実施している。
愛知県	安城市	C	安城農林高校への訪問（授業への参加及び生徒への助言）市内の高校等へ市議会だよりの表紙を依頼し、インタビューも実施。
愛知県	犬山市	B	親子議場見学会：親子で参加することで、小学生の子を持つ若い親世代に対する啓発も目的に含んでいる。
愛知県	小牧市	C	小学生の議場見学を実施。
愛知県	稲沢市	C	市内私立高校である愛知啓成高等学校の生徒29名が高校生議員となり、６会派に分かれ、会派ごとに一般質問を実施した。答弁者は市長をはじめとした執行部の職員。
愛知県	知立市	B	子ども議会：市内３つの中学校から、生徒が議員として参加し市に対して質問や提案を行うもの。高校生議会：選挙年齢の引き下げにより、政治や選挙が身近なものとなった高校生に、議会活動を体験してもらい、地方自治への関心を高めてもらうとともに、高校生の視点から広くまちづくりについての意見を聴き協議する機会を設けるもの。
愛知県	尾張旭市	B	市議会と市政への理解と関心を深めてもらうため、議員自らが説明を行う「わくわく親子議会探検ツアー」を、市内在住の小学生とその保護者を対象に開催した。
愛知県	岩倉市	A	中学生以上３０歳以下を対象とした若者との意見交換会の中で、模擬議会として一般質問を行った。
三重県	伊勢市	C	伊勢市高校生議会（主権者教育の一環として未来を担う高校生が模擬議会を体験することにより、市政や議会など政治に関心を深めていただくことを目的に開催し、今後の市政の参考とする。）
三重県	桑名市	C	小学生の社会見学受入、小中学生への出前授業を行っている。
三重県	鈴鹿市	C	子ども会議。議場見学。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
三重県	名張市	B	市内高等学校で「議会の仕組みと役割」について講義した。
三重県	亀山市	A	政策条例意見交換会（議会が小学校児童会、中学校生徒会と政策条例の制定に向けて意見交換を行った。）を実施。
三重県	いなべ市	A	次代を担う子どもたちとその保護者に市議会を知ってもらうことを目的とした親子議会体験を実施。
岐阜県	岐阜市	F	市議会の仕組みを学び、未来の岐阜市について意見交流することで、ふるさと岐阜市の市政への興味・関心を高めるため、小学生を対象に岐阜市子ども議会を開催。
岐阜県	高山市	B	子ども議会（飛騨高山フューチャープロジェクト主催の地域お仕事発見隊の１プロブラムとして実施）。議会と高校生との意見交換会の開催。
岐阜県	多治見市	C	高校からおとどけセミナーの申し込みがあり、議員が「１８歳選挙権と議会について」をテーマに説明し、対話を行った。その後、一般質問を傍聴した。
岐阜県	恵那市	A	「中学生と恵那市の未来を語る会」として中学生からの提案を聞き、議会でとりまとめ、市長へ提言書を提出し、市政への反映を促す取り組みを実施。コロナで議会報告会ができなかったこと、また、議場改修のお披露目もかねて、広報広聴活動の一環として実施。
岐阜県	各務原市	C	小学校の庁舎見学において、議場見学や議会の仕組みの説明を実施した。
岐阜県	可児市	C	高校生議会を実施。
岐阜県	海津市	A	市内中学校において出前授業を実施。
大阪府	大阪市	H	「おおさか子ども市会」…次代を担う子どもたちが、市会本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的として、教育委員会事務局と共催で実施。夏休み期間中のうち３日間、6つの委員会を設けて子ども議員を選出の上、実地調査、委員会を経て、本会議で市長に対し質問や意見を発表し、市長が答弁を行った。また、市会議長、副議長からあいさつがあり、市会の各常任委員長からそれぞれ感想のコメントがあった。令和５年度は中学生市会として、市内に在住または在学する中学生から、市会の議員定数と同じ81名の子ども議員を選出し、開催した。 「高校生と大阪市会議員の意見交換会」…次代を担う高校生が市会議員と意見交換をすることで、政治や行政、選挙などに対する理解と関心を高めることを目的に冬休み期間中に行うイベント。令和５年度は、39名の高校生が参加した。
大阪府	岸和田市	C	各会派から選出された委員で構成する議会改革検討委員会で、来年度の子ども議会の実施に向け、実行委員会の設置やスケジュール等、具体的な検討を進めている。
大阪府	泉大津市	B	市内小学校1校の6年生を対象に選挙管理委員会と連携して、議場での説明と模擬投票を行った。市内全小学校8校の3年生を対象に市役所庁舎見学の際に、議場において、議会や議場に関する説明を行い、その様子を議会だよりに掲載している。令和5年4月に改選後、新たな議員を迎え、来年度「こども議会」開催に向けた仕組みづくりを行っている。
大阪府	守口市	C	未来の有権者となる本市の中学生が市政や市議会をより身近に感じながら、「仕組みや役割」を学習するきっかけとなるとともに、日頃子ども達が、疑問に思っていることや希望・要望など、豊かな感性から出された意見を発表する機会を提供し、子ども議会の経験を通して、市政や市議会への興味関心へ繋げていくことを目的として開催。
大阪府	枚方市	E	本市議会では、地域からの依頼に基づく出前講座や、小学校の社会見学の受け入れ（学校からの依頼に基づき、議場において、議場や議会に関する説明等を行う）の取組があり、令和５年11月に社会見学の受け入れを行った。
大阪府	茨木市	D	市内にある高校のうち１つの高校の生徒と意見交換会を実施した。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
大阪府	八尾市	D	主権者教育の一環として、令和５年２月中学生を対象に座談会を実施した。目的としては、議員と直接話をすることで、生徒の皆さんにも議会制度への理解を深め、議会をより身近に感じていただき、興味・関心を高める学びの貴重な機会としていただくとともに、議会や議員のことをより分かりやすく若い世代へ広報することであった。内容としては、議会や議員に関する疑問や聞きたいことなどを事前に考えていただき、それについて市議会議員が直接回答した。なお、座談会の様子は令和５年４月20日発行のやお市議会だよりの特集記事として、若い世代へ向けた議会を紹介する内容の掲載を行った。
大阪府	泉佐野市	B	市内の小学4年生から中学3年生までを対象に公募し参加者を決定。児童・生徒が議員役になって質問を行い市議会議員が執行機関側となり答弁を行う。
大阪府	松原市	C	令和5年7月に松原市内の各小中学校から選出された計22名を対象に、松原市の将来について考え、まちづくりへの関心及び、市政に対して参画意識の構成を図ることを目的に子ども議会を開催した。
大阪府	和泉市	C	子ども議会：市内小学校の5・6年生10人が参加。33年後（市政100周年）の和泉市について、「誰ひとり取り残さないやさしいまち」、「いのち輝く未来のまち」をテーマに議論を行った。
大阪府	柏原市	B	市こども会育成連絡協議会の周年事業として、こども模擬議会を開催。市内の小学4～6年生の児童が参加し、こども議長・こども議員・司会に分かれて、市長や教育長に質問等を行い、市議会と同様の議事を進めた。
大阪府	高石市	B	毎年４月～６月頃の時期に、市内の小学校からの依頼に応じて議場見学の訪問を受け入れ、生徒達は実際に議員席及び理事者席に座り、議会事務局職員から市議会についての説明を受け、子ども模擬議会の体験をしてもらっている。
京都府	京都市	H	市内に在住又は通学の小学４～６年生とその保護者を対象に親子ふれあい議場見学会を実施。市内の小学校４～６年生及び中学生を対象に子ども議場見学を実施。
京都府	福知山市	B	小学生の議場見学において、広報広聴委員会の正副委員長が説明や案内を行った。
京都府	舞鶴市	B	市内の小学校から高等教育機関までを対象とした議会学習会や議場見学を開催。・議会に対する理解を深め、より身近に感じていただけるよう、議会の機能や役割について学ぶ機会を提供することを目的として実施。・仮想の議会を開会し、参加者には議員や市長といった役職になりきり、本会議の議事の一部を体験していただく。
京都府	亀岡市	B	夏休みを利用し、市議会を身近に感じてもらうため、議長室、会派控室や会議室の見学、議場では議席から議員への質問、登壇体験などを実施した。
京都府	長岡京市	B	次代を担う高校生の主権者意識の向上や、議会を身近に感じる機会の創出を目的とし、市内高校と共催で主権者教育出前授業を行っている。
京都府	南丹市	A	税について学ぶ授業の一環として「市の理想予算を考える」をテーマに、議員が小学校6年生の授業を訪問。児童とともに一市民として市の未来とより良いまちの姿について考えることを目的とした意見交流会を実施。（令和５年７月５日実施）
京都府	木津川市	B	令和6年度中に実施できるよう現在、市内府立高校と調整中。
滋賀県	大津市	E	・若い世代に市議会への関心を高めてもらうため、議会の基本的な情報が分かりやすく掲載されている「子ども向け市議会ガイド」や、動画「クイズで学べる！大津市議会！」など、さまざまなコンテンツで情報発信をしている。 ・主権者教育と議会の広報広聴活動の一環として、高校生との意見交換会を実施している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
滋賀県	彦根市	C	子ども議会は未来を担う小学校の児童が、議会制民主主義を体験的に理解するとともに、政治への関心を深め、また、彦根市の将来について考え、議会で質問や提案をすることにより、児童に社会参画への態度や意欲を培うことを目的としている。
滋賀県	草津市	C	高校生との意見交換会を実施。
滋賀県	東近江市	C	11月12日に、東近江中学生議会を開催。地域の様々な課題への関心を高め、市政や市議会の仕組みを学ぶ場として、東近江市PTA連絡協議会と市議会議員の有志で組織された実行委員会が主催し、毎年開催されている。
滋賀県	米原市	A	地元の高校生とのまちづくりワークショップ「すみたいまちをつくるワークショップ」を実施。
滋賀県	長浜市	C	小学生高学年を対象とした議会紹介動画を作成し、教育委員会に活用を依頼した。
兵庫県	神戸市	H	令和５年12月15日、兵庫県立神戸甲北高等学校と連携した主権者教育を同校にて実施した。（全校生徒約600名対象、議員19名参加）１時間目は体育館において、生徒から議員に対し、日ごろ感じている疑問に関する質問が行われた。また、課題「神戸市の子育て支援施策はどこに重点を置くべきか」について、各会派の代表者および「神戸の研究」※の発表者から、課題に対する意見表明などがあった。　※「神戸の研究」は、神戸市の魅力発信や課題解決に取り組むため、神戸甲北高校が独自に設定している科目２時限目は各教室において、グループに分かれて生徒間で課題に関するディスカッションが行われ、各教室を議員が参観し意見交換を行った。
兵庫県	姫路市	G	次代を担う高校生たちが、市議会議員との意見交換を通して、市政や議会活動への関心と理解を深めるとともに、自分たちが暮らす地域の課題や将来のまちづくりについて、高校生の視点で自由な発想や意見を発表し、共に考え、学ぶ場として「高校生と姫路市議会との座談会」を開催している。
兵庫県	尼崎市	F	①市内に居住・在学している若者（中学生～29歳）が、市の取り組みに興味を持ち市民活動への参画や自分たちのまちを知る機会とするため、市立ユース交流センター主催で、市議会議員と意見交換を行った。（令和5年1月29日開催） ②市内の学校の高校生に、議場にて演奏してもらい、市民に議場に足を運んでもらうことで議会への関心を深める機会としている。（令和5年9月8日開催） ③市議会の仕組みや運営、議員の仕事、市政などについて知ってもらう目的で市議会ガイドブックを作成し、市立中学校の3年生に社会の授業などで学習の参考資料として活用してもらうため、無償で配布している。
兵庫県	明石市	E	夏休み親子で議会体験ツアーを小学校の夏休みにあわせて開催。模擬本会議や議会棟内の探検ツアーを実施。午前・午後の２部制で高学年と低学年にわかれて実施。
兵庫県	西宮市	F	市内市立高校の生徒が議場を訪問し、議員から議会の仕組みや役割について説明を行った。
兵庫県	芦屋市	B	小学生（学童保育）による議場見学を実施。
兵庫県	宝塚市	D	宝塚市子ども条例に基づき、市は、子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を聴き、市政等に反映させることを目的に、子ども議会を実施している。
兵庫県	丹波市	B	丹波市議会☆ミライプロジェクト・市内高校生を対象とした意見交換会を実施。
兵庫県	朝来市	A	令和5年6月7日15:20～17:00　和田山高等学校への学校訪問による議会カフェ令和5年8月3日13:05～15:36　和田山高等学校及び生野高等学校の生徒18名による市政全般に対する質問、提案等の模擬議会を実施。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
奈良県	奈良市	E	先述の令和５年度議会報告会では、18歳の高校３年生も対象として募集をしたが、応募はなかった。
奈良県	大和郡山市	B	次代を担う子供たちが市議会や行政の仕組みやその役割を学び、大和郡山市のまちづくりに関心を深め、自分たちが置かれている環境に対し、自ら考える力を高めることを目的に、市内５中学校から各２名ずつ、計１０名の生徒の参加を募り、「子供議会」を実施している。
奈良県	五條市	A	西吉野農業高等学校の生徒と議員との意見交換会（全国から集まってきた生徒との意見交換を通して、将来を担う若者に市議会を身近に感じていただき、議会や市政に関心を持っていただくとともに、生徒との対話から得られる意見や情報を議会活動の参考とするために開催。）を実施。
奈良県	葛城市	A	主権者教育の一環と位置付け、各小・中学校では、事前学習として、一人一人が地方自治のしくみについて学ぶとともに、市制２０周年に向けた提案や市政についての質問内容を考えることにより、故郷葛城市について興味・関心を高め、積極的に葛城市を大切に考える郷土愛をはぐくむ。また、当日の議会の様子を録画配信で観ることで、市議会の様子を知るとともに、市政への関心と理解を深める。
奈良県	宇陀市	A	市内の小学６年生の児童を対象に議会見学プログラムを実施している。社会科で日本の政治の仕組みや働きを学ぶことに合わせ、児童が市の議場を訪れ簡単な模擬議会を行う。
和歌山県	和歌山市	E	地域課題の解決策について、中・高校生と意見交換会を開催した。
和歌山県	岩出市	B	市内小中学校の児童生徒のメッセージを議会広報に掲載し、議会を身近に感じてもらえるようにしている。
島根県	浜田市	A	小・中・高校生を対象に限っているわけではないが、対象外ともしていない全市民対象のフリースピーチ制度「はまだ市民一日議会」を令和3年から年1回ずつ実施しており、年々小・中・高校・大学生の参加割合が増加しており、議場という場で発言する機会の提供、各参加者の日ごろの思いや課題に対する考えを表明できる場の提供という観点から主権者教育にもつながる取組事例と考える。
島根県	出雲市	C	市内高校生を対象とした主権者教育を実施。
島根県	江津市	A	・小学生が議場で電子採決を体験したり、市政に関する意見を議員へ発表する場を設けた・議員が中学校へ赴き、生徒と意見交換する場を設けた。
岡山県	倉敷市	F	「市議会だより１５０号記念 夏休み家族市議会体験ツアー」市議会への関心と理解を深めてもらい、市議会を身近に感じてもらうことを目的に、市内の小学５・６年生とその家族を市議会に招き、議場の見学や、議長・副議長との対話などの体験イベントを８月４日に行った。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
広島県	福山市	F	◎ 福山夢・未来開花プロジェクト（主管課：若者・くらしの悩み相談課）　これまで実施していた「子ども議会」「高校生議会」「夢・未来プロジェクト」の３事業を統合した事業。次代を担う若者たちの「実行する力」「やりきる力」「未来を創る力」を育成し、福山への愛着を深めてもらうため実施する。 【対象】小学５年生から高校３年生（福山市内に居住または市内の学校に在学する個人・グループ） 【内容】〇 未来づくりコース　福山市の現状や課題を調べ、まちづくりについて、仲間と一緒に議論を深めていく。そして、福山や社会のためにやってみたいことを自分たちで実践していく。実行の過程では、必要に応じて、地域や企業、学校等とも一緒に活動していく。（活動例１）日本三大絣（かすり）の一つである「備後絣」の魅力をデニムと共に伝えるため、学生によるファッションショーを開催する。（活動例２）安心安全で明るい駅周辺を実現するため、犯罪抑止効果のあるポスターのデザインを作成し、掲示する。〇 夢の応援コース　夢の実現に向けたチャレンジを支援する。また、支援対象となったら、同じ夢を持つ仲間を集め、一緒に活動する。（募集例１）箱根駅伝に出場するために、同じ夢をもつ仲間を集め、一緒にマラソン指導者から指導を受けたい。（募集例２）パラスポーツのアンプティサッカーを知ってもらうために、アンプティサッカー教室を開きたい。
広島県	三原市	B	市内の高校と連携し、意見交換会を開催した。
広島県	三次市	A	市内の小・中学生の児童・生徒が参加し子ども議会を開催（主催：青年会議所）。
広島県	府中市	A	高校生を対象とした意見交換会（広島県立府中高校、広島県立上下高校）を実施。
広島県	東広島市	C	東広島市議会では高校からの依頼により、若手議員による市議会の存在意義や市議になった動機、市議会議員としての活動、市政への取り組み等について、生徒と対話を行うため、議員4名を派遣した。令和5年の実績は1件。
広島県	廿日市市	C	市内在学の中学生（各校１名）が子ども議員として参加し、３回のプレ学習会を実施し、子ども議会の所管である議会運営委員会の委員がアドバイスを行い、子ども議会を開催している。
広島県	江田島市	A	小学６年生を対象として、児童の意見発表（市への提言・質問）に対し、執行部が答弁を行う議会アドベンチャーを実施。
山口県	宇部市	C	こども選挙（模擬投票）の実施（R5.11.20及び11.21）　執行部と連携し、市内の小学校１校において実施した。
山口県	山口市	C	小学校1校の児童に対し、議場において議会等の説明を行い、直接議員と対話をする機会（質問コーナー）を設けた。
山口県	萩市	A	一般社団法人 萩青年会議所主催で中学２年生を対象に萩市子ども議会を開催。生徒から「理想の萩市」にするためのアイデアを募集し、そのうちの15名が実際に議場で提案し、その提案に対し市長または教育長が回答。
山口県	岩国市	C	岩国市内の高校生を対象とした、一般社団法人岩国青年会議所主催による「Ｊｕｎｉｏｒ　Ｐａｒｌｉａｍｅｎｔ　～次世代主権者意識研修会～」の開催があった。　本研修会は、日々不透明に感じている議会の内容について理解する機会の創出を狙いとし実施された。参加する高校生が議会についての講義を受け事前学習を行ったのち、岩国市議会議員と直接ディスカッションを行う形式とされた。
山口県	光市	A	高校生との意見交換会を開催。「市議会の仕組み等について」をテーマにした出前講座を市内高校を対象に開催。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
山口県	長門市	A	【概要】市議会の議場において、市内の高校生を対象に議員から議会の概要を説明した後に、高校生が学校活動で「長門市の持続可能性」をテーマに考えたアイデアを基にした内容を発表し、議員が助言をする取組を1回行った。 【件名】大津緑洋高等学校生徒との意見交換会 【目的】高校生の様々な意見を聴き、長門市の未来を担う若者の声を市政に活かせるよう、議員各自の知見を深めるとともに、市議会議員との交流により、長門市政の実際を高校生に少しでも身近に感じる契機となるよう意見交換会を実施する。 【テーマ】～未来の長門に期待すること～
山口県	山陽小野田市	B	取組事例名：中学生を対象とした本会議傍聴 主催者：議会 実施日：傍聴・中継視聴日令和5年6月19日　意見交換会開催日　令和5年7月6日 取組概要：・市内中学校3年生が本会議における一般質問の傍聴又は中継を視聴した。・傍聴又は中継視聴前に市議会に関する資料の配付又は一般質問に関する説明を実施した。・傍聴又は中継視聴後にアンケート調査及び意見交換会を実施した。
徳島県	徳島市	D	徳島市の未来を担う子どもたちが、自分たちにとって住みたくなるまちづくりを、自分たちで考える機会を創出することで、市政に対する関心を高め、将来まちづくりに参画するきっかけづくりのため、徳島市内の小学校に通う小学4年生から6年生を対象として、株式会社エフエムびざんと共同で、夏休みを活用した「子ども議会」を開催したもの。
徳島県	鳴門市	B	市内の高校２校に議会だよりの表紙を作成してもらった。高校生と議員との意見交換会、女子高校生と女性議員との意見交換会を実施した。
香川県	高松市	F	若者の議会活動に対する認識度の向上を図るとともに、高校生の考えを政策提言等に反映させ、住みやすい魅力ある高松市を目指すため、高松第一高等学校生徒との意見交換会を開催している。
香川県	丸亀市	C	学生との意見交換会を実施。
香川県	坂出市	B	議会報告会を高校生を対象に実施。
香川県	観音寺市	B	次世代を担う若者と市議会議員が共にこのまちの未来について語り合う機会を設け、若い世代の多彩な考えを聴取し、市政に反映させるようにするため、高校生世代を対象とした意見交換会を実施した。
愛媛県	松山市	G	小学5年生と6年生とその保護者を対象に「夏休み親子市議会体験ツアー」を開催し施設見学と模擬市議会（実際に本会議で行われた質問と答弁をもとに作成した原稿を子どもに読んでもらう）を実施している。
愛媛県	今治市	C	【今治市中学生議会】 ①目的　今治市の将来を担う中学生たちが、市議会のしくみや働きを直接体験することにより、地方自治の役割や重要性を認識し、若い世代が政治へ参加していくための意識の底上げを図るとともに、中学生の視点からの意見を今後の市政運営の参考とすることを目的に「今治市中学生議会」を開催。 ②対象　中学生24名（市内中学校8校から各3名生徒を選出） ※当日1名欠席のため、実績は23名 ③主催　今治市議会　今治市　今治市教育委員会 ④日時　令和5年8月4日（金） ⑤会場　本会議場 ⑥内容　１．本会議を開催し、各校１問ずつ質問を行い、理事者が答弁する。２．質問の作成にあたっては、下記質問テーマを参考にし、内容が偏る場合には調整を図る。テーマ決定後、詳細な質問内容は事前に通告を行う。◎質問テーマ・明るい地域社会の形成・健康と福祉の充実・教育・文化・スポーツの充実・循環型社会の形成・快適な都市空間の整備・産業の活性化・その他市政全般

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
愛媛県	西条市	C	議会を身近に感じてもらえるよう、議会フロアにおいて高校生の作品展を開催した。
愛媛県	四国中央市	B	高校生を議員として一般質問を実施する模擬議会を開催。
愛媛県	西予市	A	議員を３班に分け、市内にある３校へ出向き高校生と意見交換を行い、高校生から出た意見・要望事項をとりまとめ市長へ提出し、後日議場にて生徒が市長に対して質疑を行っている。小学生が議場の見学を行い、職員から議会の仕組等について学ぶ取組を実施している。
高知県	高知市	E	令和5年度「こうち志議会」　令和５年８月24日（木）13:00～16:00中学生及び高校生が市政に関する質問を考え、高知市の執行部が答弁を行う形式で開催した。
高知県	須崎市	A	子ども議会子どもたちに議会や行政の仕組みを学んでもらうとともに、須崎市の将来について考えてもらうことを目的とし、市内の小中高生が市議会本会議場で市議会の一般質問と同じ形式で質問を行う。今年は7/25に開催。6校12人から9つの質問が出され、市長が答弁した。
福岡県	福岡市	H	「親子議場見学会」を８月に３回実施。小学４～６年生とその保護者など57組の親子が参加。議場見学や、児童が議長や議員役となる本会議体験などを行った。
福岡県	大牟田市	C	市内の高校生と意見交換会を行う際に、議場や委員会室を活用するなど議会体験の要素を加えた形で実施している。
福岡県	筑後市	A	・市内全小中学校に対し、議会傍聴の案内やキッズガイドの配布を行っている。 ・出前講座（教育委員会が主催）として「市議会のしくみと役割」の講座を登録しており、申込みがあった際は講座を行っている。
福岡県	小郡市	B	①市内２校の高校生を対象とした高校生との意見交換会を開催。ワールドカフェ方式で、２つのテーマについて、議員と意見交換し、班ごとに議場で発表。 ②市内の小学６年生が議場訪問し、議会運営委員会の正副委員長による議会に関する説明及び質疑応答を実施。
福岡県	筑紫野市	C	小学生と保護者を対象に市議会の役割等について説明。過去の予算委員会を再現し、予算が可決されるまでの流れについて説明。
福岡県	春日市	C	市内中学校を議員が訪問し、複数のグループに分かれて、テーマに沿った質疑や意見交換を行う。
福岡県	大野城市	C	小学校より依頼を受け、議場にて議会の説明を行った。
福岡県	うきは市	A	「うきは市民大学子ども未来学部　子ども議会」うきは市の将来を担う子ども達からの視線・発想から、本市のまちづくりや生活について質問や提案などを行い、子どもの主体性を育むとともに、将来への夢や希望を抱いた子どもの育成を図ることを目的に令和5年8月19日に実施。議長・副議長も参加小学生より選出し、班別の発表に加え実際に質問席より市執行部に対し政策提案等を行い、市長等が答弁を行う形で実施した。「高校生との意見交換会」市内唯一の高校の生徒と交流を深め、市議会を身近に感じてもらうこと、さらに若い世代の率直な意見を聞くことで、今必要な施策を考察し、市政に助言、提言していくことを目的とし、令和5年1月23日に市内にある公立高校へ市議会議員が訪問を行い、１・２年生との間で３つのテーマにて意見交換を行った。テーマ①：子育て世代をうきは市に呼び込むには？テーマ②：当該高校をより魅力的にするには？テーマ③：将来、自分が生まれた街に住み続けたい？
福岡県	那珂川市	A	福岡県重点課題研究指定・委嘱事業に係る中学3年生の公民の授業に市議会として参加した。議員は、生徒たちのグループにそれぞれ入り、生徒から若者の政治関心を高める取組などの発表を聞いたうえで、様々な意見交換を行った。
佐賀県	佐賀市	D	市内の高校にて出前講座を実施した（１件）市内の子どもクラブ（小学生）からの議場見学に対応した（１件）。
佐賀県	鳥栖市	B	議場オープニングセレモニー（中学生スピーチ）を実施。
佐賀県	多久市	A	６年生に対し、出前授業を開催。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
佐賀県	嬉野市	A	10月23日と11月16日に嬉野高校生との「議員とかたろう会」を開催。短時間ではあったが、活発な意見の交換が行われた。
長崎県	長崎市	E	特色ある主権者教育の取り組み事例としては、社会科見学で市役所を訪問した小学生に向けて、議場見学や事務局職員から議会についての説明を行った。上記設問で回答した中学生議会については、各市立中学校から中学生議員を１名選出し、２つのテーマについて委員会審査から本会議での採決までを実際の委員会室や議場を使用し実施した。
長崎県	諫早市	C	有喜地区社会福祉協議会は、世代間交流事業として、ボランティアスクールを実施している。地域の中で学びの場を作り、子ども達が、いろいろな体験を通し、たくさんの大人との交流を広げることを目的として、子ども議会を行った。
長崎県	南島原市	A	市内中学生の本会議傍聴を行っている。
熊本県	熊本市	H	意見交換会（高校生対象）こども議会を実施。
熊本県	水俣市	A	みなまた未来ラボこども議会において、事前に中高生が水俣市の現状と課題を学び、それをもとに水俣のまちづくりについて考え、こども議会の中で市長、執行部に対して質問、提言を行った。
熊本県	玉名市	B	市内の中学生が取り組んだ、市の課題に対する調査研究及び政策提言発表の授業を常任委員会で参観した。
熊本県	山鹿市	A	小学生を対象に主権者教育（模擬投票）を行った。
大分県	大分市	F	若年層との意見交換：若年層の政治参加意識を喚起することを目的とし、中学校２校及び高校１校に議員が出向き、意見交換を行った。
大分県	別府市	C	令和５年２月１６日（木）別府市立中部中学校　職場体験を実施。
大分県	津久見市	A	「議会体験学習会」・・・社会科学習の一環として、市内の小学６年生を対象に、予算審議の場面を例にとった模擬議会を実施している。 「津久見高校生との意見交換会」・・・市内唯一の高校である津久見高校の生徒と議員が、市の課題などについての意見交換を行い、その結果をグループ代表の生徒が登壇し模擬議会の形式で発表する。
宮崎県	延岡市	C	政治に関心を持ってもらい、若者の意見を今後のまちづくりの参考とすること、及び議会のしくみ等を理解し、議会に対して親近感を持ってもらうことを目的として市内高校生との意見交換会を開催している。
宮崎県	日南市	A	こども議会（市内小中学校生徒25名が、それぞれ将来や学校生活に関する提案を行い、市長が答弁する。） 高校生徒交流会（４つの高校内で課題となっていることについて、質問、答弁、委員会協議からなる模擬議会をとおして、解決策を図る。）
宮崎県	小林市	A	・日時：令和５年２月２日（水）14時20分～15時10分 ・対象者：高校２年生　48名 ・実施方法：広報広聴委員７名が私立高校１校を訪問し、視聴覚室において対面による、意見交換会を実施した。 ・内容：選挙啓発の動画上映、政治及び選挙啓発に関するスライドショー、意見交換会を実施した。
宮崎県	日向市	B	「高校生と市議会議員との意見交換会」を、市内３校(うち１校は全日制･定時制で実施)と実施。「まちづくり」に関して、高校生がテーマ別に発表、高校生と議員がグループに分かれ意見交換、最後は意見交換の内容を全体で共有するという流れで行った。
鹿児島県	いちき串木野市	A	地元の高校生との意見交換会を実施。
鹿児島県	曽於市	A	子ども議会・・・市と教育委員会の主催で毎年議場で行っており、小・中・高校生を対象に、各自でテーマを一つ決めてもらい、一般質問形式により行っている。議長・副議長も子どもが行い、議事を進行する。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
沖縄県	石垣市	B	市内中学生を対象に子ども議会を開催した。20名のこども議員から行政に関する質問を行い、それに対して市当局が答弁を行った。
沖縄県	うるま市	C	希望があれば見学を受け入れており、現在受け入れ方法を含めて整備を検討している。

【別紙-3】議会における障害者への配慮事例

※記載内容は自由記述回答（任意）の通り
（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
北海道	札幌市	H	傍聴席にある階に点字ブロックを設置。傍聴者向けに手話通訳の利用申請を受け付けている。
北海道	函館市	D	傍聴席に車椅子対応のスペースを設けている。事前の申請により手話通訳や要約筆記を利用できる。
北海道	旭川市	E	本会議の傍聴において、希望者に補聴装置を貸出ししているほか、聴覚障害者から申込みがあった場合は、手話通訳や要約筆記を行っている。議場のバリアフリー化として、傍聴席に車椅子用のスペースを確保したほか、傍聴席までの通路にスロープを設置した。
北海道	釧路市	C	障がい者用トイレ、傍聴席への車椅子リフトを設置。
北海道	帯広市	C	車いす対応の議席設置や昇降機能付の演台の設置、傍聴者向けの手話通訳者の派遣、補聴器誘導システムを利用した傍聴を行えるようにしている。
北海道	北見市	C	議場内の段差を解消するための取り外し可能なスロープを用意している。傍聴席にスロープや車いす対応の席を設置している。聴覚に不安がある方のため、傍聴スペースにヘッドホン端子を設置している。
北海道	岩見沢市	B	議場のバリアフリー化として車椅子対応の議席を設置した。
北海道	夕張市	A	傍聴席へ行く階段に手すりを設置している。
北海道	苫小牧市	C	本会議場に3席の車椅子用傍聴席を設置。聴覚障害のある方が議会を傍聴する際に手話通訳者を派遣することが可能。
北海道	美唄市	A	議場へのスロープ。傍聴席に車いすスペースを設置。
北海道	赤平市	A	傍聴者のため手話通訳を配置している。
北海道	士別市	A	議場及び傍聴席の床に段差なし。
北海道	紋別市	A	議場の傍聴席に車椅子用のスペースを確保している。
北海道	三笠市	A	議場内に車いすスペースを整備。ろうあ協会への手話通訳の依頼が可。
北海道	千歳市	B	各フロアのドア付近(議場出入口・トイレなど)に点字シールを貼っている。
北海道	滝川市	A	傍聴席に議場での説明や答弁等について、大きな音で聞けるヘッドホンを設置している。
北海道	砂川市	A	議場のバリアフリー化（演壇へのスロープ設置、議場入口から約半数の議席及び議員発言席まで段差がない）。
北海道	深川市	A	議場は議長席を除き議員席及び理事者席の全てに段差がなく、椅子やテーブルは可動式としており、車椅子対応も可能。傍聴席には、車椅子専用２席を用意しているほか、傍聴席の前列には、難聴の方向けにイヤホンジャックを設置している。
北海道	富良野市	A	傍聴時に難聴の方へヒアリングループの貸出を行っている。
北海道	登別市	A	議場に車椅子対応のスロープと傍聴スペースを設置している。
北海道	恵庭市	B	議場のバリアフリー化として傍聴席のエレベーターを設置している。
青森県	弘前市	C	傍聴席に、車いす用傍聴スペース2台分を設けている。
青森県	青森市	D	議会棟内の階段にいす式昇降機を設置している。議会棟内に障がい者用トイレを設置している。
青森県	八戸市	D	・身体が不自由な方は傍聴席まで事務局職員が補助対応。 ・議場の構造上、車いすの方の傍聴が困難であるため、車いすの方がテレビで視聴できる部屋を設けている。
青森県	黒石市	A	希望者には傍聴の際手話通訳を付ける。
青森県	五所川原市	B	議場のバリアフリー化として議場内はフラットになっているほか、車椅子対応の傍聴席を設置している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
青森県	十和田市	B	議場はバリアフリー化できる状況となっている。傍聴席入口と議会フロアの段差にはスロープが設置されており車椅子対応となっている。また、議会フロアにはバリアフリートイレも整備されている。
青森県	むつ市	B	傍聴席の車椅子対応（スロープあり）。
岩手県	盛岡市	D	議場の傍聴席への通路をスロープとしている。
岩手県	宮古市	A	議事堂内はバリアフリーで議長席以外は段差のない構造になっている。傍聴席には難聴者のためにヒアリングループが設置されており、希望者へ受信機を貸し出している。
岩手県	大船渡市	A	議場傍聴席に難聴者優先席を設け、音量調節が可能なヘッドホンを設置している。
岩手県	花巻市	B	・議場において車椅子対応の傍聴スペースを設けている。 ・議場傍聴席に難聴者用のスピーカーを設置している。 ・議場内に段差を低減する調整板を設置している。 ・議会棟に車椅子を使用している方が利用可能な多機能トイレがある。
岩手県	北上市	B	令和５年11月に、議場内のバリアフリー工事を実施し、車いすでも利用できる議席を一部設けた。
岩手県	遠野市	A	議会フロアのバリアフリー化として、廊下から傍聴席入口にスロープ設置。
岩手県	一関市	C	車いす用の傍聴席を用意している。
岩手県	陸前高田市	A	議場のバリアフリー化として、演壇や議席等へのスロープを設置した。
岩手県	二戸市	A	議場のバリアフリー化として、議場入り口の段差をなくするとともに、傍聴席には車椅子対応席やスロープ、音量を調節できるヘッドフォンを設置している。
岩手県	八幡平市	A	傍聴席のバリアフリー化（スロープ、車いす用スペース）。
岩手県	奥州市	C	車椅子対応（傍聴席）。会議ヘッドホンシステムのヘッドホン貸し出し（傍聴席）。デジタルワイヤレス補聴システムの貸し出し（傍聴席）。ライブ字幕の表示（傍聴席大型モニター）。
宮城県	仙台市	H	車椅子を想定した傍聴スペースを確保している。また、必要に応じて手話通訳者の手配なども行っている。
宮城県	石巻市	C	傍聴席の車いす席の設置。
宮城県	名取市	B	傍聴席に手すりを設置している。
宮城県	多賀城市	B	議場のバリアフリー化。
宮城県	岩沼市	A	難聴者用ヘッドフォンを設置。
宮城県	栗原市	B	議場のバリアフリー化として、車椅子対応の傍聴席を設置している。議会フロアに多目的トイレの設置をしている。
宮城県	東松島市	A	傍聴席のバリアフリー化としてスロープを設置した。
宮城県	大崎市	C	傍聴席に車椅子対応の議席を設置。
宮城県	富谷市	B	車椅子対応の傍聴席を設置。
秋田県	秋田市	D	議場のバリアフリー化として、演壇へのスロープや車椅子対応の傍聴席、難聴者用磁気ループを設置している。
秋田県	能代市	A	議場のバリアフリーとして、議長席以外では段差を設けず、車椅子対応の議席を設置している。
秋田県	大館市	B	議場のバリアフリー化（段差なし）、行政報告の手話通訳の実施。
秋田県	由利本荘市	B	議場のバリアフリー化として車椅子対応の傍聴席を設置した。
秋田県	男鹿市	A	必要に応じて、本会議場の議席への階段に持ち運び可能な段差解消スロープを設置している。
秋田県	湯沢市	A	議場演壇へのスロープを設置し、議席も車椅子に対応している。また、傍聴席にも一部車椅子に対応したスペースを設けている。
秋田県	大仙市	B	申請があった場合に傍聴席に手話通訳を配置している。
秋田県	にかほ市	A	傍聴席へ車いすでの入場が可能。身体障害者用トイレの設置。
山形県	山形市	D	傍聴席に車椅子用スペース２台分を設置している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
山形県	米沢市	B	１階ロビーから傍聴席へ移動できるエレベーターを設置している。車椅子用傍聴スペースを設けている。聴覚障がい者用の音声受信システムの導入。
山形県	鶴岡市	C	議場のバリアフリー化として、演壇、議員席へのスロープを設置した。
山形県	酒田市	B	車椅子対応の議席や傍聴席を設置している。演壇や質問席への移動では、段差がない。傍聴者へ難聴用受信機を貸出している。
山形県	寒河江市	A	スロープを設置している。
山形県	長井市	A	議場はバリアフリーとし、車椅子は昇降機で傍聴席まで行くことができる。
山形県	天童市	B	議場のバリアフリー化として傍聴席にスロープを設置している。
山形県	東根市	A	車椅子用リフト、車椅子対応の傍聴席を設置している。
山形県	尾花沢市	A	議会フロアはすべてフラットとなっており車椅子対応の議席や傍聴席を設置している。
福島県	福島市	D	本会議の傍聴の際に、事前申請の上、手話通訳を配置している。傍聴席は車椅子の方も利用いただける。
福島県	会津若松市	C	必要に応じて傍聴席に手話通訳を配置。
福島県	郡山市	E	車いす席、ヘッドホン、磁気ループの設置、傍聴フロアに通じるエレベーター有。
福島県	いわき市	E	議会棟において次のとおり設置している。スロープ（議会棟玄関、傍聴者入口、議場内【可動式】）、多目的トイレ（議会棟１階、傍聴フロア）、エレベーター（傍聴フロア）、車椅子対応の傍聴席（傍聴フロア）。
福島県	白河市	B	議場へのスロープの設置。
福島県	須賀川市	B	議場のバリアフリー化として、議員席は椅子を可動式とし車いすの使用を想定するとともに、段差を設けていない。傍聴席のバリアフリー化としてスロープや車椅子対応のスペースを設置している。
福島県	喜多方市	A	傍聴者は磁気ループアンテナ対応エリアとなっている。また、希望者に対して、受信機の貸し出しを行っている。
福島県	相馬市	A	議場、傍聴席、委員会室等において、段差の解消やスロープの設置などバリアフリー化している。
福島県	二本松市	B	議場のバリアフリー化としてスロープや車椅子対応の議席を設置した。
福島県	南相馬市	B	・傍聴席に車椅子用スペースを設置している。 ・議事堂に車椅子用トイレを設置している。
福島県	伊達市	B	議場のバリアフリー化として可搬型のスロープを導入している。聴覚障害者が傍聴する場合は事前に市の福祉窓口へ申請することで議場内に手話通訳者を同席させることができる。
新潟県	新潟市	H	議会棟玄関への点字ブロック設置、会派室の出入口等への点字表記。
新潟県	長岡市	D	議場内のバリアフリー化、車イス専用傍聴スペース、難聴者用磁気ループ、多目的トイレの設置（オストメイト対応）。
新潟県	上越市	C	議場に段差があり、スロープが必要になった場合は、スロープを保有している部署に借りることとしている。傍聴席は、車椅子のまま入場できる。
新潟県	三条市	B	聴覚障がいをお持ちの方から会議を傍聴したい旨の依頼を事前に受けた際に、手話通訳者の派遣手続を行い、手話通訳者を配置している。
新潟県	柏崎市	B	バリアフリー化として議場内がフラットになっている。傍聴席入口までのスロープがあり、傍聴席に車椅子席を設置している。傍聴席に難聴者向けのヒアリングループを配置している。議場付近に、多目的トイレがある。
新潟県	新発田市	B	・議会棟のバリアフリー化。 ・多目的トイレの設置。 ・議場（傍聴席側）の磁気ループの設置。
新潟県	加茂市	A	車椅子対応傍聴席、車椅子対応トイレ、難聴者用手元スピーカーの設置。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
新潟県	十日町市	A	議場の傍聴席に車椅子使用者傍聴席を設置。
新潟県	妙高市	A	傍聴席に車椅子用スペースを設けている。
新潟県	五泉市	A	以前から議場の傍聴席へ上がる階段のわきにスロープを設置している。
新潟県	佐渡市	A	議場や委員会室等、議会フロアはフラットスペースとなっている。傍聴席入口にスロープ、手すりを設置している。また、多目的トイレを配置ている。
新潟県	魚沼市	A	議場の傍聴席に磁気ループを設置している。
富山県	富山市	F	傍聴席に車椅子スペースを設置している。また、傍聴席における手話通訳の実施（傍聴希望日の５日前までに申込みが必要）。
富山県	氷見市	A	議事堂フロアのバリアフリー化、傍聴席への通路のスロープ設置。
富山県	滑川市	A	傍聴者席のバリアフリー化として、入口の段差を解消した。
富山県	黒部市	A	車いす用のスロープあり。手話通訳を導入している。
富山県	南砺市	A	車椅子対応トイレ、エレベーター、スロープが整備されておりバリアフリー化されている。
石川県	金沢市	F	車椅子の方が傍聴席に入るためのリフトやスペースを設置している。傍聴席に手話通訳、要約筆記を配置している。（事前に希望があった場合）
石川県	小松市	C	議場のスロープ、手話通訳、車いす用傍聴席（２席）、傍聴者用案内（点字）を設置。
石川県	輪島市	A	議場及び傍聴席のバリアフリー化(手すり及び車椅子席の設置、車椅子用リフトの設置)、手話通訳士の設置(予約制)。盲導犬を同伴しての傍聴を可能にした。弱視の障害のある方用のモニターの設置。ライブ字幕の導入。
石川県	加賀市	B	車椅子対応の議席を整備している。
石川県	羽咋市	A	車椅子対応の傍聴席。多目的トイレの設置。
石川県	白山市	C	本会議場に手話通訳士の配置。
石川県	かほく市	A	傍聴者（希望者）への手話通訳を導入。
石川県	能美市	A	本会議での手話通訳の配置。議会フロア及び傍聴席までの車椅子対応可。
石川県	野々市市	B	傍聴の申し出があった場合、磁気ループの設置及び手話通訳の配置を行っている。
福井県	福井市	D	議場のバリアフリー化として車椅子対応の議席の設置や昇降機能付きの演壇等を設置。傍聴席に車椅子対応の席を設置。
福井県	敦賀市	B	演壇、質問席、議員及び理事者席の前列を車椅子に対応するためフラットにしている。傍聴席の出入口にスロープを設置している。議場の傍聴席に磁気ループシステムを導入しており、希望者には傍聴受付時に磁気ループ受信機の貸出を行っている。
福井県	越前市	B	採決の際に起立に加えて挙手を導入している。
福井県	小浜市	A	車いすの方が傍聴できるよう一部スロープを設置。
福井県	大野市	A	議場や委員会室等、議会フロアはフラットスペースであり、傍聴者、議員ともに車イスでの入場が可能である。傍聴者からの事前申し出により、手話通訳の配置が可能である。
福井県	鯖江市	B	議場のバリアフリー化として、入り口から議員席までの通路、傍聴席までの通路はスロープになっている。
福井県	あわら市	A	障がい者用トイレの設置。傍聴席までの段差フリー。車いす用傍聴席の設置。
福井県	坂井市	B	議場をフラット化した。議場での傍聴の際にFM傍聴支援システムを貸し出している。
長野県	長野市	E	傍聴席に磁気ループ補聴システム及び車椅子利用者用スペースを設置している。傍聴席で手話通訳や要約筆記のサービスが利用できる。議員席はスロープになっている。
長野県	松本市	D	傍聴席に車椅子用の席を設けている。手話通訳、要約筆記や盲導犬については、制限等を設けていない。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
長野県	上田市	C	議場のバリアフリー化、ヒアリングループの設置。傍聴席へのスロープや車椅子席の設置。傍聴者へのヒアリングループ受信機の貸出。
長野県	岡谷市	A	議場傍聴席に車椅子対応席を設置している。傍聴用に集音器の貸し出しを行っている。
長野県	飯田市	B	議場のバリアフリー化、傍聴者用に磁気電動ループを配備。
長野県	諏訪市	A	傍聴者用階段昇降機を配備している。
長野県	須坂市	A	本会議傍聴者の利便性を図るため手話通訳の対応している。希望者は所定の様式により３日前までに申請することとしている。
長野県	伊那市	B	傍聴席へのＥＶ設置。必要に応じて手話通訳を用意する。
長野県	駒ヶ根市	A	車椅子対応の傍聴席がある。
長野県	中野市	A	傍聴席には車椅子の方でも傍聴できるようにスロープおよび車椅子対応の席が整備されている。申出による手話通訳の対応や音声受信機（磁気ループ受信機）の貸出を行っている。
長野県	飯山市	A	車椅子の傍聴者用に昇降機を設置している。
長野県	茅野市	B	傍聴席に視覚障碍者用のヘッドフォン設置がされている。
長野県	塩尻市	B	傍聴席に車椅子用スペースを設け、手話通訳、要約筆記の対応を行っている。
長野県	佐久市	B	傍聴席までエレベーター及びスロープを設置している。また、事前申込制で手話通訳及び要約筆記を配置している。
長野県	東御市	A	議会フロアにおいて車いす移動ができるよう、スロープを設置している。多目的トイレを設置いている。
長野県	安曇野市	B	傍聴席にスロープや車いす用の席を設置している。また、磁気ループ及び議会音声用イヤホンジャックを設置している。
東京都	八王子市	G	議場のバリアフリー化として、車いす用のスペースを設置している。また、手話通訳及び要約筆記希望者には希望日の7日前まで連絡があれば、配置をしている。
東京都	立川市	C	補聴機器の貸し出しを行っている。
東京都	武蔵野市	C	希望者には手話通訳又は要約筆記を行う（事前申込み制）。傍聴席に車椅子スペースを設けている。
東京都	三鷹市	C	予め傍聴者から手話通訳の希望があった場合は手話通訳者を手配する。また、筆談ボードを設置している。車いす利用の傍聴者が本会議を傍聴する場合、段差が少ない特別傍聴席へ案内している。庁内テレビによる視聴を希望した際は、庁内テレビを設置した部屋へ案内している。議場内傍聴席でのモニターによる字幕表示を実施している。
東京都	青梅市	C	磁気誘導無線装置の設置、議場傍聴席への車椅子席、他目的トイレの設置、議場傍聴席までのバリアフリー化。
東京都	府中市	D	車いす利用者のために、議場をバリアフリー化している。傍聴席へのスロープ手話通訳や要約筆記（要事前申込み）を実施。
東京都	昭島市	C	第１回定例会の本会議初日に手話通訳及び要約筆記を行っている。傍聴席に階段を使わずに入場することができる。傍聴席に車いす利用の傍聴者用のスペースがある。疾病により発声が困難になった議員の、本会議における一般質問や委員会質疑等について、事務局職員による代読を行っている。
東京都	調布市	D	傍聴者への手話通訳及び要約筆記(ノートテイク)の配置。本会議の傍聴者用に車いす及び介護者の席を設置。
東京都	町田市	F	議場のバリアフリー化として、演壇へのスロープを設置し、演壇は上下可動としている。傍聴者対応としては、傍聴フロアへのエレベーター、車椅子対応の傍聴席、耳の不自由な方に対して磁気ループの設置をしており、補聴器の貸し出しもしている。また、事前の申し込みで、傍聴者に対し、手話通訳、要約筆記を配置している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
東京都	小金井市	C	日曜議会、議会報告会で手話通訳を配置している。配慮が必要な議員に対し、議会活動に必要な支援介助をうけることができるよう、議会活動支援介助委託料を予算措置している。
東京都	小平市	C	傍聴席に車椅子用のスペースがある。傍聴席に磁気ループを設置している。申込みがあれば、傍聴席に手話通訳を配置している。
東京都	日野市	C	・傍聴席に車いす対応のスペースを設けている。 ・毎定例会の市長の行政報告等の際、手話通訳者を配置している。 ・当初予算、決算審議がある定例会最終日の会派代表者による意見の際、手話通訳者を配置している。
東京都	東村山市	C	手話通訳を導入。
東京都	国分寺市	C	傍聴の際に、手話通訳者または要約筆記者を派遣する（要事前予約）。盲導犬、聴導犬、介助犬と一緒に傍聴も可能。
東京都	国立市	B	希望により、傍聴者向けの手話通訳者を設置している。また、車いす対応の傍聴席を設置している。
東京都	福生市	B	・議場に車いす用階段昇降機を設置している。 ・議場にヒアリングループを導入している。 ・手話通訳者を予算化し、依頼があれば対応できるようにしている。
東京都	狛江市	B	傍聴席に、車いす用スロープ、車いす用スペース、磁機ループ（イヤホン貸出）を設置。傍聴席入り口近くにだれでもトイレ設置。申し出があれば手話通訳を手配。「UDトークアプリ」を用いた、本会議中継の字幕配信。
東京都	東大和市	B	車椅子使用席の設置。
東京都	清瀬市	B	傍聴席にヒアリングループを設置している。議場の入口に車いす用のスロープを設置している。傍聴席の一部に車いす用の傍聴スペースを設置している。
東京都	東久留米市	C	補聴器誘導システムを傍聴席に設置し、希望者に専用イヤホンの貸し出しを行っている。手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っている。ただし、申し込み後の手配のため予約状況によっては派遣不可の場合あり。
東京都	武蔵村山市	B	議場の傍聴席に車いすで傍聴できるスペースがあるほか、車いす用トイレが傍聴席のフロアに設置されている。
東京都	多摩市	C	議会本会議の一場面において手話通訳者を配置した。
東京都	稲城市	B	車椅子対応の昇降機及び演壇へのスロープの設置、傍聴者から依頼があった際の手話通訳の手配。
東京都	羽村市	B	聴覚障害者向けの筆談対応を行う表示を行っている。
東京都	あきる野市	B	議場のバリアフリー化として傍聴席へのスロープや車椅子対応席を設置している。
東京都	西東京市	D	車椅子対応傍聴席、手話通訳者または要約筆記による傍聴を導入。
東京都	千代田区	B	傍聴席に車椅子スペースを設置。聴覚障害対応（磁気ループ、文字配信）。
東京都	港区	D	議場のバリアフリー化、磁気ループ、議場に手話・字幕モニター設置、手話通訳者設置（希望者）、議会中継に手話・字幕を表示
東京都	新宿区	E	議場傍聴席に車いすスペースを設けている。議場にヒヤリングループシステムを設置し、受信機の貸し出しも行っている。傍聴に際し、事前に申し出があれば手話通訳者、要約筆記者の配置を可能としている。
東京都	文京区	D	希望する聴覚障害者等に対して、傍聴時に手話通訳を行っている。
東京都	台東区	D	傍聴者への手話通訳者の配置（申し込み制）議事堂内の廊下への手すりの設置。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
東京都	墨田区	D	（１）本会議及び委員会において、傍聴者の必要に応じ、手話通訳者を配置している。 （２）本会議及び委員会において、傍聴者の必要に応じ、携帯型磁気ループシステム貸し出している。 （３）本会議場に、字幕モニターを設置している。 （４）本会議場に、車椅子用の傍聴席を設置している。委員会室は、傍聴席全体がフラットになっている。
東京都	江東区	G	議場及び委員会室：ヒアリングループを設置している。 議場：音声認識システムモニターを設置している。
東京都	品川区	F	会議の補聴器貸出し。会議の手話通訳者派遣。本会議の音声文字化タブレット端末貸出し。議場の傍聴席段差解消。議場の傍聴席車椅子スペース設置。会議の車椅子の貸出し。議会ホームページの文字サイズ変更や、読み上げ機能など。
東京都	目黒区	D	傍聴者からの希望により、手話通訳者を配置している。
東京都	大田区	G	車椅子用傍聴席の設置。FM補聴器システムの貸出。手話通訳者の配置。音声認識文字変換ツール（UDトーク）の導入。
東京都	世田谷区	G	傍聴者から手話通訳の希望があった際、通訳者を手配している。
東京都	渋谷区	D	車いすのまま傍聴できるスペースあり。議会中継に手話通訳の映像を付して配信。
東京都	中野区	E	障害者に関連する議案や陳情の採決の際に、手話通訳の派遣や、全会一致であるが起立による採決を行うなどの配慮を行った。
東京都	杉並区	G	傍聴に当たって、申込みにより手話通訳を配置している。会議の音声が聞き取りにくい方に傍聴用ヘッドホン（有線・無線）を貸し出している。（本会議場）
東京都	豊島区	D	・議会中継における手話通訳の実施。 ・本会議場の傍聴席に車椅子スペースを設置。 ・磁気ループの設置。
東京都	北区	E	議場のバリアフリー化として固定座席を一部撤去し車椅子傍聴席を設置している。申し込みがあった場合の手話通訳者の派遣を行っている。
東京都	荒川区	D	傍聴席に車椅子の専用スペースを設けている。事前の申し出により手話通訳者の配置に対応している。
東京都	板橋区	G	・携帯型ヒアリングループシステムを導入している（希望制）。 ・手話通訳を実施している（希望制）。 ・本会議場、委員会室の傍聴席に車椅子のスペースを確保している。
東京都	練馬区	G	申請があれば、傍聴席に手話通訳を配置している。議場傍聴席に字幕表示するモニターとヒアリングループを設置している。
東京都	足立区	G	議場の演壇にリフトを設置し車いすで登壇できるようにしている。本会議、委員会において傍聴者から事前に希望があれば手話通訳を配置している。本会議、委員会において傍聴者から事前に希望があれば磁気ループを設置している。
東京都	葛飾区	F	・本会議の傍聴で希望者に手話通訳を配置している。 ・議場の質問席にスロープを設置している。・昇降機を設置している。
東京都	江戸川区	G	希望者に対し、議場及び委員会室の傍聴席にヒアリングループを設置し、受信機の貸出も行っている（事前申請制）。議場傍聴席に手話通訳用モニターを設置している。本会議では他の部屋で映像による傍聴を可能にしている。議場傍聴席に階段昇降車を導入している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
神奈川県	横浜市	H	【傍聴者向け】 ・手話通訳・要約筆記通訳　申し込み（※）があった場合に実施している。※傍聴予定日の7日前（土日・祝日除く）まで ・発言のリアルタイム文字表示　本会議場及び大会議室に設置されているモニター（常設）にて実施している。申し出により、音声認識による文字表示のためのタブレットの貸出も実施している。 ・本会議場議員席に車いす用１席設置。傍聴席に車いす用８席設置。 ・聴覚障害者用にヒアリングループ装置を本会議場、各委員会室の傍聴席に設置。 ・バリアフリートイレを本会議場傍聴席のあるフロアに１か所設置。
神奈川県	川崎市	H	高齢者や聴覚障がい者がいつでも傍聴しやすい環境を整備するため、議場傍聴席にモニターを設置し、設置したモニターへAIを活用した音声認識システムによる議場における発言をリアルタイムで字幕表示させる取組を行っている。議場及び委員会室に難聴者の聞こえを支援する設備であるヒアリングループを導入している。事前申し込みによる手話通訳者の派遣等を実施している。議場のバリアフリー化として議席や演壇に移動する際の段差をなくした。
神奈川県	相模原市	H	傍聴席に車いすのまま傍聴できる特別傍聴席を設置している。希望者に対し、補聴器の貸出しを行っている。傍聴席に音声認識表示システムのよる字幕表示モニターを設置している。
神奈川県	横須賀市	E	本会議場に車椅子使用者席を設けている。本会議において手話通訳者を配置している。
神奈川県	平塚市	D	議場、傍聴席のバリアフリー化として、スロープ、点字ブロック、車いす対応の傍聴席エリアを設置している。議席も車いす対応をしている。
神奈川県	鎌倉市	C	議場の一部議席について、椅子を取り外し車椅子が入れるようにした。
神奈川県	藤沢市	F	事前申込により、傍聴において手話通訳と要約筆記を配置できる。
神奈川県	小田原市	C	傍聴席に車いす専用スペースを設置した視覚に障がいのある方に向け、市議会だよりを音声化した。
神奈川県	茅ヶ崎市	D	議場のバリアフリー化として、スロープを設置している。磁気ループの使用が可能。
神奈川県	逗子市	B	車椅子用の傍聴席を設置し、傍聴席まではバリアフリー化している。
神奈川県	秦野市	C	傍聴席に車いす用のスペースを設置。
神奈川県	厚木市	D	ロビーに議会だよりの点訳を配置している。
神奈川県	大和市	D	傍聴席入口からスロープあり。
神奈川県	伊勢原市	C	傍聴席に手話通訳の配置が必要な場合は、障がい福祉課に要相談。
神奈川県	海老名市	C	議場のバリアフリー化として演壇へのスロープを設置している。傍聴席には車いす用スペースを設置している。
神奈川県	座間市	C	傍聴席に車椅子対応のスペースを設置している。
神奈川県	南足柄市	A	傍聴席で手話通訳の対応ができる。
神奈川県	綾瀬市	B	・議場のバリアフリー化として、演壇へのスロープや車椅子の方でも傍聴できるよう傍聴席に広いスペースを確保している。 ・希望すれば手話通訳をつけることも可能となる。
山梨県	甲府市	C	議会フロアにエレベーター、手すり、スロープ、点字ブロックを設置している。議場内にスロープを設置しており、車いすを使用する方でも支障なく移動することができる。傍聴時においては、希望者にヒアリングループ（磁気ループ）の貸出を行っており、また、事前に申請をいただいた際には手話通訳者や要約筆記者の派遣依頼を行う。
山梨県	韮崎市	A	傍聴席がバリアフリー化している。聴覚障害者から希望があった場合、手話通訳派遣依頼を行う。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
山梨県	甲斐市	B	傍聴席入口にスロープを設置。車椅子用の傍聴スペースを確保。必要に応じ手話通訳を派遣。 傍聴席に字幕モニターを設置。
山梨県	笛吹市	B	市議会議事堂１階ロビーに議会中継を見ることができるモニターを設置している。
山梨県	上野原市	A	バリアフリー化として、傍聴席へ向かう通路にスロープや手すりを設置している。
山梨県	山梨市	A	議場の傍聴席をバリアフリー化している。
山梨県	中央市	A	傍聴席に車いす用の昇降機と傍聴スペースを設置している。
茨城県	水戸市	D	議場のバリアフリー化（議席，演壇等へのスロープを設置）。議場傍聴席への車椅子席（４席）の確保。磁気ループの導入。手話通訳者の配置（傍聴を希望する日の５日前までに申請が必要）。
茨城県	日立市	C	議場をバリアフリー化しており、傍聴席に2名分の車椅子席を設置している。議場の近くにバリアフリートイレを設置している。
茨城県	土浦市	C	議場のバリアフリー化としてスロープの設置。傍聴席の車いす対応席の設置。
茨城県	古河市	C	議場のバリアフリー化として演壇のスロープ、車椅子対応の議席を設置。
茨城県	石岡市	B	議場の傍聴席にスロープとヒアリングループを設置している。
茨城県	結城市	A	傍聴者用に磁気ループ受信機の貸し出しを行っている。
茨城県	龍ケ崎市	B	議場内に車いす用傍聴席を設置している。
茨城県	下妻市	A	議場のバリアフリー化をして議席へのスロープや車椅子対応の質問席等を設置した。また、傍聴席もバリアフリー化しスロープを設置するとともに、難聴者のためにヒアリングループ専用受信機を備えている。
茨城県	常総市	B	車椅子での傍聴が可能。
茨城県	常陸太田市	A	車椅子用の傍聴用出入口・リフト・車椅子用傍聴席を設置している。
茨城県	高萩市	A	議場のバリアフリー化としてスロープや車椅子対応の傍聴席を設置している。
茨城県	北茨城市	A	議場でのスロープ設置が可能である。
茨城県	笠間市	B	議場のバリアフリー化としてスロープ、オストメイト対応、傍聴席への車いす用階段昇降機を設置音声を字幕化するシステムを導入し、傍聴席のモニター及びインターネットの中継映像に字幕を表示できるようにした。
茨城県	取手市	C	報道関係者席を聴覚等に障がいがある傍聴者の同行者が要約筆記者席としても使用できるようにしている。聴覚による傍聴の補助として、会議の音声を大きくしてイヤホンで聴くことができる携帯レシーバーを貸し出している。身体に障がいがある傍聴者には、バリアフリーで移動できる議会棟応接室にて、中継をモニターで見られるようにしている。
茨城県	牛久市	B	可動式スロープの設置及び杖等の保持が可能な器具の設置。
茨城県	つくば市	D	議場のスロープ化。車椅子対応の傍聴席の設置。傍聴席への音声認識文字表示システムの設置。
茨城県	守谷市	B	バリアフリー化のため、議場内に演壇までのスロープを設置しているほか、委員会室は段差がないようになっている。また，本会議場に車椅子利用者用の傍聴スペースを確保しており、事前申込みにより手話通訳者の派遣の対応をしている。
茨城県	常陸大宮市	A	傍聴席にスロープを設置してある。
茨城県	那珂市	B	議場に車いす対応の傍聴席を設置。
茨城県	筑西市	C	議場内のバリアフリー化としてスロープを設置。
茨城県	坂東市	B	傍聴席への通路に手すりやスロープを設置している。
茨城県	かすみがうら市	A	議場のバリアフリー化として傍聴席へのスロープや車椅子のままで傍聴できるスペースを確保している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
栃木県	宇都宮市	G	車椅子の方が使用できるトイレを各階に設置している。議場の傍聴席に車椅子の方専用のスペースを設けている。聴覚障がい者等が傍聴する際は、手話通訳の手配を可能としている。
栃木県	足利市	C	議場のバリアフリーの一環として、車椅子の方も傍聴できるよう簡易スロープを用意している。
栃木県	栃木市	C	車椅子用傍聴席の設置。
栃木県	佐野市	C	傍聴席の入口の前に車椅子用のスロープがあり、傍聴席に車椅子用の傍聴スペースを設けている。聴覚障がいのある傍聴者のために磁気ループを整備している。議場フロアに多目的トイレがある。
栃木県	鹿沼市	B	○車椅子席２席。 ○聴覚障害のある方、難聴の方などが会議音声を聞き取ることができるヒアリングループ受信機２０台を設置。
栃木県	日光市	B	手話通訳の配置。磁気ループ対応補聴器の貸し出し。
栃木県	小山市	C	議場のバリアフリー化として、スロープや車いす対応の傍聴席を設置した。
栃木県	真岡市	B	議場のバリアフリー化として、議員の控室から議場入口、１列目の議員席、演壇、質問席まで段差のない床となっており、議員席や傍聴席に、車椅子利用者用のスペースを確保している。演壇と質問席は専用のコントローラーで高さを調節することが可能で、座った姿勢にも対応することができる。傍聴席の床にヒアリングループのループアンテナが埋め込まれており、補聴器を「Tモード」に切り替える、または専用の受信機を使用することで鮮明な音声を聴き取ることができる。
栃木県	大田原市	B	傍聴席に手すりを設けている。
栃木県	那須塩原市	C	傍聴席への通路をスロープにしており、車いす使用者の傍聴スペースを設けている。
栃木県	さくら市	A	議場のバリアフリーのため、演壇、発言席は段差のない作りになっている。
栃木県	下野市	B	車いす対応の傍聴席を設置している。（３名程度）
群馬県	前橋市	E	傍聴希望者からの申込みにより、手話通訳者を配置する体制が整っている。議場、親子室、授乳室に磁気ループシステムを設置。傍聴席に車いす専用スペースを設置。登壇席と質問席の演台に昇降装置があり机の高さを調整できる。議場内をスロープにしている。
群馬県	高崎市	E	耳が聞こえにくい人のため、磁気ループと受信器を用意している。車椅子対応のため、議場の入口から議席まで段差のない構造で、取り外し可能な椅子を設置している。
群馬県	桐生市	C	通常、傍聴人の定員は、８０人であるが、桐生市議会傍聴規則の中で、介助者又は手話通訳者については、議長の許可を得た場合は、この限りではないとしている。
群馬県	伊勢崎市	D	車椅子対応議席。車椅子対応スロープの設置。車椅子対応傍聴席の設置。
群馬県	太田市	D	傍聴席に車椅子専用スペースを設置している。傍聴席に難聴者用ヒアリングループを設置している。
群馬県	沼田市	A	議場に段差がない。傍聴席の入口はスロープとなっており、車いすのまま入場及び傍聴可能。傍聴席に難聴者対応の磁気ループを設置しており、補聴器の貸し出しも行っている。
群馬県	館林市	B	傍聴時には、エレベーター等で移動し、車椅子でも傍聴できる。事前に要望があれば、手話通訳の対応ができる。
群馬県	渋川市	B	聴覚障害者及び音声言語障害者の円滑な議会傍聴のため、申請により手話通訳を実施している。
群馬県	富岡市	A	議場のバリアフリー化として、傍聴席のスロープ及び車いす用のスペースを確保している。議席についても車いすに乗ったまま発言できるよう発言席を用意している。
埼玉県	さいたま市	H	議場のバリアフリー化として、聴覚障害者向け磁気ループへの対応、議場内の段差解消、車椅子対応の上下昇降式演壇、議席へのスロープ設置による車椅子に対応した議席を設けている。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
埼玉県	川越市	E	傍聴席に車いすの方のスペースを設けている。希望に応じて手話通訳・要約筆記の対応を行っている。（要事前連絡）
埼玉県	熊谷市	C	傍聴席への入場のため昇降機を設置、また、手話通訳の派遣、磁気ループの貸出を行っている。
埼玉県	川口市	G	議場のバリアフリー化として車椅子に対応するためフラットな床の演壇から議席までスロープ状とし、段差をなくした。また、傍聴席の一部に、補聴器・人工内耳を使用されている方に音声がはっきり聞こえる装置（ヒアリングループ）の設置と車椅子のスペースを確保している。
埼玉県	秩父市	B	傍聴席に車椅子席がある。傍聴者の申出により手話通訳、要約筆記の配置が可能。
埼玉県	所沢市	E	本会議及び委員会の傍聴とも申出により手話通訳の配置を行っている。傍聴席に車椅子使用者スペースを確保している。傍聴席の正面に字幕専用のモニターを設置した。また、ライブ中継の画面において、字幕機能を付け、情報アクセシビリティの向上を図った。
埼玉県	飯能市	B	本会議場に車いす対応の傍聴席を設けている。ホームページに「議会開会予定日の1か月前までの連絡で手話通訳を配置する」と案内している。
埼玉県	加須市	C	傍聴席に車いす専用スペースを設けた。
埼玉県	本庄市	B	ヒアリングループの設置、手話通訳の配置（事前連絡必要）。
埼玉県	東松山市	B	聴覚障害者の議会傍聴のため、事前申込みで手話通訳の利用ができる。
埼玉県	狭山市	C	議場に車椅子対応の傍聴席を用意している。事前の申し込みにより手話通訳者や要約筆記者を配置することとしている。音声が聞き取りにくい方への無線イヤホンの貸し出しを行っている。
埼玉県	羽生市	B	傍聴席に字幕モニター設置。議場にスロープ設置（傍聴者用）。
埼玉県	鴻巣市	C	手話通訳が必要な傍聴人に対し、市で契約している団体へ派遣を依頼している。
埼玉県	深谷市	C	傍聴席入口まで、スロープの設置。傍聴席内に、車いす用のスペースを設けている。傍聴席へのヒアリングループの設置。
埼玉県	上尾市	D	障害者用トイレを設置している。議場傍聴席に車椅子用スペースを2席設置している。議場傍聴席に難聴者用のヘッドホンを4つ設置している。議場傍聴席の階段に手摺りを設置している。
埼玉県	草加市	D	議場のバリアフリー化として、演壇へのスロープや車いす対応の議席を設置している。演壇等は昇降式になっており高さの調整が可能。傍聴席は磁気ループシステムを導入しているほか、一部防音室となっており、声が出てしまうような障がいのある方も傍聴ができるよう配慮している。手話通訳を希望する傍聴者に対しては手話通訳者の派遣を依頼している。
埼玉県	越谷市	E	議場傍聴席に車椅子席を設けている。議員席及び執行部席は固定式の椅子ではなく移動可能なキャスター付きの椅子となっている。希望者に対し手話通訳者、要点筆記者の派遣を行っている。
埼玉県	蕨市	B	議場、委員会室、傍聴席のバリアフリー化とヒアリングループの設置。
埼玉県	戸田市	C	議場傍聴席の階段の段差を軽減。車椅子対応の傍聴席を設置。議場内の音声を文字化し、閲覧できるモニターを傍聴席に設置。聴覚障害のある議員に、議場や委員会室等に手話通訳者を配置。また、申請に応じて、一般質問時に傍聴席に手話通訳者を配置。
埼玉県	入間市	C	傍聴者への配慮として、車椅子用の段差昇降機を設置。
埼玉県	志木市	B	視覚障害がある議員に対する、議場及び委員会室、全員協議会室内での読書拡大機の使用許可（議会運営委員会で決定）。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
埼玉県	和光市	B	・議場に車椅子対応の傍聴席を設置済み（車椅子２台分）。 ・耳の不自由な方が本会議の傍聴を希望される場合、手話通訳者又は要約筆記者の手配を行う（事前申込が必要）。 ・スピーカーから直接音声を聴くためのイヤホンを貸与する（議場の傍聴席のみ、４人まで）。
埼玉県	新座市	C	傍聴席の出入口から傍聴席までをスロープ及び手すりを設置している。車椅子用の傍聴スペースを設けている。難聴者用に磁気ループを設置しており、受信機を貸し出している。希望があれば手話通訳者と要約筆記者を準備している。
埼玉県	桶川市	B	議場内の通路にスロープを設置。希望により手話通訳者を配置している。
埼玉県	久喜市	C	傍聴席に車椅子利用者用の席を設置している。演壇又は委員会席付近などに手話通訳者を配置している（事前申し込みが必要）。
埼玉県	北本市	B	傍聴席に車いす対応スペースを設置している。
埼玉県	三郷市	C	傍聴席にライブで発言を表示する字幕モニターを設置し、希望があれば手話通訳を依頼している。車いすスペースは、約３台分保有している。
埼玉県	蓮田市	B	車椅子対応の傍聴席の設置。議場のバリアフリー化として演壇へのスロープの設置。傍聴希望者からの事前申し出により手話通訳者を手配する。
埼玉県	坂戸市	B	傍聴席は車椅子でも利用可能。事前に希望があれば傍聴の際に手話通訳を派遣している。
埼玉県	鶴ヶ島市	B	車椅子への対応として、スロープ及び席の設置がある。また、要望があれば、傍聴席で手話通訳の派遣を受けられる。
埼玉県	日高市	B	傍聴席にスロープがあり、車いすで入場できる。傍聴席の一部にイヤフォンジャックがあり、耳が遠い方への対応をしている。
埼玉県	吉川市	B	・議場は段差のないフラットな構造としている。 ・段差のある議長席付近はスロープを設置している。 ・事前に希望があった場合、手話通訳を手配している。
埼玉県	ふじみ野市	C	議場傍聴人の定数４２人のうち、４人を車椅子席としている。議場傍聴席に磁気ループの設置。階段昇降機の配備（議場傍聴席の入り口が階段の途中にあるため）。議会事務局職員の階段昇降機の操作講習受講。
埼玉県	白岡市	B	議場のバリアフリー化として、車椅子の方が傍聴できるスペースを設けている。議場と同じ階に多目的トイレを設けている。
千葉県	千葉市	H	議場のバリアフリー化として、議員席最前列の両端の奥行を広くとり、車いす対応席としているほか、最前列の席と演壇、質問席の段差をなくしている。演壇は車いす利用者に対応した高さの天板を引き出すことができる。傍聴席には、車いす用のスペースを２台分確保しているほか、乳幼児やその保護者なども傍聴できるように特別傍聴席（個室）を２室用意している。また、聴覚障害のある傍聴者への対応として、手話通訳者や要約筆記者を手配できる体制を整えているほか、ヒアリングループを設置している。ヒアリングループについては、傍聴席及び記者席で使用が可能であり、希望者には受信機の貸し出しも行っている。
千葉県	市川市	F	議場をバリアフリー化している。（段差の解消など）傍聴席に車いす専用席を設けている他、聴覚障がい者向けに、ヒアリングループ受信機の貸し出しを行っている。
千葉県	船橋市	G	車椅子用の傍聴席の設置、ヒアリングループの設置、傍聴席での手話通訳の派遣、傍聴席のスピーカーの設置。
千葉県	館山市	A	議場廊下に手すり、傍聴席入口にスロープを設置している。
千葉県	木更津市	C	議場のバリアフリー化。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
千葉県	野田市	C	議場内で一部スロープがない部分には必要に応じ簡易スロープを設置している。また傍聴席においては、ヒアリングループをつなげられるようイヤホンジャックを設けている。さらに手話通訳者の派遣依頼があった際、対応できるように傍聴席にスペースを確保している。
千葉県	茂原市	B	傍聴席のスロープの設置。議会報告会時に手話通訳者を配置。
千葉県	成田市	C	傍聴者が手話通訳又は要約筆記を希望した場合、議長は手話通訳者又は要約筆記者の確保に努めるものとしている。また、犬を携行している場合であっても、身体障害者補助犬を同伴している場合は、傍聴を認めている。
千葉県	佐倉市	C	傍聴席に車椅子用スペースがある。難聴者向けに、傍聴席にイヤホンジャックを設置している。事前申し込みのうえ手話通訳。
千葉県	旭市	B	議場出入口及び床のフラット化、車椅子対応の議席及び傍聴席の設置、傍聴席への通路の手すり設置及びスロープ化、議場フロアトイレ内へのバリアフリートイレ設置。
千葉県	習志野市	C	議場のバリアフリー化として演壇・議席等へのスロープを設置している。また、難聴の方に配慮した磁気ループ補聴システムの完備や手話通訳者の派遣、車椅子の方用の特別傍聴室を設置している。
千葉県	柏市	F	議場の傍聴席に車椅子対応のスペースを設置。委員会室の議員席を車椅子対応としている。
千葉県	市原市	D	車椅子専用傍聴スペース、傍聴席に磁気ループ（補聴器誘導システム）の設置。
千葉県	流山市	D	難聴者に対応するため、傍聴席に磁気ループを設置している。また聴覚障害者に対応するため、令和元年９月より議場及びインターネット本議会中継に手話同時通訳を導入している。また、傍聴者席へのスロープを設置した。
千葉県	八千代市	D	希望により委員会傍聴時に磁気誘導ループを設置している。
千葉県	鎌ケ谷市	C	車椅子対応の傍聴席。聴覚障がい者が傍聴を希望する場合、手話通訳者を配置している。
千葉県	君津市	B	議場の一部段差解消（スロープの設置）。
千葉県	富津市	A	多目的トイレを議場の近くに設置している。傍聴席をバリアフリー化し車椅子で傍聴可能としている。
千葉県	浦安市	C	傍聴席にヒアリングループ、車いす使用者席の設置。
千葉県	袖ケ浦市	B	議会フロア及び議場内におけるスロープの設置。
千葉県	印西市	C	傍聴席入口に車椅子昇降機を設置している。
千葉県	白井市	B	議席・傍聴席に車いす用の席を配置している傍聴者に磁気誘導ループシステムイヤホンを貸し出している。
千葉県	富里市	A	議場のバリアフリー化として、傍聴席入口に昇降機を設置している。
千葉県	大網白里市	A	議場の一部をバリアフリー化している。
静岡県	静岡市	H	議場のバリアフリー化として議員席へのスロープを設置した。傍聴席に赤外線補聴システムを設置している。傍聴予定の希望者に対し、手話通訳者の派遣依頼を行っている。
静岡県	浜松市	H	代表質問、一般質問の際傍聴者から希望があれば、手話通訳・要約筆記者の派遣について対応している。
静岡県	沼津市	C	傍聴席に向かう通路へのスロープ設置、バリアフリートイレの設置。
静岡県	熱海市	A	傍聴席のバリアフリー化として、傍聴席入口から傍聴席までの通路にスロープを設置している。
静岡県	三島市	C	議会映像においてライブ配信に限り、字幕の付与を行っている。
静岡県	富士宮市	C	傍聴者に対し助聴器の貸し出し。車椅子用傍聴スペースの確保。議場の一部バリアフリー化としてスロープを設置し車いすで議席に移動できるようにしている。
静岡県	島田市	B	議場のバリアフリー化として演壇への段差をなくすとともに、車椅子対応の議席を設置した。傍聴席に車椅子用スペースを設置した。議場の椅子を可動式とし、車椅子の場合でも議席に在席できるようにした。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
静岡県	富士市	D	車椅子対応の傍聴席の設置。議場へのスロープの設置。
静岡県	磐田市	C	議場内スロープ、車椅子対応の傍聴席の設置。議長の演壇にステップと手すりの設置。
静岡県	焼津市	C	車イス対応の議席を設置した。
静岡県	掛川市	C	本会議への手話通訳設置。
静岡県	御殿場市	B	議場と傍聴席のバリアフリー化。議場と傍聴席の近くに多目的トイレ設置。
静岡県	袋井市	B	本会議を傍聴される際に、手話通訳・要約筆記を希望される方は、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。身体障害者補助犬を同伴する者は、車椅子席において傍聴できる。車椅子に乗ったまま本会議の傍聴ができるよう車椅子段差解消機を導入している。耳の聞こえにくい方には、赤外線補聴システムを貸し出して、音声が聞き取りやすくなる。
静岡県	裾野市	A	傍聴席までのスロープを設置済み。
静岡県	伊豆市	A	車椅子用の傍聴席を設置している。
静岡県	菊川市	A	車椅子対応の傍聴席を設置している。
静岡県	牧之原市	A	傍聴席にスロープや車椅子対応の席を設置している。
愛知県	名古屋市	H	・議場のバリアフリー化として、議場入り口及び演壇へのスロープを設置している。議席に関しては、備え付けの椅子を除くことで、車いすで席に着くことができるスペースを確保した。 ・本会議の傍聴席においては車椅子専用のスペースを6席分設けているほか、階段を使用せず傍聴手続きをすることができるように、バリアフリー受付を設置している。 ・本会議において、必要に応じて手話通訳の手配、難聴者用磁器ループの貸出しを行っている。 ・手話通訳を必要とする本会議・委員会の傍聴に関する申し合わせにより、聴覚障害者が委員会を傍聴する場合、傍聴席において手話通訳を行うことを認めている。手話通訳者について、必要がある場合には、傍聴予定日の５日前までに議長に申し出るものとする。 ・身体障害者補助のための介助犬等の帯同を認めている。
愛知県	豊橋市	E	・申込みがあれば、傍聴の際に手話通訳者を派遣している。 ・盲導犬を伴った傍聴の申込みがあった場合はこれを認め、傍聴席への案内は事務局職員が行う。 ・傍聴席に、身体障害者車椅子席を設置している。
愛知県	岡崎市	E	車いすスペースの設置、手話通訳・要約筆記（要事前予約）、ヒアリングループ（磁気誘導ループ）設置（要事前予約）、点字資料の提供（要事前予約）。
愛知県	一宮市	E	・傍聴予定日の５日前までに申請いただくことにより、手話通訳者を配置。 ・軽度難聴者用に赤外線補聴器を貸し出し。
愛知県	瀬戸市	C	議場のバリアフリー化として、傍聴席へのスロープを設置（平成２６年）。
愛知県	半田市	C	議場のバリアーフリー化として車椅子対応の議席を設置している。傍聴席者に対し必要に応じて手話通訳者を配置している。
愛知県	豊川市	C	傍聴席入口に車椅子を配備し、傍聴席に車椅子スペースを確保している。また、傍聴席に上がる階段での車椅子利用者の昇降を職員が支援している。
愛知県	春日井市	E	議場の傍聴席に車いす席を用意している。
愛知県	津島市	B	スロープを設置し、車椅子対応の傍聴席を設置している。
愛知県	碧南市	B	車椅子対応の傍聴席がある。
愛知県	刈谷市	C	事前申し込み制で手話通訳を配置している。
愛知県	豊田市	F	代表質問、一般質問の配信映像に手話通訳者のワイプを挿入。傍聴席に車いす対応席を設置。傍聴席への手話通訳、要約筆記者の手配。
愛知県	安城市	C	傍聴に関する取扱い要綱で　傍聴者から事前に申し込みがあれば、手話通訳者または要約筆記者を置くことができるとしている。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
愛知県	西尾市	C	西尾市議会の会議において、手話通訳を申請できる。議場での車椅子の方専用の傍聴席を設置。議場での聴覚障害がある傍聴者のため、音声文字化システムを設置。
愛知県	常滑市	B	毎年12月議会の一般質問の際に手話通訳者を議場に配置.音声認識システムによる議場での発言の文字起こし。傍聴席入り口にスロープ。車いすに対応できる演壇の導入。イヤホンによる音声援助システムの導入。
愛知県	犬山市	B	本会議録画配信映像に字幕を付与した。
愛知県	蒲郡市	B	議場において車椅子対応の傍聴席の設置。
愛知県	江南市	B	議場へのバリアフリー化として車椅子対応の傍聴席を設置している。
愛知県	小牧市	C	傍聴者に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っている（要事前予約）。
愛知県	稲沢市	C	議場に可動式のスロープを設置しており、車椅子の傍聴に対応できるようにしている。傍聴者が手話通訳を必要とする場合には、手話通訳者の派遣申請を行う。
愛知県	新城市	A	傍聴席までの通路にスロープを設置し、車椅子対応としている。音声受信器を貸し出し、難聴者に対応している。
愛知県	東海市	C	議場における車イス専用傍聴席の設置。
愛知県	大府市	B	傍聴席に車椅子席がある。傍聴希望者から手話通訳・要約筆記の依頼があった場合、手話通訳者・要約筆記者の派遣を依頼している。
愛知県	知多市	B	傍聴席があるフロア（エレベーターの設置なし）へ上がるための階段昇降機を設置している。傍聴者が希望すれば手話通訳、要約筆記を手配している。
愛知県	尾張旭市	B	傍聴席に車いす用昇降機を設置している。
愛知県	高浜市	A	本市の議場は、全面フラットな構造となっている。
愛知県	岩倉市	A	スロープがあり、傍聴席までバリアフリー。手話通訳を手配可能（事前予約）。傍聴席に車いすスペースあり。
愛知県	日進市	B	傍聴者用の手話通訳を予算化している。
愛知県	田原市	B	議場、委員会室の傍聴席は車椅子対応となっている。
愛知県	愛西市	B	議場・委員会室はバリアフリー化されている。手話通訳が必要な方へ、福祉制度の活用を紹介している。
愛知県	清須市	B	傍聴席にスロープ及び車椅子専用スペースを設けている。
愛知県	弥富市	A	傍聴席に車いす席を２席配置している。車いす対応の議席を設置している。
愛知県	みよし市	B	傍聴席に車椅子席あり。事前申込により手話通訳を手配。
愛知県	あま市	B	議場の床はフラットフロアとし、議席は可動式としている。傍聴席も入口がフラット方式となっており、車いすの出入りが可能であり、車いすスペースを設置している。また、難聴者向けの磁気ループシステムを設置している。
愛知県	長久手市	B	傍聴席入口に必要に応じて設置できるスロープを用意。傍聴席に手話通訳（要予約）。
三重県	津市	D	議場のバリアフリー化として、車椅子対応の演壇・傍聴席や難聴者用磁気ループを設置している。事前の申込みにより、手話通訳や要約筆記の利用が可能。
三重県	四日市市	E	・議場の演壇へのスロープ設置や傍聴席の一部をバリアフリー化する等の対応をしている。
三重県	伊勢市	C	議場のバリアフリー化としてスロープや車椅子対応の席を設置した。傍聴時、希望があれば手話通訳を配置している。
三重県	松阪市	C	議場改修時に議場を車いすで移動し、演壇に車いすで入れるように改修を行った。
三重県	伊賀市	B	傍聴席に車椅子対応席がある。また、手話通訳（希望時）を実施している。
三重県	鈴鹿市	C	一部の議員席が車いす対応可能となっている。車いす用昇降機を設置するなど傍聴席のバリアフリー化を図っている。音声が聞き取りにくい傍聴者へヘッドホンを貸し出している。
三重県	名張市	B	傍聴席に車椅子用スペース。手話での通訳（事前申込要）。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
三重県	亀山市	A	車椅子を利用する傍聴者に対応するため、スロープを設置している。
三重県	鳥羽市	A	車椅子用傍聴席を設置している。
三重県	いなべ市	A	エレベーターの設置、階段手摺の点字、棟内スロープ、バリアフリートイレ、集音器など。
三重県	志摩市	A	議場傍聴席のバリアフリー化としてスロープや車椅子用のスペースを確保している。また、補聴器の貸し出しを行っている。
岐阜県	岐阜市	F	議場にスロープや車椅子対応の議席、昇降機能付きの演壇が設置されている。また、傍聴席にヒアリングループや車椅子対応スペース、傍聴席への導線に専用エレベーターが設置されている。
岐阜県	大垣市	C	議場のバリアフリー化として議長席、議員席など議場内の移動はスロープ等の設置により段差解消を図っている。演壇は、車椅子対応用に高さの調整ができる。傍聴席に車椅子対応席の設置や補聴システムを導入している。
岐阜県	高山市	B	傍聴席の最前列に難聴者ユニットの設置、後方左右に車椅子席。傍聴者の事前申し出により手話通訳者・要約筆記者の手配。
岐阜県	関市	B	ヒアリングループの設置。
岐阜県	中津川市	B	議場について一部をスロープとし、車椅子対応の議席を設置した。委員会室に車椅子対応の席を設置した。
岐阜県	羽島市	B	令和３年１１月より庁舎及び議場が新しくなり、議場（議長席を除く）及び傍聴席はバリアフリー化し、希望があればＦＭ補聴器の貸し出しや手話通訳を実施している。
岐阜県	瑞浪市	A	傍聴席前の階段に昇降機を設置。段差には取り外し可能なスロープを備えている。
岐阜県	恵那市	A	議場のバリアフリー化として議場内（傍聴席への通路も含む）にスロープを設置した。傍聴席には車いすのまま傍聴することができるスペースを設けている。また、傍聴席に聴覚障がい者用の磁気ループ受信機を設置した。
岐阜県	各務原市	C	議場のバリアフリー化として、議員席の両端および傍聴者出入口がスロープになっている。傍聴席に車イス専用スペースや難聴者用ヒアリングループを設置している。傍聴席入口には点字ブロックが配置され、議会フロアには車イスの方などに向けた多目的トイレがある。
岐阜県	可児市	C	議場傍聴席に車いす用昇降機を設置している。議席に上がる際のスロープを設置。
岐阜県	山県市	A	傍聴席に車いす用スペースを設けている。
岐阜県	本巣市	A	傍聴席のバリアフリー化としてスロープ等の設置。
岐阜県	郡上市	A	議場の傍聴席までの通路をスロープにし、手すりを設置している。
岐阜県	海津市	A	議場のバリアフリー化として一般質問の質問席が昇降式となっており、車椅子での登壇が可能。また、傍聴席にも車椅子用の昇降機を設置している。
大阪府	大阪市	H	市会本会議傍聴者に対する手話通訳の実施。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
大阪府	堺市	H	○本会議場傍聴席内に車いす席を設置。 ○身体障害者補助犬の同伴を認めている。 ○聴覚障害のある傍聴者用に音声を文字化し表示するシステムを導入している。 ○「議事運営に関する要綱」第１０条第４項において以下のとおり規定し対応。本会議並びに運営委員会、常任委員会、特別委員会（予算・決算審査特別委員会及び予算・決算分科会を含む。）及び会議規則別表に規定する議会力向上会議の傍聴を希望する者が聴覚障害者である場合において、手話通訳又は要約筆記を必要とするときは、当該会議の５日前の日までに議長に申し出るものとし、当該申出のあったときは、議会は、手話通訳又は要約筆記を行う者を用意するものとする。 ○障害のある議員への合理的配慮について、議会運営委員会において以下の通り確認し、申し合わせる。・議会の会議において、障害のある議員に対し、合理的配慮を行うこととする。なお、その際は、議長において必要と認める合理的配慮を許可する扱い。・合理的配慮の具体的な内容については、実際にその必要が生じた際、個別の事象に応じて、議会運営委員会において協議することとする。
大阪府	岸和田市	C	議場、議会フロア、委員会室はバリアフリーとなっている。
大阪府	豊中市	F	議場のバリアフリー化として、スロープや演壇前に昇降機を設置している。また傍聴者に対しても昇降機を設置している。
大阪府	東大阪市	F	議場の傍聴席に車椅子対応の議席を設置している。本会議または委員会において、傍聴席で手話通訳を希望する方がいる場合のみ、手話通訳を配置している。
大阪府	池田市	C	議場のバリアフリー化傍聴席に車椅子用のスペースを設置傍聴時に手話通訳が必要な場合は配置（事前予約）。
大阪府	吹田市	E	議場の傍聴フロアにバリアフリートイレを設置している。傍聴希望日の７営業日前までに申込みがあれば、傍聴席に手話通訳を派遣している。本会議のインターネットのライブ中継において、音声認識AIを活用したリアルタイム字幕を表示している。
大阪府	泉大津市	B	傍聴席に車いす対応座席を設けている。事前申込制で聴覚障害のある傍聴者に手話通訳を実施している。
大阪府	高槻市	E	希望者については、手話通訳を派遣している
大阪府	貝塚市	B	必要に応じて手話通訳を配置､聴覚障害者用に音声を自動文字変換するシステムを導入。議場・協議会室をフラットにしている。傍聴席に車いす席を設けている。
大阪府	守口市	C	議場のバリアフリー化として、車椅子の方が傍聴できるよう、車椅子席を設置している。
大阪府	枚方市	E	段差解消機を設置し、傍聴席に車椅子用スペースを設けている。また、傍聴の際に希望があれば、手話通訳を配置している。
大阪府	茨木市	D	議場のバリアフリー化として、スロープを設置している。市長の施政方針説明の際、手話通訳を配置している。傍聴席へ車いす席を設置している。
大阪府	八尾市	D	車椅子の方が議場を傍聴できるように、車椅子用の傍聴席を設置している。また耳の不自由な方でも議会を傍聴できるように手話通訳者の手配も行っている。
大阪府	泉佐野市	B	手話通訳を事前申込みの場合に手配。一部の議員席を車いす席としている。
大阪府	寝屋川市	D	・議場に車椅子専用リフトを設置し、傍聴席に車椅子のスペース（２台分）を確保している。 ・聴覚言語障害者の申出に基づき、手話通訳を実施している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
大阪府	河内長野市	B	・傍聴席に車いす用座席（スペース2台）、車いす用エレベータ設置、傍聴席階段に手すり設置、要請ありの場合手話通訳準備。 ・声の市議会だより（一般質問の内容をCDまたはテープで年4回郵送）の送付。
大阪府	松原市	C	議場のバリアフリー化としてスロープや車椅子対応の議席、傍聴席を設置している。
大阪府	大東市	C	・傍聴席に車いす用スペースがある。 ・傍聴席のスロープ及び階段に手すりを設置した。
大阪府	和泉市	C	・議場内はスロープ設置によるバリアフリー対応。 ・議員席等は、車いす対応可能な仕様へ。 ・傍聴席に車いす使用者席を設置。 ・傍聴席にヒアリングループ補聴援助システムを整備。 ・傍聴席にUDトーク（音声認識システム）を設置（モニター表示）。 ・傍聴者向け手話通訳対応可能。
大阪府	箕面市	C	議場のバリアフリー化として、車椅子対応の演壇（高さ調整可能）を設置している。議場に車椅子専用の傍聴席（部屋）を設置している。
大阪府	柏原市	B	議場のバリアフリー化として、車いすの方でも支障なく移動できるよう、段差のスロープ設置対応や車いす対応の議席、演壇、車いすで入ることができる傍聴スペースを設けている。
大阪府	門真市	C	議場傍聴席に車いす使用者のスペースを確保。
大阪府	摂津市	B	・議場内のバリアフリー化としてスロープの設置。 ・傍聴席のバリアフリー化として、スロープ及び自動ドアの設置と車いす席の配置。 ・議場に向かう廊下に手すりの設置。
大阪府	高石市	B	傍聴席に車椅子用スペースを設けている。
大阪府	藤井寺市	B	議場内バリアフリー化済、演台の可動、傍聴席に車椅子席を設けている、手話通訳の予算措置済。
大阪府	四條畷市	B	傍聴席に入るには階段があるため、車椅子を利用した方が傍聴に来られた場合は、傍聴席ではないスペース（議場内）に、臨時的に傍聴スペースを設けることとしている。
大阪府	交野市	B	傍聴席に車椅子で入れないため、別（議場内）に傍聴スペースを設けている。
大阪府	大阪狭山市	B	傍聴席に車椅子スペースを設けている。傍聴者に手話通訳者を配置することができる制度がある。
京都府	京都市	H	議員席や演壇へのスロープの設置。難聴者用ヒアリングループの設置。傍聴席に設置したデイスプレイに手話通訳を挿入したインターネット中継映像を表示。手話通訳者の派遣。点字請願の受付。
京都府	福知山市	B	希望される方に、手話通訳　要約筆記。傍聴席の車いす対応。
京都府	舞鶴市	B	車椅子利用者用に議場傍聴席への自動昇降機を設置している。申込みにより傍聴席に手話通訳を配置している。
京都府	綾部市	A	希望があった場合、傍聴席に要約筆記、手話通訳を配置している。
京都府	宇治市	C	多目的トイレの設置。手話通訳の手配（事前申し込み）。車椅子対応の傍聴席。
京都府	亀岡市	B	車いすスペースの確保及び、依頼によりバリアフリー化の対応や傍聴席に手話通訳者を配置。段差なく傍聴席まで移動できる。イヤホンジャック設置。
京都府	城陽市	B	多目的トイレ・触知案内図を設置、車椅子用の階段昇降車を導入している。
京都府	長岡京市	B	議事堂のある五階に来なくても議会が視聴できるよう、庁舎一階の受付周辺で本会議と委員会のライブ放映をしている。一週間前に問い合わせがあれば、手話通訳の対応が可能である。一般質問を行う日は、音声を文字化して議場内のモニターに表示している。議場の傍聴者入口にスロープを整備している。車椅子のまま傍聴できるスペースを確保している。磁気ループを設置している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
京都府	向日市	B	・委員会室がある議会棟にスロープを設置している。・本会議場がある議場等に車椅子対応の議会中継視聴室を設けている。・希望者に傍聴席で手話通訳者を配置できる。
京都府	八幡市	B	議場のバリアフリー化として傍聴席に車椅子対応の席及びヒアリングループを設けている。委員会室にも傍聴者が車椅子で入れる。
京都府	京田辺市	B	議場のバリアフリー化として、車椅子対応の傍聴席の設置。
京都府	京丹後市	B	議場傍聴席へのスロープ、難聴者用ヘッドホンの設置、議会フロアへの多目的トイレの設置。
京都府	南丹市	A	傍聴席へのスロープと車椅子対応席を設置している。議会フロアに障害者用トイレを設置している。
京都府	木津川市	B	議長や委員会室のバリアフリー化、議場までのスロープなど。
滋賀県	大津市	E	聴覚障害者用モニターの設置。
滋賀県	彦根市	C	車椅子対応の傍聴席を設置している。また、議場内にスロープを設置している。聴覚障害者にヒアリングループ受信機を貸出している。
滋賀県	草津市	C	傍聴席に車椅子スペースを確保。必要に応じて、手話通訳による本会議および委員会対応。
滋賀県	栗東市	B	聴覚に障がいのある方を対象に、傍聴席に手話通訳者の配置をしている。（事前申込制）傍聴席のバリアフリー化を行った。
滋賀県	甲賀市	B	議場は、議員席及び執行部席の最前列は段差を無くしてフラットにしており、傍聴席は車いす用エレベータと聴覚障害者用磁気誘導ループシステムを設置している。会議前に申請があれば、手話通訳者を配置している。委員会室、議会フロアはフラットフロア化しており、多目的トイレもフロアの東西２か所に設置している。要望があれば資料を拡大印刷して傍聴者等に提供している。
滋賀県	野洲市	B	議場の傍聴席は車いす席対応。
滋賀県	湖南市	B	申し出に基づき傍聴席に手話通訳者を設置した。
滋賀県	高島市	A	議場の傍聴席はスロープを設置している。
滋賀県	東近江市	C	車椅子対応の傍聴席の設置、傍聴席に手話通訳を配置（申し出があった場合）。
滋賀県	米原市	A	議場のバリアフリー化として演壇へのスロープや車椅子対応の議席を設置している。また、FMループを全席に導入している。
滋賀県	長浜市	C	車椅子の方が傍聴できるよう議場の傍聴席の階段横に車椅子用リフトを設置している。耳の不自由な方も気軽に傍聴できるよう議場の傍聴席に音声認識表示システムの導入やイヤホン等を設置している。
兵庫県	神戸市	H	・議場における演壇付近への車椅子用段差解消機の設置及び議席周辺通路のフラット化（一部）。 ・議場、委員会室傍聴席への磁気ループ補聴システムの導入及び手話通訳、要約筆記者の手配（事前申込制）。 ・本会議のインターネット中継に手話通訳画像を追加。 ・議場で開催した市民報告会では、議員の座席。 ・動線が通常の議会と異なるため、車椅子を使用する議員の動線上に仮設のスロープを設置。
兵庫県	姫路市	G	傍聴席の一部にヒアリングループ設置、ヒアリングループ対応補聴器の貸出し、傍聴席の手すり設置、傍聴席の手話通訳者配置。
兵庫県	尼崎市	F	車いす傍聴席の設置。議場傍聴席に音声認識システムの設置。本会議場内スロープ設置。議会棟内に点字ブロックの設置。
兵庫県	明石市	E	本会議場に手話通訳者を配置し、傍聴者用のモニターに手話通訳者の映像をワイプで挿入している。本会議場に車椅子用の昇降機を設置し、議員席後方のスペースを車椅子用傍聴席として使用している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
兵庫県	西宮市	F	議場の傍聴席は、車椅子スペースを設けている。必要に応じて、議場及び委員会室の傍聴席にパソコン通訳及び手話通訳を配置している。
兵庫県	芦屋市	B	議場のバリアフリー化として演壇へのスロープ、演壇に昇降機、傍聴席にヒアリングループを設置している。
兵庫県	伊丹市	D	演壇の昇降及び車椅子対応、車椅子対応議席、車椅子対応傍聴席、多目的トイレ、ＡＩによる文字表示モニターや磁気ループシステムを導入している。
兵庫県	相生市	A	議場傍聴席に車いす対応の席を用意している。定例会・臨時会に限り、事前申し込みにより、傍聴時の手話通訳者を配置している。
兵庫県	豊岡市	B	議場、傍聴席及び委員会室をバリアフリー化している。
兵庫県	加古川市	D	車椅子対応の傍聴席を設置している。議場にFM補聴援助システムを設置している。
兵庫県	たつの市	B	聴覚障害がある傍聴者には、希望があれば手話通訳者を配置する。
兵庫県	西脇市	A	新議場の議席はフラット床を採用した。また傍聴席にはスロープを採用している。またボランティア団体に協力のもと本会議・委員会の中継に字幕を付ける活動を行っている。難聴者用にヒアリングループの設置。
兵庫県	宝塚市	D	議場にスロープを設置し車椅子対応可能としている。傍聴席には車椅子席２席を設け、盲導犬・介助犬の同伴も可能としており、磁気ループ席も設けている。希望者には手話通訳者・要約筆記者を派遣している（別途申込要）。
兵庫県	三木市	B	議場の傍聴席に車椅子席用のスペースを２席分設置している。また、事前に希望があった場合、本会議や委員会の傍聴時に手話通訳を配置している。
兵庫県	高砂市	B	議場のバリアフリー化として傍聴席へのスロープや車椅子に対応したスペースを確保している。議場・委員会室での会議の音声を聞き取りやすくする携帯型受信機の貸し出しを行っている。
兵庫県	川西市	C	傍聴者からの申し出に基づき手話通訳者の派遣を依頼する場合がある。
兵庫県	小野市	A	・傍聴席に磁気イヤーループアンテナを設置している。 ・傍聴席に車椅子スペースを設けている。 ・傍聴席への進入経路としてスロープを設置している。 ・議会フロアにだれでもトイレを設置している。
兵庫県	三田市	C	議場へのスロープや手すり、車椅子対応の傍聴席を設置している。
兵庫県	加西市	A	車いす用傍聴席の設置。傍聴席での手話通訳。ユニバーサルトイレの設置。発言内容をAIで字幕化し、傍聴席のモニターへ表示。
兵庫県	丹波篠山市	A	傍聴席に車いす用のスペースを確保している。希望者がある場合は手話通訳を配置している。
兵庫県	養父市	A	議場傍聴席の出入り口にスロープを設置している。議場議席用として、車椅子対応の持ち運びできるスロープを準備している。
兵庫県	丹波市	B	議場に傍聴者用の車椅子用スペースを設置、手話通訳者の配置（傍聴者から事前申込みがあった場合）。
兵庫県	南あわじ市	A	・議場床をフラットにしており、車椅子での移動を可能にしている。 ・傍聴席に、車椅子使用者席(2席）を設置している。 ・フロア内に多目的トイレを設置している。 ・フロア内の段差を極力なくしており、車椅子での移動を可能にしている。
兵庫県	淡路市	A	傍聴席への通路をスロープ化している。希望がある場合、磁気ループの設置を行っている。
兵庫県	宍粟市	A	傍聴席入口にスロープを設置している。車椅子対応の傍聴席を設置している。事前予約があれば、傍聴者に対し手話通訳者の派遣を依頼している。傍聴者への補聴器の貸し出しを行っている。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
兵庫県	加東市	A	議場の傍聴席の出入口前にスロープを設置している。また、傍聴席に車いす用のスペースを設けている。
奈良県	奈良市	E	・議場のバリアフリー化として、車椅子対応の議席を設置している。 ・令和５年12月定例会において手話通訳者を配置した。
奈良県	大和高田市	B	議場のバリアフリー化として、傍聴者席入口、執行部側入口、議場内議席までの通路にスロープを設置。傍聴者席後方に車いすスペースを設けている。難聴者向けヒアリングループの貸し出しを行っている。
奈良県	大和郡山市	B	議場のバリアフリー化として傍聴席にスロープがあり、議席の最前列、理事者席、演壇がフラットな構造になっている。エレベーターホールから議会棟内の廊下、委員会室など、すべてフラットになっている。
奈良県	天理市	B	車いす対応議席の設置。本会議場傍聴席から手話通訳の映像を見ることができる。
奈良県	橿原市	C	議場まで車椅子が通れるようにスロープを用意している。
奈良県	桜井市	B	・傍聴席のバリアフリー化。 ・傍聴席に補聴器。 ・人工内耳を使用されている方に音声がはっきり聞こえる装置を設置。
奈良県	五條市	A	傍聴席へのアプローチ及び傍聴席のバリアフリー化。
奈良県	御所市	A	傍聴席をバリアフリー化し、車いすのまま傍聴することが可能。
奈良県	生駒市	C	車いす用の傍聴席を設置している。
和歌山県	和歌山市	E	車椅子対応の傍聴席を設置している。
和歌山県	海南市	A	・傍聴席まではスロープとなっており、また、車いす専用スペースを設けている。 ・議席は車いす対応となっている。 ・聴覚障害者への配慮として磁気ループを設置しており、また、磁気ループ受信器を貸与している。
和歌山県	田辺市	B	議場のバリアフリー化として、議席へのスロープを設置している。傍聴席の手話通訳について希望があれば対応可能としている。（日程により希望に添えない場合もある。）
和歌山県	新宮市	A	議場のバリアフリー化として演壇等のフラット化、車椅子対応の議席等を設置している。議席、傍聴席にヒアリングループ補聴援助システムを導入している。
和歌山県	紀の川市	B	傍聴席へのスロープや車椅子用席を設置している。磁気ループ補聴システムを導入している。
和歌山県	岩出市	B	事前の申し出により傍聴者のための手話通訳を配置。車いす使用者のための傍聴席有。
鳥取県	鳥取市	C	議場のバリアフリー化として議場、傍聴席にスロープや車椅子対応のスペースを設けている。本会議映像に手話通訳の導入、インターネット中継と傍聴席のモニターに字幕表示を導入している。
鳥取県	米子市	C	車椅子対応の傍聴席を設置している。また、聴覚に障がいがある方を対象に、傍聴される際に手話通訳士（事前申込み必要）を派遣している。
鳥取県	倉吉市	A	議場、傍聴席までの通路のスロープ化。手すりの設置。車椅子が転回できる議席配置に変更。傍聴席の車椅子スペースの設置。
鳥取県	境港市	A	傍聴席入口の階段にロービジョンの方への配慮でオレンジ色のテープを貼っている。聴覚に障がいのある方の議会傍聴のために、手話通訳・要約筆記者を派遣してもらうこととしている。
島根県	松江市	C	傍聴入口にスロープを設け、車いすスペースを3台分確保している。また、議場内の議員席への経路にもスロープを設けているほか、傍聴席にはヒアリングループを埋設している。
島根県	浜田市	A	本会議のみ、傍聴席において手話通訳者の派遣を行っている（事前申し込みが必要）。
島根県	出雲市	C	本会議場傍聴席の入口にスロープを設置している。聴覚障害者向けの磁気ループシステムを導入している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
島根県	益田市	A	一般質問時に要望があれば手話通訳者を配置することとしている。
島根県	江津市	A	議場のバリアフリー化として議場のフロアをフラット化している。
島根県	雲南市	A	議場のバリアフリー化として傍聴入口へスロープや車椅子対応の席を設置している。
岡山県	岡山市	H	車いすで傍聴に来られる方のために階段昇降機を設置している。
岡山県	倉敷市	F	議場のバリアフリー化として演壇へのスロープ設置、傍聴席に車椅子対応の席を設置。
岡山県	津山市	B	車いす利用者用傍聴席の設置及び議場横に多目的トイレを設置している。
岡山県	玉野市	B	音声補助システム付の傍聴席を２席設けている。
岡山県	笠岡市	A	玄関にスロープ、議会棟内にエレベーターを設置している。
岡山県	総社市	B	議場における傍聴人の定員は45人であるが、そのうち2人は車いすを用いる者としている。
岡山県	備前市	A	議場のバリアフリー化として車椅子対応の傍聴席を設置している。ヒアリングループシステムを導入し難聴者への配慮を行っている。
岡山県	瀬戸内市	A	傍聴席へのスロープ。多目的トイレ。視覚障害者誘導用ブロック。点字案内付き手すりを設置。
岡山県	真庭市	A	予約に応じて、傍聴席に手話通訳者を配置。 補聴器・人工内耳を装着している方に、専用受信機（磁気ループ補聴システム）を貸出。
岡山県	浅口市	A	傍聴席にスロープを設置。
広島県	広島市	H	議場における車椅子対応（スロープ及び昇降機能付き演台の設置）がある。傍聴者から希望があれば、通訳者等を配置している（傍聴日３日前までに申し込み要）。
広島県	尾道市	C	議場、委員会室はバリアフリーとしている。議場の傍聴者用にヒアリングループを設置している。
広島県	呉市	D	車椅子対応議席、車椅子対応スロープ、傍聴席に直通の車椅子対応エレベーターを設置している。
広島県	三原市	B	議場の傍聴席への通路をスロープとしている。聴覚障害のある方など申込者に対し、手話通訳者を配置することが可能。車いす用の傍聴席を確保している。
広島県	三次市	A	車いすによる傍聴席への入場が可能。傍聴席に磁気ループを導入している。傍聴者が事前に希望すれば要約筆記を配置する。
広島県	大竹市	A	議場に車椅子対応の傍聴席を設置した。議会フロアにバリアフリートイレを設置した。
広島県	東広島市	C	傍聴席へのスロープ設置、車いす対応、傍聴者への手話通訳対応（申込制）、磁気ループ補聴システムの配置。
広島県	廿日市市	C	令和３年６月定例会より、本会議の映像配信（ライブ、録画配信）に手話通訳映像を合成し配信している。事前申し込みがあれば、本会議・委員会に手話通訳を配置している。議会棟内のトイレにオストメイト対応トイレを設置した。議場の演台と質問台を車椅子でも対応できるよう昇降式とした。
広島県	安芸高田市	A	・議場入口にスロープを設置している。 ・耳の不自由な方へイヤホン、防音傍聴室を設置している。
山口県	下関市	D	傍聴席の車椅子スペース設置、難聴者への補助機器導入。
山口県	宇部市	C	傍聴席のバリアフリー化として、車椅子用のスペースを確保するとともに、傍聴席入口付近の階段に車椅子用昇降リフトを設置した。
山口県	山口市	C	本会議の傍聴に際し、希望者へ手話通訳者、要約筆記者を配置している。
山口県	萩市	A	議場のバリアフリー化として演壇へのスロープを設置している。
山口県	防府市	C	傍聴席に手話通訳の配置（要予約）。傍聴席に車椅子専用スペースを設置。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
山口県	岩国市	C	車椅子の方が傍聴しやすいようスロープを設置している。
山口県	光市	A	議場のバリアフリー化として、スロープを設置している。
山口県	長門市	A	庁舎入口から傍聴席までをバリアフリー化している。
山口県	周南市	C	議場のバリアフリー化（車椅子対応）。
山口県	山陽小野田市	B	車椅子対応の傍聴席を設置している。
徳島県	徳島市	D	議場の傍聴席に、車椅子用のスペースを３席分設けているほか、難聴者用の無線補助設備（ループコイル）を設置している。
徳島県	小松島市	A	車椅子の方や体が不自由な方にも傍聴していただけるよう、バリアフリー傍聴席を設けている。
徳島県	阿南市	B	議場及び委員会室の傍聴席に車いすスペースを設けている。
徳島県	吉野川市	A	議場のバリアフリー化としてのスロープの設置。点字ブロックの設置。多目的トイレの設置。傍聴席のバリアフリー化。
徳島県	美馬市	A	聴覚障害がある議員の議席にヒアリングループを敷設している。
徳島県	三好市	A	議場のバリアフリー化として移動式スロープを準備。
香川県	高松市	F	・議場のバリアフリー化としてスロープを一部設置している。 ・要望があれば、手話通訳を介した傍聴を行うことができる。 ・車椅子対応の議席を設置している。
香川県	丸亀市	C	議場内のバリアフリー化とヒアリングループの設置を行っている。
香川県	坂出市	B	議場のバリアフリー化、磁気ループの設置。
香川県	善通寺市	A	傍聴席入り口へのスロープの整備、傍聴席の車椅子席設置、ヒアリングループの整備。
香川県	観音寺市	B	議場のバリアフリー化として点字ブロックを設置し、傍聴席までスロープも設置している。補聴器を使われている方が傍聴に来られた時のために専用の受信機を貸出できるよう用意している。聴覚、音声または言語機能に障害がある方が傍聴に来られた時のために、手話通訳を行うことを条例及び傍聴規則で定めている。
香川県	さぬき市	A	手話通訳実施規定を設けており、事前に提出される届出書に基づき関係機関へ手話通訳の派遣を要請し、傍聴席に手話通訳を配置することとしている。
香川県	東かがわ市	A	傍聴席のスロープ設置や車椅子への対応、また、申請に基づき傍聴席に手話通訳を設置している。
香川県	三豊市	B	議場の傍聴席に車いす用のスペースあり。
愛媛県	松山市	G	議場のバリアフリー化としてスロープや車椅子対応の議席を設置している。
愛媛県	今治市	C	本会議および委員会の傍聴において、事前の申込みにより、手話通訳、要約筆記の派遣を行っている。
愛媛県	宇和島市	B	傍聴席へのスロープの設置、車椅子用の傍聴スペースの設置。
愛媛県	八幡浜市	A	議場に車椅子対応の傍聴席を設置している。議会フロアに多目的トイレを設置している。
愛媛県	新居浜市	C	事前申し込みにより本会議傍聴席に手話通訳を配置するようにしている。
愛媛県	西条市	C	議会フロアのバリアフリー化。傍聴者席の車椅子対応。多目的トイレ。傍聴者に対する手話通訳要約筆記対応（要予約）。本会議場での補聴システム導入。
愛媛県	四国中央市	B	傍聴席までのスロープ設置。
愛媛県	伊予市	A	議場のバリアフリー化として傍聴席への車いす昇降機を設置している。また、市民に開かれた議会を目指す一環として、聴覚などに障がいのある方が傍聴できるように、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を受け、会議を傍聴することについて必要な要綱を制定している。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
愛媛県	西予市	A	庁舎建設時より、議員控室、委員会室はフラットフロアであり、傍聴席への通路にスロープを設置、議会フロアにバリアフリートイレを設置し、バリアフリー化している。本会議場は、固定式の座席であるが、バリアフリー対応可能。
愛媛県	東温市	A	傍聴席へのスロープの設置。
高知県	高知市	E	本会議場傍聴席にスロープを設置、本会議場に難聴者用ヒアリングループを設置。
高知県	宿毛市	A	傍聴席入口にスロープを設置するとともに車いす用の傍聴スペースを確保している。傍聴席に磁気ループアンテナを設置している。
高知県	安芸市	A	議場を多目的に使用するため、議席、傍聴席に段差はない。現状の議席、傍聴席ともに車いすにも対応可能。
高知県	土佐市	A	議場のバリアフリー化として演壇や自席や傍聴席を車椅子対応としている。
高知県	南国市	A	議席への車椅子対応のスロープを設置した。議会フロアトイレ（男子トイレ）を車椅子対応に改修した。
高知県	四万十市	A	傍聴席出入り口にスロープを設置している。
高知県	香美市	A	車椅子対応のスロープ及び議席（傍聴席）の設置。
高知県	香南市	A	階廊下から傍聴席までスロープを設置。
福岡県	北九州市	H	議場のバリアフリー化として、演壇の高さを調整する装置を取り付けた。
福岡県	福岡市	H	・議場のバリアフリー化として議場内へのスロープ設置や傍聴席に車いす用のスペースを確保している。 ・手話通訳者の派遣に対応している。
福岡県	久留米市	E	議場についてはスロープと手すり、車椅子対応の議席を改修工事により設置している。委員会室は元々バリアフリーとなっている。傍聴席では、音声が聞こえにくい方にイヤホン付FM受信機、タイループの貸し出し、希望される方には手話通訳や要約筆記を実施している。
福岡県	大牟田市	C	演壇用の稼働式スロープの活用、車椅子対応の議席の設置、必要に応じて傍聴席への手話通訳の配置などを行っている。
福岡県	直方市	B	傍聴席に手話通訳を配置している。
福岡県	飯塚市	C	議場傍聴席入口にスロープを設置。手話通訳の配置（要事前相談）。
福岡県	朝倉市	B	傍聴席に向かう通路にスロープを設置している。
福岡県	筑後市	A	傍聴席出入口の階段に手すりを設置した。
福岡県	嘉麻市	A	議席の前列はフラットになっており、車いす等に対応するため、質問席は高さが可動式のものを採用している。傍聴席はスロープやフラットな場所を提供できるようになっている。
福岡県	八女市	B	必要に応じて議場内にスロープを設置できるよう準備はしている。
福岡県	行橋市	B	議場のバリアフリー化として、演壇へのスロープを用意している。また、車椅子対応の議席及び傍聴席にも車椅子対応エリアを設置している。
福岡県	豊前市	A	傍聴席に手話通訳を配置（予約制）。
福岡県	小郡市	B	手話通訳を希望される方がいた場合、手話通訳を配置するようにしている。
福岡県	筑紫野市	C	議会フロアに身障者用トイレを設置している。
福岡県	大野城市	C	事前申込による手話や要約筆記の対応ができるようにしている。傍聴席に車イス席がある。
福岡県	宗像市	B	議場のバリアフリー化として議席へのスロープを設置した。
福岡県	太宰府市	B	議場のバリアフリー化を行っている。申し出があれば手話通訳を依頼するようにしている。
福岡県	糸島市	C	申し出があれば手話通訳を配置している。
福岡県	古賀市	B	議席、傍聴席へのアプローチはスロープによりバリアフリー化を実施している。
福岡県	福津市	B	議場の傍聴席に車椅子専用スペースを設置して、その出入り口までの段差にスロープを設けている。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
福岡県	うきは市	A	議場のバリアフリー化として傍聴席へのスロープを設置している。
福岡県	宮若市	A	難聴者から傍聴希望があれば、手話通訳者を依頼している。 傍聴席に磁気ループを設置している。
福岡県	みやま市	A	議場のバリアフリー化としてスロープ設置。
福岡県	那珂川市	A	・議場のバリアフリー化として、スロープを設置している。 ・手話通訳の要望があった際は、対応できる体制を整えている。 ・議会事務局窓口に、筆談ボードを設置している。
佐賀県	佐賀市	D	傍聴席のバリアフリー化（エレベーターの設置、文字情報用モニターの設置、赤外線補聴システムの導入）。
佐賀県	唐津市	C	議場傍聴席に、聴覚障がい者のための音声自動文字化のモニター、自動ドア、エレベーターを設置している。また、車いす用の傍聴スペースを設けている。
佐賀県	鹿島市	A	傍聴席に車椅子スペースを確保している。
佐賀県	伊万里市	B	議場入り口に簡易のスロープ。執行部席の椅子を撤去し、車椅子に対応。議員席用のスロープ（必要に応じて設置）。
佐賀県	鳥栖市	B	新庁舎の建設に伴い、 ・議場のバリアフリー化（傍聴席へのスロープ、議員席、演壇へのスロープ）。 ・難聴者支援設備として希望者へ磁気ループ機器の貸し出し 議会報告会で手話通訳の実施。
佐賀県	武雄市	A	傍聴席へ入る際スロープを設置している。議員席に車椅子で着席できるようにしている。
佐賀県	小城市	A	議場のバリアフリー化として傍聴席のスロープ対応、車いす対応の議席を設置している。
佐賀県	嬉野市	A	車椅子専用の傍聴席を整備済み。耳が聞こえにくい方用に傍聴席にイヤホンを設置。
佐賀県	神埼市	A	傍聴席に車椅子専用席を設置している。
長崎県	長崎市	E	新市庁舎建設に伴い、議場や傍聴席、議員控室、トイレなどをバリアフリー化した。また、傍聴席については、車椅子利用者用の傍聴スペースや手話通訳を放映するためのモニターを設置したほか、本会議や委員会を傍聴する際に、聴覚に障害のある方や難聴の方が会議の音声を鮮明に聴き取ることができるように補聴援助システムを導入し、機器を貸し出している。
長崎県	佐世保市	D	議場のバリアフリー化として、車いすで議場に出入りするための昇降リフトの設置や質問席及び答弁席周辺の段差を解消した。また、令和4年以前より、車椅子用の傍聴席を設けている。
長崎県	島原市	A	傍聴席に車椅子用の場所を設置している。
長崎県	諫早市	C	議員の車いすでの議場への進入についてはスムーズではない箇所もあるが、車いす用の議席から演壇までの移動はスロープを利用することにより可能である。なお、演壇の周囲は段差がない形状になっている。
長崎県	壱岐市	A	議場へのスロープ設置。
長崎県	五島市	A	議場にスロープあり、議場や委員会室等の出入口に段差なし、トイレのバリアフリー化（オストメイト対応等）、傍聴席に車椅子席設置など。
長崎県	雲仙市	A	傍聴席へのスロープ及び車椅子での傍聴スペースを設置している。
熊本県	熊本市	H	議場のスロープに手すりを設置、質問者席のフロアを昇降式へ、本会議及び予算決算委員会における手話通訳の配置、議場の質問者席を車椅子対応とするため固定式の椅子を可動式の椅子へ変更。
熊本県	八代市	C	傍聴席において難聴者のためのヒアリングループの導入や、車いす利用者のスペース確保、傍聴席へ入場する際のスロープ設置、手話通訳者の配置などの対応を行っている。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
熊本県	人吉市	A	令和4年5月から新庁舎供用開始となり１階から議場のある４階までエレベーターで移動可。議場内の議員席や質問席までの動線及び傍聴席への動線にスロープがあり車いすのまま傍聴可。演壇は上下可動式。演壇までは可動式のスロープがあり車いすで使用可能。
熊本県	荒尾市	A	議場のバリアフリー化として傍聴席にスロープを設置している。
熊本県	水俣市	A	新庁舎建設に伴い、議場をバリアフリー化（スロープ設置、傍聴席の車椅子スペース、演台及び一般質問席を電動で昇降。）。議会フロアに点字ブロック設置。多目的トイレ設置（センサーによる音声案内機能あり）。補聴器使用者へ直接信号を送れる議場音響システムを導入。
熊本県	玉名市	B	議場の議席、執行部席の最前列及び演壇のほか委員会室など議会棟フロアはバリアフリーとしている。また、傍聴席の入口までスロープを設置、傍聴席には車いす専用のスペースを設けている。
熊本県	山鹿市	A	議場のバリアフリー化として演壇及び傍聴席への車椅子対応のスロープを設置している。
熊本県	天草市	B	議場内の傍聴席にスロープの設置や車椅子対応のスペースを確保している。
熊本県	菊池市	A	傍聴席へのスロープの設置。傍聴席に車椅子対応のスペースを設置。
熊本県	宇土市	A	傍聴席に車いす用のスペースを用意している。議場の演壇は段差を設けずバリアフリー化している。
熊本県	宇城市	B	傍聴席のバリアフリー化。議会棟のスロープ設置。
熊本県	阿蘇市	A	議会棟内の全フロアーをバリアフリー化している。
大分県	大分市	F	傍聴席に手話通訳・要点筆記を配置（要事前申請）。傍聴席までのスロープ設置。日程表、質疑質問順位表、市議会だよりの点字版を配布、テキスト版をＨＰに掲載。
大分県	別府市	C	議場は段差がなく車いす対応可。議会棟の２階と３階に多目的トイレを設置している傍聴席にて手話通訳を配置する委託契約を締結している車いす対応の傍聴席を設置している。
大分県	中津市	B	傍聴席に車椅子用スペースを確保している。また、手話通訳等実施要項を定めており、希望者には傍聴時に手話通訳又は要点筆記を行うこととしている。
大分県	日田市	B	希望があれば、傍聴席に手話通訳を配置している。
大分県	臼杵市	A	９月定例会の一般質問の際、手話言語条例の運用に関する質問の際に、聾唖者の方を招き、傍聴席に手話通訳を配置した。
大分県	豊後高田市	A	傍聴席移動用車いすリフト、車いす傍聴者用スペースを設置。
大分県	杵築市	A	議会棟入り口から傍聴席までの間の段差が無い。車椅子対応のトイレを設置している。
大分県	宇佐市	B	車椅子対応の議席を設置した。
大分県	豊後大野市	A	傍聴席へのスロープの設置、傍聴者への補聴器の貸出し。
大分県	由布市	A	議場にスロープ設置。多目的トイレの設置。
宮崎県	宮崎市	E	議場のバリアフリー化として演壇にスロープを設置している。また、傍聴席に車椅子対応のスペースがある。
宮崎県	都城市	C	議場の傍聴席に車椅子対応のスペースを設置している。
宮崎県	延岡市	C	議場のバリアフリー化議場傍聴席に、補聴器・人口内耳を装用されている人に音声がはっきり聞こえる装置を設置。
宮崎県	日南市	A	議会フロアをバリアフリーにしている。
宮崎県	小林市	A	傍聴席入口はスロープになっており、車椅子での傍聴スペースも設けている。
宮崎県	日向市	B	議場および議会フロアのバリアフリー化、車椅子対応の議席、磁気ループ設備、ＵＤトーク（音声認識文字変換アプリ）の使用、親子席（別室）の設置、傍聴席近くにバリアフリートイレの設置。
宮崎県	西都市	A	議場のバリアフリー化。傍聴席のバリアフリー化。エレベーターの設置。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
鹿児島県	鹿児島市	G	・議場傍聴席に車椅子スペースの設置。 ・傍聴者にワイヤレス補聴器の貸与。 ・手話通訳・要約筆記（無料）希望者への対応。 ・補助犬の傍聴への同伴が可能。 ・議場内議席部分の段差のスロープ化。 ・議席は取り外しにより車椅子に対応可能。 ・演壇の高さ調整機能。
鹿児島県	薩摩川内市	B	傍聴席に車椅子スペースを設けている。議場入り口にスロープを設置し一部をバリアフリー化している（議員対応用）。
鹿児島県	鹿屋市	B	車椅子用の傍聴場所を設置している。
鹿児島県	奄美市	A	議場のバリアフリーのため、移動式のスロープを準備している。
鹿児島県	阿久根市	A	車椅子用の傍聴席を設置した。着席したままの発言を認めている。
鹿児島県	指宿市	A	簡易スロープ等を利用して車椅子で議場の演壇や議席に入場できることの確認を行った。
鹿児島県	出水市	B	議場をバリアフリー化している。
鹿児島県	南さつま市	A	傍聴席に車椅子専用スペースを設けている。また、委員会室はバリアフリー化している。
鹿児島県	霧島市	C	エレベーターの点字表示。傍聴席において難聴者用イヤホンの貸出し。
鹿児島県	姶良市	B	身障者用トイレ及び車いす対応の傍聴席を整備している。
沖縄県	那覇市	E	傍聴席・・・車いす使用者席の設置、補聴器、人工内耳装用者へはっきりと聞こえる装置を設置、補聴器をお持ちでない方へ専用受信機の貸し出し、手話通訳者の配置（事前申請必須）。
沖縄県	石垣市	B	傍聴席に車いす用スペースを確保している。
沖縄県	沖縄市	C	議場、議場から演壇までの経路、全委員会室は段差なく進入可能。車いすに対応できる議席の設置可能。また、傍聴席へは音声認識表示システムと連動した字幕表示モニターを導入。
沖縄県	浦添市	C	○議会棟内の案内表示の点字化。 ○聞こえに不安のある方のための磁気ループ設置。 ○本会議の音声をAIにより即時に字幕化し、傍聴席の大型モニターに投影。 ○議会棟内への点字ブロック設置。
沖縄県	名護市	B	議会フロアに身障者用トイレが設置されている。
沖縄県	糸満市	B	傍聴席までのスロープ設置、車いす対応の議員席を設置している。
沖縄県	豊見城市	B	議場のバリアフリー化として傍聴席へのスロープや、車椅子対応のスペースを傍聴席へ設けている。議場（傍聴席）における難聴者用磁気ループ（ヒアリングループシステム）を配備している。議場近くのトイレに優先トイレを設置している。
沖縄県	うるま市	C	傍聴席に、車いす専用スペースを設置している。ヘッドホンが使用できる。傍聴席に磁気ループを設置している。
沖縄県	宮古島市	B	議場のバリアフリー化（質問席設置等）。
沖縄県	南城市	A	議場、傍聴席のバリアフリー、磁気ループの導入。

お問合せ先
全国市議会議長会　企画議事部
TEL　03-3262-2309
FAX　03-3263-5751
https://www.si-gichokai.jp